

9月30日（火）

出席委員

委員長 石田秀男
副委員長 筒井ようすけ
同 若林ひろき
委員 のだて稔史
同 やなぎさわ聰
同 ゆきた政春
同 澤田えみこ
同 おぎのあやか
同 石田ちひろ
同 吉田ゆみこ
同 せらく真央
同 松本ときひろ
同 新妻さえ子
同 えのした正人
同 山本やすゆき
同 安藤たい作
同 鈴木ひろ子

委員 横山由香理
同 高橋伸明
同 つる伸一郎
同 西村直子
同 まつざわ和昌
同 松永よしひろ
同 高橋しんじ
同 西本たか子
同 中塚亮
同 須貝行宏
同 塚本よしひろ
同 こんの孝子
同 せお麻里
同 大倉たかひろ
同 田中たけし
同 藤原正則

欠席委員

木村健悟

他の出席議員

渡辺ゆういち

出席説明員

区長 森澤 恭子	地域活動課長 平原 康浩
副区長 堀越 明	生活安全担当課長 澤邊伸幸
副区長 新井 康	八潮まちづくり担当課長 今井達也
企画経営部長 久保田 善行	戸籍住民課長 築山 懇
企画課長 崎村 剛光	文化観光スポーツ振興部長 辻 亜紀
財政課長 加島 美弥子	スポーツ推進課長 守屋 尊
DX戦略担当課長 西澤 拓	子ども未来部長 佐藤憲宣
税務課長 (定額減税調整給付金担当課長兼務) 宮澤 俊太	子ども育成課長 上野晶子
区長室長 柏原 敦	子ども家庭支援センター長 吉野誠
新庁舎整備担当部長 遠藤孝一	保育入園調整課長 芝野 諭
総務課長 (秘書担当課長兼務) 藤村 信介	品川区児童相談所長 原彰彦
コンプライアンス推進担当課長 川村 有賀子	福祉部長 寺嶋 清
人事課長 宮尾 裕介	福祉計画課長 東野俊幸
地域振興部長 川島 淳成	高齢者福祉課長 菅野令子
	高齢者地域支援課長 横村潤

生活福祉課長
(生活支援臨時給付金担当課長兼務)
豊嶋俊介

健康推進部長
(品川区保健所長兼務)
阿部敦子

健康推進部次長
(品川区保健所次長兼務)
(地域医療連携課長事務取扱)
高山崇

保健予防課長
五十嵐葉子

生活衛生課長
赤木和貴

国保医療年金課長
山下隆

都市環境部長
鈴木和彦

都市整備推進担当部長
(広町事業担当部長兼務)
鶴田正明

都市計画課長
高梨智之

住宅課長
川原由香乃

木密整備推進課長
小川晋

都市開発課長
中道元紀

まちづくり立体化担当課長
大石英之

環境課長
中西俊介

品川区清掃事務所長
篠田英夫

防災まちづくり部長
溝口雅之

災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
七嶋剛士

地域交通政策課長
櫻木太郎

道路課長
(用地担当課長兼務)
森一生

公園課長
大友恵介

河川下水道課長
関根喜雄

防災課長
羽鳥匡彦

防災体制整備担当課長
遠藤慎之

災害対策担当課長
星英孝

会計管理者
品川義輝

教育課長
伊崎みゆき

教育次長
米田博

庶務課長
船木秀樹

学校施設担当課長
荒木孝太

学務課長
石井健太郎

教育総合支援センター長
丸谷大輔

選挙管理委員会事務局長
今井裕美

区議会事務局長
大澤幸代

○午前 9時30分開会

○石田（秀）委員長 ただいまより、決算特別委員会を開きます。

委員会の審査に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会は、去る9月19日の本会議におきまして34名の委員により設置されました。これまでと同様に理事会を設置し、計画された審査日程等に基づいて、令和6年度各会計決算の審査を行うものであります。

このたび、委員長の大役を皆様方のご推挙により私が仰せつかり、重責を担うことになりました。幸いにして各会派より優秀な副委員長、また理事の方々が選出されましたので、皆様と一致協力いたしまして、誠心誠意、全力を尽くしてまいる所存でございます。私の記憶でもう二十何年間やっておりますけれども、予算特別委員会、決算特別委員会と、連続して委員長をやるのは初めてだと思っておりますが、ぜひ皆さん、活発な議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。また理事者の皆様にも、いろいろな質問が来ると思いますが、ぜひ的確な、明快な形で、少し短めにやつていただけると助かると思いますが、そのほうが質問するほうも時間が取れますので、ぜひその点にも配慮していただき、「これはもう大変だ」と思うものは、あえて長くしていただきても構いませんので、そういうことも踏まえながらやっていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ぜひこの7日間、よろしくお願ひします。

それでは、ただいまから着席のまま発言させていただきます。

引き続きまして、区長より発言を求められておりますので、よろしくお願ひいたします。

○森澤区長 おはようございます。決算特別委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日からご審査いただきます令和6年度予算は、全区民アンケートの調査結果の分析から、真に区民の幸せに資する施策へ大胆かつ戦略的に予算配分し編成したウェルビーイング予算に基づくものであります。新たな施策として、学用品の完全無償化、災害に備えた携帯トイレの全世帯への無償配布、介護人材確保のための区独自の手当の創設などを政策パッケージとして打ち出し、多様化する区民ニーズに応えるべく取り組んできた各施策の成果を、決算という側面からご審議いただきたく、よろしくお願ひいたします。

他方、今後、来年度に向けた令和8年度予算案の編成が山場を迎えます。限られた財源を最大限に活かすためには、常にこれまでの事業の不斷の検証、見直し、アップデートを図っていく必要があります。委員の皆様には、議論の充実に資するよう、事務事業評価シートもお示ししているところであります。新たな施策を展開するためには、それを支える財源などのリソースの確保が不可欠であります。本委員会では、委員の皆様から率直なご意見を頂き、区民のニーズと時代の変化を捉えたスクラップ・アンド・ビルトにより、既存事業を大胆に見直す機会にもしていきたいと考えております。それにより、区民の幸せ、ウェルビーイングに資する予算へと、より一層磨き上げてまいりたいと考えております。

本日から始まる審議の中で、ぜひ前向きなご指摘や提案を頂き、今後の施策展開や予算編成に反映してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長 それでは、当委員会の運営につきまして、あらかじめ理事会で種々協議いたしました結果、お手元に配付の資料「決算特別委員会の運営について」を作成いたしました。

これより、筒井副委員長がご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○筒井副委員長 決算特別委員会の運営につきまして、お手元の資料によりご説明いたします。

まず、第1項、理事および理事会の設置につきましては、本委員会を円滑に運営するため設置されたものであります。組織および協議事項は資料のとおりでございます。

次に、第2項、審査日程につきましては、審査日数を7日間とし、その日に予定した審査は、終了予定時間を超えても完結することとし、審査日程の変更は致しません。具体的な審査日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

次に、第3項、開会、閉会および休憩につきましては、資料のとおりでございますが、特に開会時間は、審査促進のため、定刻開会に一層のご協力をお願ひいたします。

次に、第4項、款別審査の質疑等についてでございます。各会派におかれましては、あらかじめ定めた質問時間の枠の範囲内で質問者をお決めいただき、前日までに、副委員長または理事を通じて、委員長に通告をお願いいたします。無所属の委員が質問する場合も同様となります。

なお、質問時間は、会派におかれましては、1人当たりの質問時間は、答弁時間も含めて、10分、15分、20分のいずれかとし、無所属の委員は、答弁時間も含めて1日につき10分となります。

質疑の際は、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しください。また資料を提示される場合は、パネル等の取扱い基準にのっとり、事前に委員長にお申し出の上、あらかじめ許可を得ている旨を一言添えてください。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らしますので、質問の途中でありますても、直ちに取りやめていただきます。

関連質疑につきましては、委員長の許可により、5分以内で行うことを可能とし、終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

また、1日に複数の項目を審査する場合は、一括説明、一括質疑の運営形態といたします。

次に、第5項、総括質疑につきましては、例年と同様に、特に政策的な質疑をお願いいたします。なお、質疑は、別に用意いたします質問者席で行い、質疑の順序は大会派順といたします。また、理事者におかれましては、総括質疑という性質上、原則として部長級以上および財政課長が答弁されますよう、お願ひいたします。

最終日は、総括質疑の終了後、各会派の意見表明、表決という手順で進めることとなります。

次に、第6項、委員会傍聴の取扱いにつきましては、5階の理事者控室に当委員会の音声を放送いたします。

次に、第7項、資料要求につきましては、理事会で協議の上、必要な資料を要求し、既にS i d e B o o k sに資料を登録しております。

以上で、委員会の運営につきましての説明を終わります。ご協力のほど、重ねてよろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長 よろしいですね。ご質疑等がないようござりますので、以上の説明について、全てご了承を得たものとして決定し、それに沿って運営させていただきます。

それでは、審査に先立ち、令和6年度決算の概要および財務4表について、説明をお願いいたします。

○品川会計管理者 おはようございます。本日から決算特別委員会、どうぞよろしくお願ひいたします。

私から、まず一般会計決算の概要と地方公会計制度に基づく財務諸表についてご説明申し上げます。

最初に一般会計決算の概要からご説明申し上げます。令和6年度品川区各会計歳入歳出決算書の523ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は2,164億4,488万703円で、対前年度7.9%、金額にしまして159億1,557万289円の増であります。

歳出総額は2,097億31万1,574円で、対前年度8.0%、金額にしまして155億4,474万3,041円の増であります。

その下、歳入歳出差引額は67億4,456万9,129円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源、1億3,811万2,660円を差し引いた実質収支額は、66億645万6,469円で、黒字決算となりました。

以上で概要の説明を終わります。

続きまして、地方公会計制度に基づく財務諸表についてご説明させていただきます。515ページをご覧ください。

財務諸表につきましては、一般会計と各会計合算と表記しておりますが、説明は一般会計の数値でさせていただきます。

初めに貸借対照表ですが、こちらは現時点の資産を示す表となっております。

表の左下、資産の部合計は2兆3,660億円余で、基金および施設建設などによる固定資産の上昇により増加しております。

表の右上、負債の部は290億円余で、将来の区民負担を示すものであり、特別区債の増加により前年増となっております。

表の右側中段から下、正味財産の部は2兆3,369億円余で、158億円余の増。こちらは、実質的な財産価値を示しております。正味財産比率は98.8%と高く、将来世代への負担なく、社会資本の形成がされていることが分かります。

続きまして、516ページをお願いします。

行政コスト計算書は、一会計期間の収支を明らかにする表であります。表の上段、行政収入では特別区財政調整交付金が57億円余の増、表の中段、行政費用では物件費や扶助費が上昇しております。表の下段、当期収支差額は147億円余で、前年より97億円余の増であります。

続きまして、517ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書は、一会計期間における、行政サービス、社会資本整備等投資、財務の3つの活動分野の現金収支を表示した表になります。表の左下、行政サービス活動収支差額が204億円余となっておりまして、この黒字部分を社会資本整備に回せていることが分かります。また、表の下、形式収支が67億円余となっており、前年よりも現金が4億円余増加してございます。

最後に518ページをお願いいたします。

正味財産変動計画書は、貸借対照表の正味財産の部の一会計期間の増減を要因別に表示したものでございます。表の右下、当期末残高の合計が、515ページの貸借対照表の右下になります正味財産の部の合計と一致するものでございます。

また、519ページには、財務諸表に係る注記を載せております。

○石田（秀）委員長 以上で、令和6年度決算の概要および財務4表についての説明を終わります。

次に、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標について発言を求められておりますので、説明をお願いいたします。

○加島財政課長 それでは私から決算状況につきまして、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標についてご説明させていただきます。

令和6年度主要施策の成果報告書の74ページをお開きください。決算状況一覧表でございます。

こちらの一覧表は、全国の自治体を同じ基準で比較できるように、地方財政状況調査、いわゆる決算統計として、計算方法や様式が統一のものとなっております。こちらに記載されている数字でございますが、普通会計となっており、先ほど会計管理者から説明がありました数値と若干異なる項目もございます。

初めに決算状況の概略ですけれども、令和6年度におきましても、主要な財政指標の数値は良好で、引き続き財政の健全性を維持している決算状況となっております。

74ページ左上、上から2つ目の表をご覧ください。令和6年度の歳入総額Aにつきましては、2,160億2,339万5,000円で対前年度比7.9%の増、その下、歳出総額Bにつきましては、2,092億7,882万6,000円で8.0%の増となっております。その下、歳入歳出差引額Cは67億4,456万9,000円で、こちらの金額が普通会計の形式収支でございます。その下、翌年度に繰り越すべき財源Dにつきましては1億3,811万3,000円で、実質収支Eは66億6,45万6,000円でございます。その下の単年度収支Fにつきましては、7億1,226万3,000円でございます。

右側の75ページをご覧ください。

左上の歳入でございますけれども、初めに一般財源ですが、1行目、特別区税につきましては、586億6,863万2,000円で、納税義務者数の増加などにより1.9%の増であります。

その5行下、地方消費税交付金は128億6,270万9,000円で、4.9%の増でございます。

さらに5行下、特別区財政調整交付金につきましては498億7,437万9,000円で、12.9%の増でございます。

さらに4行下をご覧ください。一般財源の計は1,285億3,468万5,000円で、9.3%の増となっております。

表の一番下から1行上、特定財源の計につきましては、874億8,871万円で6.0%の増となっております。

次に、表右側の性質別歳出をご覧ください。

一番上の人件費につきましては15.3%の増で、退職金の発生等によるもの、3行下の扶助費につきましては3.7%の増で、定額減税補足給付金や公定価格の上昇による区内私立保育園経費の増などによるものでございます。

以上によりまして、4行下の義務的経費の計は7.5%の増でございます。

続きまして、表の一番下から空欄を除きまして1行上、投資的経費の計は14.8%の減で、総合区民会館や品川歴史館の大規模改修の完了等によるものでございます。

次に、左下の目的別歳出になります。構成比が高い順に、民生費が49.9%、教育費は14.2%、以下、総務費、土木費、衛生費の順となっております。

恐れ入ります。74ページに戻りまして、上から2つ目の表の右側をご覧ください。表の下から5行

目になります。こちら、実質収支比率につきましては5.4%で0.2ポイントの増、1行下、経常収支比率は78.1%で1.3ポイントの増となります。

1行下の地方債現在高につきましては、143億6,645万6,000円で、1億651万4,000円の増となっております。

ページ一番下の表の右側、積立金の状況でございますが、一番下の行、令和6年度末現在高の合計は1,037億1,952万6,000円で、91億8,744万6,000円の増となっております。

以上で、決算状況一覧表の説明を終わります。

続きまして、財政健全化判断比率についてご説明をさせていただきます。別紙の報告第28号をご覧いただければと思います。

こちらにつきましては、地方公共団体財政の健全化に関する法律に基づき、4つの指標を公表し、それぞれ設定された基準を上回った場合には、健全化計画財政再生計画を策定する義務が各自治体に課せられているものでございます。

1ページ目をご覧ください。上段の表の健全化判断比率でございます。

初めに実質赤字比率でございますが、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の比率を表しております。算出しました数字は、一般会計が黒字であるため横棒の表示となっており、実際の数値はその下の段に括弧書きに表記させていただいております。マイナス5.42%でございます。早期健全化基準11.25%および財政再生基準20%が基準値となっており、品川区の数値は基準値と比べまして、かなり低い数値であり、良好な財政状況であることを示しております。

次に連結実質赤字比率ですが、標準財政規模に対する一般会計と特別会計を合わせた全会計の赤字額比率です。全会計とも黒字でございますので横棒の表示となっており、実際の数値につきましては、マイナス6.90%です。早期健全化基準16.25%、財政再生基準30%で、全会計を合わせましても良好な財政状況であることを示しております。

3つ目、実質公債費比率です。これは、標準財政規模等に対する借入金の返済額等の過去3年間の平均比率です。この項目はマイナスでも表記することと定められておりますので、公式比率の欄はマイナス3.0%となっております。早期健全化基準25%、財政再生基準35%で、良好な数値となっております。

最後に将来負担比率でございますが、これは標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負担を基金等から差し引いた額の比率で、数値につきましてはマイナス92.9%となっております。早期健全化基準は350%であり、基準と比べまして、こちらもかなり低い数値であり、良好な状況となっております。

○石田（秀）委員長 以上で、決算統計上の数値および、財政健全化法に基づく各指標についての説明が終わりました。

それでは、令和6年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳入全般、そして歳出のうち、第1款議会費、第8款公債費および第9款予備費といたしますので、ご了承願います。

それでは、これより、本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○品川会計管理者 それでは私から一般会計の歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書の52ページをご覧ください。

第1款特別区税は、予算現額、こちらは左から2列目の計の部分になります。こちらで、金額

が566億5,800万円であります。

それから4列右に移っていただきまして、収入済額です。586億6,863万1,777円で、収入率は103.5%、対前年度11億1,246万5,262円、1.9%の増であります。各項目の収入済額につきましては、1項特別区税は551億7,898万3,911円で、対前年度11億7,587万7,196円、2.2%の増であります。

2項軽自動車税は1億4,964万5,404円で、対前年度250万9,602円、1.7%の増であります。

54ページをお願いいたします。3項特別区たばこ税は33億4,000万2,462円で、対前年度6,592万1,536円、1.9%の減であります。

第2款地方譲与税は、予算現額5億5,700万円、収入済額は5億7,489万4,000円で、収入率は103.2%、対前年度25万4,000円の増であります。

56ページをお願いいたします。第3款利子割交付金は、予算現額3億円、収入済額は3億245万7,000円で、収入率は100.8%、対前年度8,627万4,000円、39.9%の増であります。

第4款配当割交付金は、予算現額12億円、収入済額15億6,165万8,000円で、収入率は130.1%、対前年度4億933万4,000円、35.5%の増であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、予算現額10億円、収入済額は22億8,432万7,000円で、収入率は228.4%、対前年度10億4,124万5,000円、83.8%の増であります。

58ページをお願いいたします。第6款地方消費税交付金は、予算現額115億円、収入済額は128億6,270万9,000円で、収入率は111.8%、対前年度6億343万1,000円、4.9%の増であります。

第7款環境性能割交付金は、予算現額1億9,000万円、収入済額は2億1,130万9,947円で、収入率は111.2%、対前年度4,965万1,719円、30.7%の増であります。

第8款地方特例交付金は、予算現額21億6,161万7,000円、収入済額21億6,161万7,000円で、収入率は100%、対前年度19億2,915万1,000円、829.9%の増であります。

第9款特別区交付金は、予算現額468億円、収入済額は498億7,437万9,000円で、収入率は106.5%、対前年度57億448万2,000円、12.9%の増であります。

60ページをお願いいたします。1目普通交付金は、収入済額469億7,909万5,000円で、対前年度49億6,972万2,000円、11.9%の増であります。

2目特別交付金は、収入済額28億9,528万4,000円で、対前年度7億776万円、32.4%の増であります。

第10款交通安全対策特別交付金は、予算現額3,100万円、収入済額は3,270万2,000円で、収入率は105.4%、対前年度マイナス92万6,000円、2.8%の減であります。

第11款分担金及び負担金は、予算現額20億208万6,000円、収入済額は19億6,026万9,258円で、収入率は97.9%、対前年度1億2,846万671円、7%の増であります。主なものは、保育園保育料、公害健康被害補償費負担金であります。

64ページ中段をお願いいたします。第12款使用料及び手数料は、予算現額45億9,428万3,000円、収入済額45億5,129万3,274円、収入率は99%、対前年

度5,128万2,352円、1.1%の増であります。

1項使用料は、収入済額38億3,448万8,403円、対前年度1,944万8,662円、0.5%の増であります。主なものは、学校施設使用料、区民住宅使用料であります。

80ページをお願いいたします。2項手数料は、収入済額7億1,680万4,871円で、対前年度3,183万3,690円、4.6%の増であります。主なものは、廃棄物処理手数料、戸籍証明手数料であります。

88ページ、下段をお願いいたします。第13款国庫支出金は、予算現額341億938万3,000円、収入済額323億422万5,615円、収入率は94.7%、対前年度22億8,224万9,198円、7.6%の増であります。

1項国庫負担金は、収入済額237億7,373万5,898円、対前年度12億2,796万4,981円、5.4%の増であります。主なものは、児童手当給付金、児童保育費であります。

92ページをお願いいたします。2項国庫補助金は、収入済額85億481万9,590円、対前年度10億3,639万6,972円、13.9%の増であります。主なものは、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金、デジタル基盤改革支援補助金であります。

続きまして、106ページをお願いいたします。第3項国庫委託金は、収入済額2,567万127円、対前年度1,788万7,245円、229.8%の増であります。

108ページをお願いいたします。第14款都支出金は、予算現額245億7,978万3,000円、収入済額242億6,311万6,931円、収入率は98.7%、対前年度18億5,891万8,396円、8.3%の増であります。

1項都負担金は、収入済額72億7,932万7,158円、対前年度5億9,166万882円、8.8%の増であります。主なものは、児童保育費、児童手当給付金であります。

112ページをお願いいたします。2項都補助金は、収入済額153億9,320万9,199円、対前年度8億5,642万1,897円、5.9%の増であります。主なものは、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金、公立学校給食費負担軽減事業補助金、保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金であります。

140ページをお願いいたします。3項都委託金は、収入済額15億9,058万574円、対前年度4億1,083万5,617円、34.8%の増であります。主なものは、衆議院議員選挙費、都知事選挙費であります。

144ページ下段をお願いします。第15款財産収入は、予算現額8億1,392万6,000円、収入済額は8億5,778万3,989円、収入率は105.3%、対前年度3,115万9,249円、3.8%の増であります。主なものは、公共施設整備基金利子、義務教育施設整備基金利子であります。

148ページの中段をお願いします。第16款寄附金は、予算現額27億5,367万3,000円、収入済額は27億174万1,004円、収入率は98.1%、対前年度24億2,682万971円、882.7%の増であります。主なものは一般寄附金であります。

150ページの下段をお願いいたします。第17款繰入金は、予算現額161億3,703万7,000円、収入済額は46億8,294万1,117円、収入率は29%、対前年度マイナス26億9,016万6,230円、36.5%の減であります。主なものは、公共施設整備

基金、義務教育施設整備基金からの繰入金であります。

152ページ、下段をお願いいたします。第18款繰越金は、予算現額63億7,374万950円、収入済額63億7,374万1,881円、収入率は100%、対前年度マイナス2億424万2,487円、3.1%の減であります。

154ページをお願いいたします。第19款諸収入は、予算現額88億1,483万3,000円、収入済額90億8,508万2,910円、収入率は103%、対前年度、32億2,772万6,188円、55.1%の増であります。

1項延滞金、加算金及び過料は、収入済額3,456万6,240円、対前年度マイナス247万6,394円、6.6%の減であります。

2項特別区預金利子は、収入済額14万円で前年度と同額であります。

3項貸付金元利収入は、収入済額5億2,204万5,286円、対前年度5,671万7,029円、9.7%の減であります。

158ページの下段をお願いします。4項受託事業収入は、収入済額37億4,176万2,743円、対前年度13億9,401万3,911円、59.37%の増であります。

160ページの下段をお願いいたします。5項収益事業収入は、収入済額9億302万6,604円、対前年度53万1,374円、0.05%の増であります。

162ページをお願いいたします。6項雑入は、収入済額38億8,354万2,037円、対前年度18億9,237万4,326円、95.3%の増であります。

170ページをお願いいたします。第20款特別区債は、予算現額14億円、収入済額は11億3,000万円、収入率は80.7%、対前年度マイナス21億3,200万円、65.4%の減であります。主なものは学校施設整備費であります。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出のご説明を致します。

初めに議会費です。172ページをご覧ください。

第1款議会費は、予算現額8億4,739万7,000円、支出済額8億619万8,442円、執行率は95.1%、対前年度177万8,576円、0.2%の増であります。

恐れ入りますが、404ページまで飛んでいただきたいと思います。第8款公債費は、予算現額12億1,144万6,000円、支出済額は11億7,660万5,117円、執行率は97.1%、対前年度8,608万6,135円、7.8%の増であります。

406ページをお願いいたします。第9款予備費には支出済額はございません。

○石田（秀）委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は、29名の方の通告を頂いております。それぞれの持ち時間の中で、活発なる質疑をお願いいたします。

なお、質疑に際しましては、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しいただくとともに、答弁に要する時間をご考慮の上、ご質問されますよう、改めてお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言願います。まつざわ和昌委員。

○まつざわ委員 おはようございます。本日より決算特別委員会が始まります。7日間、しっかりと審議していきたいと思っていますので、どうかよろしくお願ひいたします。

歳入から、決算書の150ページ、ふるさと納税寄附金についてお聞きいたします。

初めに、令和6年度の一般会計の決算が実質収支66億円を超える黒字になったことは、森澤区長をはじめ、理事者の皆様の着実な行政運営のたまものであると大変感謝しております。

しかしながら、歳入増の大きな要因というものは、特別区税、また特別区の交付金かと思いますが、これらは景気に左右されやすいものでございます。監査委員の意見書にもありました、歳入の伸張が顕著な今だからこそと、将来への警鐘を鳴らしております。歳入が前年比の7.9%増と好調な一方で、状況に応じて自由に使い道を変えられる財源を示す経常収支比率が78.1%と、前年度より1.3%上昇しております。お金の使い道が義務的な支出に縛られ、自由に動かせない備えというのも必要だと考えます。

黒字の財源を、目先の課題のみへの対応ではなく、新庁舎建設、社会保障増といった、今後必ず直面する大きな財政需要に対しまして、計画的に備え、投資していく考えなのか、まず教えてください。また、ふるさと納税など、持続可能な自主財源を確保するための中長期的な財政戦略について、ご見解をお聞かせください。

○加島財政課長 まず、ご質問いただきました財政需要に対する計画的な備えというところですけれども、ご質問の中にもございました新庁舎建設、それから将来的には施設の老朽化等を見据えた更新の経費が、財政需要としては、まずハードの面で考えられるところでございます。そういうものに対しまして、減災のための基金に計画的に積み立てていくこと、それからハード整備を目的とした公共施設整備基金、義務教育施設整備基金に着実に積立てを行っていくことが重要だと考えております。また、持続可能な財源、自主財源というところですけれども、ご質問の中にもございましたふるさと納税など税外収入の確保はもちろんですし、都区財政調整制度におきまして、特別区があるべき使命を全うできるように、そういう財政の項目、需要の項目をきちんと反映していくことが重要だと考えているところでございます。

また、一部、自主財源ではございませんけれども、事務事業評価によるスクラップの推進、それから特定財源、国・都補助金等の積極的な活用といったもので、財政の健全化基盤の維持をしてまいりたいと考えております。

○まつざわ委員 整備基金の積立て、また自主財源ではないけれども、スクラップをしていくというお話を理解しました。

そこで、決算書によりますと、ふるさと納税に含む寄附金全体の決算額、先ほど会計管理者からお話がありました約27億円は、前年比から882.7%と大変驚異的な伸びを記録いたしました。これは、区の魅力向上と財源確保に向けた努力の大きな成果でございます。高く評価いたします。

この飛躍的な増収の主な要因をどのように分析されているでしょうか。また、その中で、ふるさと納税制度が果たした役割と、今年度の取組の状況、今後の可能性についてお聞かせください。

○藤村総務課長 寄附金全体についてというところのご質問でございます。

私のほうで、一般寄附金というところで、今回の25億9,000万円余というところで収入があったところについてお答えいたします。

こちらについては、個人の方からご寄附を頂いたという形になっておりますが、区政の在り方というか、方向性に共感を頂いて、区を応援したいというところで、こういったものを頂けたと考えております。

○宮澤税務課長 私からは、ふるさと納税に関するご質問にお答えいたします。

まず役割というところでございますけれども、令和7年度流出額が59億6,000万円に上っているというところで、この流出額に歯止めをかけるために、積極的に区内の事業者等と連携しながら返礼品を拡充しているところでございます。返礼品を通じまして区内の魅力を発信するとともに、税外収入の確保、財源の確保の役割を果たしていると認識しているところでございます。

今年度の取組というところでございますけれども、返礼品を拡充していく中で、返礼品の品目は約200品目以上に上っております。9月24日現在で、1億800万円の寄附を頂いているというところの状況でございます。取組として、品川区のふるさと納税の特設サイトの開設や、区内の学校法人を応援する、しながわ団体応援寄附の受入れというのも開始しているというところでございます。

今後の部分というところでございますけれども、引き続き区内の事業者と連携しながら、体験型、また商品型の返礼品の拡充を進めていくとともに、応援型でありますクラウドファンディングや団体応援寄附の取組というのも含めまして、さらなる寄附の拡大について図っていくというところでございます。

○まつざわ委員 25億円の寄附、応援したいという、なかなかすばらしい方が品川区にいらっしゃるのだなということと、やはり1億800万円、寄附があったということは、本当にすばらしいことだと思っています。

また、ふるさと納税の強化というのが、今年度も大変しっかりとされてきたということにも、非常に感謝しております。でも、社会経済情勢に左右されない安定した財政基盤を築くためには多様な財源を確保することが不可欠だと思っています。昨年度の子育て支援の取組に共感し、子どもたちの未来のためといった25億円の寄附です。そういうことに、区の事業、また取組に共感いただける方の寄附というのは、新たな財源確保と同時に、品川区が持つ多様な資源の魅力発信にもつながる非常な取組だと思います。

こうした観点から、これまで取り組んできた事業協働型寄附、先ほど税務課長からもお話がありました、要はいわゆるガバメントクラウドファンディングといったことや、寄附の対象といった拡大の取組を強化すべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○宮澤税務課長 ふるさと納税の取組の中で、応援型としてクラウドファンディングというのも実施しているところでございます。地域課題の解決などの事業に対しまして、共感や賛同を頂いて応援していただくものというところで、大きなメリットとして、返礼品がないものでございますので、区民の方も寄附できるというところで、広報紙等を通じて区民の方にも応援していただくよう、PRができるというところでございます。クラウドファンディングが、今年度、3事業で展開しているところでございますけれども、区民の共感が得られやすい、応援したいと言ってもらえるような事業につきまして、各課と調整しながら積極的に進めていきたいと思っております。

また、寄附の拡大というところで、先ほど申しました、しながわ団体応援寄附を、まず学校法人を対象に始めているところでございますけれども、こちらに関しては、寄附の状況等を鑑みながら、社会福祉法人または公益財団法人といった、区内で活動されている団体への拡大については、今後の状況を見ながら検討していきたいと考えているところです。

○まつざわ委員 ふるさと納税、またガバメントクラウドファンディング、この自主財源確保を専門に担う部署のチームを設置して、推進体制を基本的に強化していくかないと、自主財源の拡充というのは難しいと思っています。

今年度から税務課にふるさと納税の専門部署が設置されたことは理解しています。より一層の財源確保に向けまして、全庁的に情報を集約して、また戦略的に取り組む司令塔というものを置くべきと考え

ますが、ご見解をお聞かせください。

○宮澤税務課長 ふるさと納税の取組は、今年度4月より専任の係ということを新設して取り組んでおります。また、4月より中間事業所への委託というのもしております、事業者等の調整・管理はもとより、外部の専門家としての意見ということで、他の自治体の動向や、ふるさと納税の市場のトレンドなど、専門的なところの助言も頂いているところで、これらを含めまして、税務課長が司令塔となって、現在、戦略的に取組を進めているというところでございます。[時間切れにより答弁なし]

○石田（秀）委員長 次に、山本委員。

○山本委員 本日からどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私からは、52ページの特別区民税、60ページの特別区財政調整交付金、関連して決算全般について伺います。

まず、特別区民税について伺います。前年比で2.2%増加しています。1人当たりの税収増でしょか、人口増でしょか。要因をお教えください。品川区では今後、2051年まで人口が増える見通しを立てておりますので、特別区民税は人口増に伴って増えていくという見通しでしょうか。ご見解をお教えください。

また、特別区財政調整交付金は12.9%と大幅に伸びております。理由をお聞かせください。

○宮澤税務課長 区民税の增收要因のお問合せでございます。

まず1つ、大きいところとしては、納税義務者の増加ということで、令和5年度から令和6年度で5,100人ほどの納税義務者の増加、また、併せて高所得者層の増加というところも、前年と比べて2,200人ほどの増加という状況で、単純に区民の方々の総所得を世帯数で割り戻した数値、1人当たり、1世帯当たりの所得というところでも、やはり増加しているというところ、また、あとは収入率の増加ということで、そういうところが要因となって増収となっているところでございます。

○加島財政課長 私からは、財政調整交付金の状況についてお答え申し上げます。

まず、都区財政調整は今回、57億円の伸びとなりましたけれども、まずは固定資産税の評価替え等による財政調整財源の伸び、それから算定では、義務教育施設の建築工事単価の臨時の算定や区立児童相談所の開設などによります基準財政需要額が増となったことによるものでございます。

○山本委員 伸びているということで理解いたしました。

財政調整交付金は、配分割合が令和7年度に55.1%から56%へ引き上げられておりますので、その分と、地価の上昇等も今後堅調であると思いますので、さらに伸びていくものと理解しております。主要財源である特別区民税、財政調整交付金とも、今後も着実に推移するという見通しであるということを確認いたしました。

続いて、令和6年度決算において、翌年度への繰越額67億円余とありますが、こちらはどのように扱うのでしょうか。確認させてください。そして、執行されなかった残りの分ですので、この資金を原資として住民税を減税するということはできないでしょうか。具体的には、本資金を原資に、次の予算、令和8年度予算にて、住民税の均等割を一部または全部、減税することはできるのではないかと考えております。減税するというと、減税する原資はどうするのかという議論になりますが、執行されなかった残りの繰越分からであれば、原資としては問題ないのかなと考えております。いかがでしょうか。概算額で結構ですので、均等割での徴収額を併せてお教いだいた上でご見解を伺えればと思います。

○加島財政課長 まず繰越金の取扱いですけれども、決算書にございます67億円のうち、翌年度に繰越しを致します1億3,000万円を除いた66億円が、令和7年度への繰越分ということになります。

す。こちらにつきましては、地方財政法に基づきまして、地方公共団体は各会計年度におきまして、歳入歳出決算剰余金を生じた場合におきましては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額を翌々年度までに基金に積み立てる、または償還期限を繰り上げて地方債の償還の財源に充てなければならないとされております。この理論に従いますと、我々は2分の1以上を積み立てていく、ないしは償還に充てていく必要があると考えているところでございます。

それから、減税のほうのお考えにつきましては、予算特別委員会でも一部、同趣旨のご質問を頂いたところではございますけれども、国策として、令和6年度は定額減税に取り組んだところではございますが、区としては、頂いた税金を財源といたしまして、区民のウェルビーイングに資する施策を積極果敢にやっていくというところを趣旨としておりますので、私どもといたしましては、今、減税を行う考えはございません。

○宮澤税務課長 住民税の均等割部分でございます。

住民税均等割につきまして、令和6年度は6億9,500万円余という形の金額になっています。均等割自体が、区民税部分で3,000円、都民税部分で1,000円、合わせて4,000円というもので、地域社会の会費という性質を持っていて、所得の大小にかかわらず、広く負担いただいているものでございます。

○山本委員 繰越分については、2分の1未満のところで自由に使えるところがあるということは理解いたしました。また、均等割についても6億円余の規模ということで、その一部または全部を減税に充てるということも技術的にはできるのではないかと思いました。現在、幅広い国民や区民の皆様から減税の声が上がっております。今年7月に名古屋市に会派で視察に伺いましたが、市独自の減税施策により消費喚起が進んだという住民アンケート結果もあると聞きました。基礎自治体としてできることを率先して実施して、他自治体や国や都に波及させていくという姿勢は、子育て分野で率先した施策を取り組んでいることに通じるものがあると考えております。幅広く平等に区民還元ができるという点で、減税はよい手法であると考えます。子育て支援、障害者支援、高齢者支援など、特定の方々への支援に加えて、このような平等な区民への還元策を組み合わせることは有効だと考えております。今後、ご検討いただくことを要望いたします。

続けます。決算についてお聞きしますと、やはり要因や背景などが様々あり、こういうことを区民の皆様に分かりやすく説明し、簡単に理解してもらえるようにすることは、関心を持ってもらい、区民参画を促す上でとても重要であると考えております。先日の一般質問でもご要望いたしましたが、財政の見える化をさらに前に進めてほしいと考えます。横浜市がウェブサイト上で財政の見える化ダッシュボードを公開していて、とても分かりやすく伝えてています。また、世田谷区では今後5年間の中期見通しを半年ごとに見直しながら情報開示していて、将来の財政見通しを示しています。このように、他区の好事例を研究していただきながら、品川区でも財政の見える化を進めてほしいと考えます。来年度にウェブサイトを見直す際に、併せて進めていただきたいと考えております。ご見解を伺います。

○加島財政課長 ご提案いただきました、財政の見える化ダッシュボードの導入につきましては、今ご紹介いただきました他自治体の動向、効果等を研究しながら、必要性、有効性等を考えてまいりたいと考えております。

それから、世田谷区の例にございました将来の財政見通しというところですけれども、品川区では今現在、総合実施計画で5年間の見通しを立てているところですが、こちらも調査・研究する中でどのような形が取れるのかというのは、今後考えてまいりたいと思っております。

○山本委員 ぜひ研究して前に進めていただきたいと思います。将来の見通しについては、計画でお示しいただいておりますけれども、状況の変化によって機動的にアップデートしていくところもすごく大事だと思っておりますので、そういったところも併せてご検討いただきたいと思っております。

最後に、決算全般について伺います。令和6年度決算の、行政としての評価について伺います。

○加島財政課長 令和6年度決算に関する総括というところですけれども、6年度の決算におきましては、歳入が約2,164億円、歳出が約2,097億円、一般会計ベースですけれども、歳入・歳出ともに2,000億円の規模を超えたところでございます。また、実質収支につきましても66億円、47年連続での黒字となっております。また、令和6年度決算におきましては、単年度の収支ですけれども、7億1,226万3,000円となりまして、3年ぶりの黒字となったところでございます。歳入につきましては、先ほど個別に答弁申し上げましたとおり、財政調整の伸びが大きかったこともございます。また、歳出につきましては、まず目下の物価高騰に対する事業者支援をいたしまして、省エネルギー対策や業務改善設備更新助成の実施、また子育て世帯の経済的負担軽減の一環として、区立学校学用品の無償化、また令和6年10月には区立児童相談所の開設などが令和6年度の大きなトピックであったと考えております。また、何におきましても、令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震におきましては、首都直下地震におけるリスクというのを間近に強い危機感として感じたところでございます。そういった中で、携帯トイレの全世帯への無償の配布や、マンションエレベーター用防災チェアの無償配布といったこと、区として多くの防災対策に取り組みましたことは、基礎自治体だからこそできる機動的な防災対策であったと考えております。

こういった機敏な動きを、令和7年度も引き続き維持しながら、各指標の財政の健全化を維持いたしまして、これまでに培った財政基盤を活かして、引き続き区民のウェルビーイング向上に努めてまいりたいと考えております。

○山本委員 健全財政を維持しながら、様々な施策を講じていたということで理解いたしました。

令和6年度、ウェルビーイング予算38億円を捻出されて実施されたというところですけれども、この辺りについてもご評価をお聞かせください。

○加島財政課長 令和6年度のウェルビーイング予算というところですけれども、先ほど申し上げた施策以外に。高齢者・障害者というところの分野では、高齢者の補聴器購入助成に係る所得制限の撤廃、それから障害者の超短時間就労のマッチング、さらにはLGBTQ支援のための相談体制なども開設されたところでございます。

こちらは、令和6年度ウェルビーイング予算4つの柱に基づいて取り組んできたところではございますけれども、昨年度中に実施いたしました世論調査では、幸せだと感じている、やや幸せだと感じているという方が8割半ばを超えておりまして、区民の幸福実感度というものが、前年度比で7.9ポイント上昇するといった結果が、区としての行政の評価であると受け止めております。

○山本委員 区民の幸福度合いということで、全体的に満足度が高まっているということで理解いたしました。全体で高まっているというところではあるのですけれども、各施策に対する効果検証を、それぞれしっかりと進めてほしいと考えております。

財政が堅調で增收基調ということで、使えるお金はそれなりにあるという中で、それぞれをどう使うかというのがすごく大事なのかなと思っておりまして、特に費用対効果を意識して、さらに効果が高まるような施策のブラッシュアップを進めていただきたいと思っております。この辺りは歳出の款別審査でもそれぞれ確認させていただきたいと思っております。

それから健全財政のところで言いますと、ここまで非常に健全であると思っておりますが、今後は新庁舎整備というところで負担額も増えてまいりますので、今後のかじ取りが大事だと思っておりますので、先ほど申し上げました将来の財政見通しなどを分析しながら、健全財政が維持できるように進めていただきたいと思っております。コメントがあればお願ひいたします。

○加島財政課長 一部重なってしまうかもしれませんけれども、目下の物価高騰や、既存施設の老朽化に伴う更新経費、あとご質問にもございました新庁舎建設に伴う今後の財政需要負担というところにつきましては、区としても計画的に財源を確保いたしまして対処していかなければいけないと考えております。

新庁舎の建設につきましては、減債基金への積立て、それから決算上では公共施設整備基金、義務教育施設整備基金に、今後の老朽化を見据えて積立てを行っておりますので、そういうことを各年度の中での歳入歳出の動きを捉えて、きちんと確実に財源を確保していきたいという考え方でございます。

○山本委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 次に、ゆきた委員。

○ゆきた委員 私からは、146ページの災害対策職員待機寮利用料に関する、災害対策職員の災害時の参集についてと、78ページ、従前居住者用住宅使用料に関する、災害発生時の従前居住者用住宅への受入れについて、それぞれお伺いします。

まず初めに、災害対策職員待機寮の簡単な間取りと利用料について、単身寮、家族寮それぞれについて、お聞きしたいと思います。

○宮尾人事課長 災害対策職員待機寮に関するお尋ねを頂きました。

まず、間取りでございますが、単身寮につきましては、いわゆるワンルームタイプという間取りになっております。家族寮につきましては、2DKというのですか、部屋が2つあって食事が取れるスペースがあるというような間取りになってございます。

それから利用料でございますが、単身寮につきましては、広さ等にもよるのですが、大体平均すると3万円程度でございます。家族寮につきましては5万円台のものが中心ということになってございます。

○ゆきた委員 確認させていただきました。単身寮3万円台と家族寮5万円台。品川区の賃料としては、かなり安価な設定になっていると思われますが、この理由についてお聞きしたいと思います。

○宮尾人事課長 待機寮に入居できる資格といたしまして、以下のことを義務づけしております。

災害時の初動連絡等に従事することができるということ、それから各種の防災訓練への参加を義務づけているといったことを条件に入居を認めているというものですございます。

○ゆきた委員 災害のための待機寮ということで、安価な設定ということを確認させていただきました。

また、令和5年の統計によると、品川区では年間138件の火災が発生して、そのうち居住継続が困難になるおそれがある部分焼が15件でした。品川区では、災害対策待機寮が9棟98戸あり、それ以外でも借り上げが36戸あると確認させていただいております。以前の確認では、現在97人の職員が災害対策要員として区内で居住しています。「品川区災害対策職員待機寮借上事業実施要綱」によると、地震等の災害での参集や訓練への参加が入居の要件であり、先ほどもありましたとおり、かなり安価な設定になっていると思われます。これはもちろん、若手職員の福利厚生のためではないと思われます。現段階では、本実施要綱の地震等には火災は含まず、待機寮の近場で一定規模の火災があっても、出動

する義務はありません。区民への不安を取り除く初動体制の構築のため、待機寮に入居している災害対策要員の活動範囲を一定規模の火災まで拡大すれば、より迅速な支援対応が可能になると思われます。

そこで、まず待機宿舎の職員が災害時に参集した過去の実績について教えてください。また、災害対策職員待機寮の存在意義、居住する職員の条件、また地震等の災害から火災を除く理由について教えてください。

○星災害対策担当課長 私からは、火災に対して災害対策職員の待機寮生を使うというお話をについてのお答えをさせていただきます。

まず、災害対策職員待機寮生は、品川区災害対策職員待機寮の運営に関する要綱に基づきまして、防災対策の一つとして、地震等の災害時、初動連絡等に従事する職員を確保するためのものと定義させていただいております。ここで定義しております災害は、災害対策本部室が開設される災害を想定しております。つきまして、延焼火災に対しまして、災害対策職員は現在のところ出動はございません。なお、延焼火災に対する品川区の支援につきましては、延焼中の情報を消防署から入手し、速やかに防災課職員が参集を行い、支援しているところです。

○石田（秀）委員長 そうすると、参集の回数はあったのか、ないのかぐらいは答えて。

○星災害対策担当課長 ご質問にいただきます災害対策職員待機寮生の出動実績ですけれども、現在のところはございません。

○ゆきた委員 すみません。私が聞き逃したのかもしれないのですけれども、過去の実績、災害対策職員の風水害も含めて、全ての実績について教えてください。

○宮尾人事課長 令和6年度の実績といたしまして、令和6年度は震度5弱以上の地震が発生していないこともありますので、風水害の対応といたしまして9件、延べ77名の待機寮生が従事したという実績がございます。

○ゆきた委員 すみません。これまでの過去の実績を教えてください。

○宮尾人事課長 今お答えした実績が、令和6年度1年間の実績ということでお答えさせていただきました。

○石田（秀）委員長 だから、過去の実績をもう一回教えて。

○宮尾人事課長 すみません。今、手元には令和6年度の実績ということで、ご理解いただければと思います。令和6年度に風水害対応9件、延べ77名の待機寮生が動員されたという実績でございます。

○ゆきた委員 年間100件以上発生している火災に、日々の備えとして緊張感を持って準備して、防災課と連携して判断・出動する体制が、大災害に対応する何よりの実践訓練にもなると思われますし、より幅広い場面で活動する区全体の防災力向上が必要だと思われます。

私は本年度予算特別委員会の総括質疑にて、夜間・休日の火災での参集について迅速に行い、被災された区民への支援を早急に進めていくべきであると訴えさせていただきました。今回の会計決算審査意見書でもありましたが、被災者への効率的な支援、火災現場での迅速な支援、そして災害対策要員のスキルアップのために、一定の基準以上の火災においては災害対策職員待機寮の職員が参集できる体制の構築は必要だと思われますが、こちらについて区の見解をお聞かせいただければと思います。

○星災害対策担当課長 先ほどの答弁と一部重なりますけれども、災害対策職員の待機寮生は現在、災害対策本部室が開設される災害に対して対応いただいているところです。それ以外の通常の延焼火災に対しましては、品川区の防災課職員が参集を行い、支援しているところになります。

○ゆきた委員 時間もありますので、引き続き、次の質問に移ります。

火災発生時の従前居住者用住宅の受入れについてお聞きしたいと思います。まず、従前居住者用住宅の利用料についてお聞きできればと思います。

○小川木密整備推進課長 利用料でございますが、従前居住者用の家賃に関しましては、収入の金額に合わせまして設定させていただいておりまして、あと、部屋の間取りでも金額は変わってございますが、一番安価なところでは3万5,000円から、一番高いところで12万2,000円というような形での設定となってございます。

○ゆきた委員 現在の従前居住者用住宅、ソレイユ戸越は、火災被災者が居住する常設の、確保されているところになっていると思われますが、こちらのランニングコストについてお聞きできればと思います。

○小川木密整備推進課長 ソレイユ戸越のランニングコストでございますけれども、こちらに関しましては、維持管理、清掃等といったものにコストがかかってございまして、コストの金額については、今、手元にございませんので、そういう委託関係でコストがかかっているといったところでございます。

○石田（秀）委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 133ページ、不燃化特区支援事業、100ページ、社会資本整備総合交付金、時間があれば78ページ、従前居住者住宅使用料について伺います。

まず、不燃化特区支援事業ですけれども、手厚い支援により、住宅を倒さず、地震の一撃から命を守り、延焼を防ぐ不燃化を進める上で大きな効果を発揮しているのが、不燃化特区支援事業です。

まず不燃化特区支援事業ですけれども、不燃化領域率70%を目指しているのですが、それが達成された場合の効果はどのようなものなのか、教えてください。そして、この事業は今年度で期限が切れますが、来年度以降も支援が受けられるように、制度の延長を都に働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小川木密整備推進課長 まず1点目の不燃領域率70%の達成の件でございますけれども、こちらの不燃領域率というものの指標でございますが、市街地の燃えにくさを表す指標でございまして、こちらが70%を超えると、火災による延焼の焼失率がほぼゼロになるといったところで、そういう効果が見込まれるといったところでございます。

また、2点目のご質問でございますが、現在の不燃化特区支援制度につきましては令和7年度までという形の事業期間になってございましたが、昨年度末、令和7年3月に、新たに防災都市づくり推進計画という、不燃化特区や特定整備路線の整備の取組がまとめられております計画の中で、令和8年度以降5年間の延長というものが示されているところでございますが、実施地区や助成支援内容というのは、今年度、東京都と区で協議をしながら、今現在、検討を行っております、区としましては、引き続きしっかりと不燃化促進ができるような形で、地区の継続等のところについては、東京都としっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

○安藤委員 ぜひしっかりと、継続できるように東京都に働きかけていただきたいと思います。

不燃化特区と併せて不燃化領域率70%を目指して2014年から事業化されたのが特定整備路線道路なのですが、2012年、それまでは議会が3度も反対決議を上げていたにもかかわらず、東日本大震災を口実にして、当時の濱野区長が東京都の照会に応じ、手を挙げて進められることになりました。多数の住宅をなぎ倒し、住民を追い出し、公園や生活道路、幼稚園などの多数の公共的施設に影響を及ぼし、沿道の超高層開発も可能とし、商店街からも道路事業への影響への懸念の声も寄せられています。

改めて、特定整備路線の放射2号線・補助29号線の事業費はそれぞれ幾らか教えてください。そして、最新の土地取得率も伺います。

○高梨都市計画課長 特定整備路線の事業費および用地取得率についてのご質問にお答えいたします。

東京都より公表されている資料によりますと、放射2号線の事業費につきましては301億円余となってございます。補助29号線につきましては路線ごとに分かれておりまして、全ての路線を足しますと、約592億円余というような数字になってございます。ただし、都市整備局区間につきましては公表されておりませんので、そちらについては抜いているという状況でございます。

用地取得率についてでございますが、放射2号線につきましては52%の用地取得率、補助29号線につきましては区間ごとに異なってございまして、32%から67%という状況になってございます。

○安藤委員 すごい事業費だなと思います。

先ほどありましたけれども、現在の区内10地区の不燃化特区があるのですが、特定整備路線沿線地区は3地区あるのです。こちらの補助29号線の沿道地区、放射2号線沿道地区のそれぞれの不燃化領域率を伺いたいと思います。また、併せてなのですが、道路の予定地内での現在の不燃化領域率というのがどうなっているのか、分かるでしょうか。伺いたいと思います。

○小川木密整備推進課長 不燃化特区として位置づけられております3地区の不燃領域率についてお答えさせていただきます。

補助29号線沿道に関しましては、最新のデータが令和6年12月時点での数値になりますが、補助29号線沿道が53.5%、放射2号線沿道が70.9%、補助28号線沿道が73.7%という形になつてございます。

○高梨都市計画課長 特定整備路線の道路の区域内における不燃化領域率についてでございますが、そちらについては東京都から情報を得ているものではございませんし、区としても算出してございません。

○安藤委員 例えば放射2号線を例えにしますと、沿道地区の不燃化領域率は70.9%と。それで、道路・用地内も今、土地取得率が52%ということですので、不燃化領域率というのは少なくとも52%以上になるということ。もっと高いと思いますけれども、不燃化領域率というのが60%でも、延焼による市街地の焼失率は0%に近づくと言われていますので、現時点で相当、不燃化率は達成しているということになると思うのです。それで、これから、先ほどの金額の話もありましたけれども、物すごく莫大な税金をかけて、住民を追い出して、今ある住宅をなぎ倒して、これはSDGsとは言えないと思うのですけれども、コミュニティも壊して道路整備を進めるというのではなくて、中止すべきだと、私はここで強く申し上げたいと思います。

次に、社会資本整備総合交付金について伺います。

一般質問でも述べましたように、国は再開発事業への国庫補助金を大幅に絞り込む要綱改正を行いました。動機はあれど、これまで桁違いの税金が、開発企業のもうけが最大の動機の超高層開発に注ぎ込まれてきた状況を変えたということは、私は重要だと思います。

本会議では、品川浦周辺地区が一部を除いて補助金地域から外れたこと、区としては、再び補助金対象地区に戻すような措置は行わないという画期的な答弁がありました。一方で、区が策定中のまちづくりビジョンも白紙にしてほしいという質問については、まずは地域住民との丁寧な意見交換を行っていくことが重要との答弁にとどまりました。

伺いたいと思います。区がまずは行うという地域住民との意見交換ですが、再開発準備組合に入って

いない方も当然、地域住民ですので、そうした方々も対象に意見交換を行うべきかと思いますが、やつていただけるのでしょうか。伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長 地域との意見交換という点でございますけれども、現在、地域の意見交換につきまして、誰とやるかというところはまだ検討中でございますが、基本的には町会やまちづくり団体等、まちづくりに関する方としっかりと意見交換をしていきたいと考えているところでございます。

○安藤委員 検討中ということですけれども、まちづくりに関わっている人は、まちづくり団体と町会だけではないですよね。準備組合以外の、入っていない方もたくさんいるのです。そういう方々も対話の対象にすべきだと思います。

準備組合というのは、開発の事業化を目的にした組織なのです。伺いたいのですが、品川区の今のご答弁ですと、再開発を進めたいという住民以外とは対話しませんということなのでしょうか。伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長 地域との意見交換につきましては、準備組合だけではなく、準備組合に加入されていない方も含めまして、現在、検討しているという状況でございます。

○安藤委員 とても大事な答弁だと思います。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

区長も述べましたように、まちづくりとは、住民自らが、まちのあるべき姿について話し合いを重ねながら形づくりしていくプロセス、まちづくりの主体はそこに住む地域住民です。であるならば、やはり再開発に懸念や不安や反対意見を持つ住民も含めて意見を聞いて、国が補助金の対象外とした品川浦周辺地区開発を進めるまちづくりビジョンの具体化はやめるよう、求めたいと思います。

次に進みますけれども、国は再開発補助金を絞り込んだ一方で、2年間の経過措置が設けられましたので、来年度末までに都市計画決定すれば従来どおり補助金が出るため、駆け込みの決定や計画の加速化のおそれもあると思います。大崎駅の東口の第4東・西地区についても伺いたいのですが、建設委員会に都市計画案についての報告がありました。140メートルのマンション2棟、オフィス2棟を含む5棟の建築物を林立させる4.6ヘクタールの巨大開発です。区は、来年1月下旬の都市計画決定に向け、都市計画手続を進めています。区が同意率の判断とする仮同意書の提出について伺いますと、仮同意書を出した方は81%でした。2割の方が同意していないのに、都市計画決定という重い決定を行う手続をスタートする決断をした区は、私は、開発企業に引っ張られ過ぎだと思います。間違っていると思います。しかも、委員会資料によれば、権利者向けの説明会では、現在の生活が維持できない、再開発事業に反対と、はつきりと反対する意見や意見書も出されていました。

伺いたいと思います。国の要綱改正などの情勢の変化や地域の同意状況などを鑑みて、1月下旬、都市計画決定との都市計画決定手続のスケジュールは白紙にして、都市計画案そのものを見直すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中道都市開発課長 令和7年4月に、国が市街地再開発事業に対しまして国費で支援する地区を限定する要綱改正というものがございました。現在、大崎東口第4地区では都市計画手続を進めている状況でございまして、これは当初の予定どおり進められている計画でございます。また、区の総合実施計画にも、令和7年度に都市計画決定を行うという計画となっているというところでございます。当地区といったしましては大崎地区というところで、特定緊急整備地区内であり、また大崎駅近くでもございますけれども、様々な課題があるというところで、上位計画や、地域が計画しました計画書、または地域の同意などを踏まえまして、都市計画手続を進めているというところになります。

○安藤委員 都市計画案の作成の段階で、権利当事者から反対の意見が出されているというのは、私は大変重いものだと思うのです。それでも進めるのですかという話だと思います。10月8日には、住民向けの第17条の説明会も行われますけれども、ぜひ住民の生の声を踏まえて、品川区としては再開発ありきの姿勢を改めていただきたいと強く述べたいと思います。

最後に、従前居住者住宅について伺いたいと思います。目下、区内の再開発で最大の問題となっているのは、住民追い出します。そうした再開発の都市計画決定を行っているのは品川区。規模によっては東京都の場合もありますけれども、いずれにしても事実上は、決定者は品川区なのです。その重い都市計画決定権者として、私は、自らが決定した開発によって私有財産を奪われた方々の生活再建には行政は最後まで責任を持つべきだと思います。

伺いたいと思います。区は、自ら都市計画決定した再開発事業で住まいを奪われた高齢者やマンション区分所有者など零細権利者の生活再建に、最終的に責任を持つべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。また、例えば従前居住者住宅は、品川区が防災等を理由に進める事業で、住まいを失った方が入れる住宅に位置づけられていると思います。再開発で転出を決めた方の希望があれば、従前居住者住宅に入れるようにする、または専用のそうした住宅を整備することが必要だと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○中道都市開発課長 まず市街地再開発事業でございますけれども、こちらは、地域の住民の方々が話し合いの中で検討されている事業というところでございます。また、権利変換におきましては、権利者が自ら選択した新しい建物に居住するか、または補助金によって地区外に転出するかを、個人個人で判断を行うというところでございます。ですので、こういった個人に対しまして寄り添った対応を行っていくということが非常に寄り添った対応と考えてございます。

まちづくりにつきましては、様々な声があるということは区も把握しております。事業に対するご不安の声といったものを真摯に受け止めるとともに、区といたしましては、こういった様々な声に対しまして丁寧な対応を行うよう、組合に指導してまいります。

○石田（秀）委員長 次に、せらく委員。

○せらく委員 私からは、64ページの集会所使用料についてお聞きしていきます。

一般質問で地域センターの自習室開放について伺いまして、会議室に空きが少なく、実際に開放できる会議室が少ないことが課題とされていました。集会所などの利用の可能性を探れないかと考えまして、本日は地域センターの集会所の利用状況の実態について伺いたいと思います。

予約が埋まっているように見えておりますが、実際の稼働率はどうなっているか、稼働率が高いセンターと一番低いセンターの2か所で、年間の枠数と予約後のキャンセル率、当日の実利用率を、令和6年度の実績を教えてください。

○平原地域活動課長 区民集会所の利用状況でございますけれども、令和6年度で申し上げますと、一番高いところが大崎第二地域センターの79%、一番低いところが東大井区民集会所の36.4%というところでございます。なお、当日のキャンセルという点では、数は集計してございませんが、使用料を前納された方が、何らかの理由でキャンセルとなり、それに事由があつて還付したというようなところでございますと、調定件数1万7,306件に対しまして、還付というところは574件。これが、事実上のキャンセルに相当するようなものと考えているところでございます。

○せらく委員 稼働率1つで見ても、かなり地域センターによって差があるのだなと感じました。

次に、キャンセル料の規定について伺います。実際にどのように適用免除の判断が行われているのか。

また、直前のキャンセルによってほかの利用者が使えなくなる、いわゆる機会の損失について、区はどのように把握・評価しているのかを確認したいと思います。また、キャンセル枠というのは、再利用ができる仕組みがあるのか伺います。

○平原地域活動課長 先ほど申しました、キャンセルに伴いまして還付するというのは、使用の7日前までということが定められておりますので、それ以降のキャンセルとなりましたら、前納いただきました使用料につきましては還付しないということになります。ですので、使用されないという形になりましたら、そういったところであらかじめ余裕を持ってキャンセルされるものと考えてございます。また、直前キャンセルとなりました場合には、還付はないですけれども、こちらは現在、予約システムという形でやっておりますので、システム上、空きという形になりますので、例えば極端に言いますと当日の受付といったものに対応できるようになってございます。

○せらく委員 使用料が還付されることでキャンセルの把握はされていると思うのですけれども、しっかりと実利用というところでは、区として把握されていないのではないかと感じました。利用機会の公平性を確保する観点からも、キャンセルが直近で二回、三回と続くような団体に対しては、声を伺ったり、活動状況を確認することも必要ではないでしょうか。また、料金が支払われれば利用実態の有無を把握しないという考え方がいいのかという点も、疑問を感じています。

地域の集会所は、より多くの区民に利用していただくための施設であり、単に料金の徴収で終えるのではなく、実際に区民が利用できる環境を整えることが重要だと考えますが、区のご見解を伺います。

○平原地域活動課長 委員がご指摘のとおり、キャンセルが続く団体というものは一定程度あるということはこちらでも把握してございます。

今現状は、システム上の予約という形になりましたら、そのまま仮予約状況がついたものにつきましては、一定期間が終了した段階で自動キャンセルという形で、システム上からはキャンセルの扱いになるといったところもございますけれども、またそういったところで繰り返し仮予約することも可能な状況になってございます。そういったことにつきましては、お声がけさせていただくなどの対応をさせていただいておりますけれども、どのような対応がいいのかというの、先ほど委員からもございましたとおり、区民集会所は区民の利便に供するものでございますので、平等な形で使えるような検討というものはこちらでも進めてまいりたいと考えてございます。

○せらく委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次に、地域センターの自習室開放の利用状況について、この夏、延べ39名ということでした。小中高生が対象となっているこの事業については、ホームページと品川区公式LINEおよびXでの発信をされていましたが、子どもたちへの情報提供はどのように行いましたでしょうか。

○平原地域活動課長 今回につきましては、あくまでもSNSを通じたご紹介というような形になってございますので、そういったところを通じて、子どもたちにも広まっていただければと考えたところでございます。

○せらく委員 ありがとうございます。こちらについては、私も所属している区民委員会で、口頭で報告があったと承知しております。そのときいろいろ質問ができなかつたのは私の反省点ではあるのですけれども、せっかくやった事業ですので、しっかりと利用者のデータを取るなどといった対応は、今後していただきたいと思っております。

一般質問の中で参考にした足立区では、学習センターで、インスタグラムアカウントで情報提供をしていて、そのほかの自治体でも、スポーツセンターなどの公共施設ごとにアカウントを運営している

ケースも見受けられまして、品川区では地域センターの事業のほかにも、児童センターでもティーン向けのイベントがあるなど、スマホを持つような若者対象の事業が複数ある中で、様々な年代への広報戦略について方針を伺いたいと思います。

○上野子ども育成課長　　委員から児童センターの広報についてご質問いただきました。

児童センターにつきましては、今、Y o u T u b e 等で子ども向けに児童センターの魅力を発信しているところでございます。今後、様々なニーズ等を確認しながら、広報については検討してまいります。

○せらく委員　　分かりました。ありがとうございます。ぜひ引き続き、よろしくお願ひいたします。

最後になのですけれども、今日質問をさせていただきまして、地域センターをはじめ、集会所の利用実態は丁寧に把握して、空き枠の有効活用には努めていただきたいと思います。

先ほど会派で集会所について話していたところ、きゅりあんなどのホールの横の部屋は、ホールの利用がある日に使えないことがあったり、音を出すような団体が使用する場合は、音漏れが伝わるからという理由で隣の部屋は使えないよう、施設側が判断しているような状況があると聞きました。そういった場合は、事前に事情を伝えた上で利用者に決めてもらえばいいと考えております。公共施設を区民の財産としてより有効に活用していくことと併せて、様々な公共施設の集会所での実習室開放事業も視野に入れて、子どもたちにとって安全な居場所を提供できるように取り組んでいただきたいと思いますが、見解を伺います。

○平原地域活動課長　　集会所において音が出るようなところという形では、集会所は特に定めておりませんが、他の利用者にご迷惑がかかるような場合には利用をお断りするというような取り決めをさせていただいているところでございます。集会所は、全て合わせますと14か所で66部屋ございますけれども、音楽室なども併設しているところでございますので、そういったところについては、お声がけさせていただいているところでございます。

なお、自習室につきましては、今回、夏休み直前というような形での開設ということで、なかなかこちらも準備に手の届かないところがございましたけれども、しっかりと、そういう居場所、長期休暇中の勉強の場所の確保といったところで、地域センターの会議室あるいは今後、区民集会所の活用なども、様々検討させていただきまして、そういった場所のさらなる確保というものはしっかりと考えてまいりたいと考えてございます。

○せらく委員　　自習室開放について、前向きなご答弁だったと感じております。ぜひ引き続きよろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長　　次に、横山委員。

○横山委員　　私からは、94ページ、デジタル基盤改革支援補助金、150ページ、ふるさと納税寄附金についてお伺いいたします。

1点目に、デジタル基盤改革支援補助金に関連しまして、区のDXの取組についてお伺いいたします。品川区DX推進基本方針2025では、住民視点の重視や、競争の姿勢に加え、職員の方々の意識改革や人材育成を重点項目としていますが、DXは単なる技術導入ではなく、現場で働くお一人お一人が前向きに関わり、日々の業務の進め方を見直していくことで、初めて区民サービスの質の向上につながると考えています。職員の方々のDXに関するスキルや意識の状況を把握するために、全職員対象のアンケートを実施予定とのことですが、今後、年度ごとに実施し、評価・改善につなげていくと思いますけれども、具体的な設問内容、評価指標、結果の活用方法について、まずは現時点の想定をお聞かせください。

また、基本方針では、仕事DXと呼ばれる現場からの業務プロセス改善提案の取組が始まっていると認識しています。ボトムアップ型の取組は、単なる効率化にとどまらず、職員の方々の主体的な姿勢を育む上でも重要だと考えます。区としてこの取組をどのように評価・支援し、全庁的な展開につなげていくのか、ご説明をお願いいたします。

次に、部署や業務によってはDXの関わりを実感しづらい方々もいらっしゃるかもしれません。温度差を埋めていくためには、横断的な協力体制や部署を超えた学び合いの仕組みが必要だと考えます。庁内における連携・共有の場づくりについての現状をお聞かせください。東京都では、都民サービスの質の向上を目的に、職員が現場で実施した業務改善やデジタル活用の事例を共有・表彰する都庁DXアワードを実施することで、現場の創意工夫を全庁で後押しし、組織文化の醸成を図っています。品川区においても、DXアワードの開催に向けて研修が実施されたと思いますが、進捗状況を教えてください。庁内での提案や実践を可視化し、参加したグループメンバーだけではなく、会計年度任用職員を含めて、その他の職員の方々にも提案していく仕組みにしていただきたいと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

○西澤DX戦略担当課長 私からは、1点目のDXに関する質問に対してお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、区としてもDXは単なる技術導入ではなく、職員の意識改革と業務プロセスの見直しが重要と認識しております。

まず全職員アンケートについてですが、令和7年3月に既に実施しております、DXの理解度や業務改善の意欲など17問で構成しております、職員の意識レベルを数値化して把握しております。今年度も同様にアンケートを実施して、PDCAを回していく予定になっております。

次に、仕事DXについては重要な取組として強化しております、現在、業務改善研修を実施し、40名程度の職員が参加中であります。この内容を基に改善計画を策定して実施していく予定になっております。また、委員ご指摘のとおり、デジタルツールの導入だけでなくその前段階の業務改善にも力を入れており、今後は業務フローの見直しとデジタルツール活用を組み合わせた改善を図っていきます。

庁内における連携・共有については、DXアワードを開催して、成功事例の共有と横展開を図って、特に優れたグループには表彰もしていく予定になっております。

○横山委員 ご説明ありがとうございました。人材育成についても引き続きお伺いいたします。

今後、現場をリードするDX人材の育成に当たっては、目指す人材像を明確にし、職員の皆さんのが成長の道筋を描けるようなロールモデルの提示や育成プランの体系化が重要だと考えます。現在、区としてどのような方針で育成計画を策定しているのか、具体的な取組状況をお示しください。

また、生成AIの活用についても伺います。DXの取組を現場に根づかせていく上で、業務改善や情報整理、資料作成の補助などに生成AIを活用する自治体が増えており、品川区においても今年5月13日の行財政改革特別委員会でも、学校の教職員の公務の業務改善を進める中で、AIの活用も視野に入れていきたいという答弁がありました。こうした方向性が示される中で、区において生成AIの業務量に関するルールや方針が庁内で十分に周知されているのかお伺いいたします。併せて、現時点でのルールの整備状況や、今後どのような業務分野での活用を想定しているのか、お考えをお聞かせください。AIは日々進化していくので、ルールが教職員の方々、職員の方々にとっても分かりやすく確認しやすい形になっているかどうかも含めて確認させてください。

また最後に、令和7年前期の監査報告書では、会計業務や決済業務の電子化が進んだことで、入力ミ

スなどの軽微な誤りが見過ごされやすくなっているという指摘がされ、その背景には、マニュアル確認不足やチェック体制の形骸化があると言及されています。ケアレスミスを防ぐには、職員の方々の注意力や経験に頼るだけではなく、仕組みで防ぐ視点が必要だと考えます。例えば、一定金額以上の処理では自動的に複数人の確認が必須になるような承認フローの設定や、システム改修の際に金額や日付などに関するリアルタイムの整合性チェック機能をつけたり、誤りの傾向を可視化して庁内で注意喚起を行う仕組みを導入するなど、様々な工夫が可能だと考えますが、システム導入や仕組みでの防止策も含めて、電子化された業務の正確性を今後どのように担保していくのか、現在のお考えをお聞かせください。

○西澤DX戦略担当課長 まず人材育成については、令和7年度にDX人材育成方針を制定いたしまして、業務改革プロジェクトマネジメントなどの重要スキルを定義しまして、体系的な研修プログラムを整備している段階にあります。特に若年層向けには、国家試験であるITパスポート試験合格を推奨しており、ITリテラシーの全体的な底上げを図っていく計画であります。

生成AIの活用については、ChatGPTの利用マニュアルを作成し、個人情報の適切な取扱いを明記した上で、安心・安全な利用環境を整備しております。教職員向けには、文部科学省のガイドラインに基づく、校務での適切な利用についても、研修で周知を図っております。

最後に、システムにおける整合性チェックの自動化についてですが、こちらはAIを使ったりといったところも今後検討が必要かと思っていますし、RAGといった独自データベースの活用や、AIエージェントの適用なども効果的と考えております。ただ、既存の基幹業務システムやレガシーシステムの改修には、技術的制約やネットワークセキュリティの関係で結構困難な部分も多いのが実情でして、最新技術の動向や民間企業での導入実績なども注視した上で、実証実験や民間企業との連携といったところも視野に入れながら検証していきたいと考えております。

○横山委員 今、最後のところでお話がありましたけれども、様々、実証実験や連携を視野に入れていただくということで、システム改修となるとなかなか大変なことになってくるかと思うのですけれども、いろいろな方法を試していただいて、電子化の中でも正確性を担保していっていただく方法をぜひ見いだしていただきたいと思っております。DXの推進が一部の人々の取組にとどまることなく、現場で働く全ての職員・教職員の方々が主体的に関われるよう、全庁的な仕組みと風土の構築を引き続き進めていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

2点目に、ふるさと納税寄附金についてお伺いいたします。ふるさと納税による住民税額の減収は、令和6年度は50億9,000万円で、令和7年度は59.6億円に上っております、年々、区の財政に大きな影響を及ぼしています。構造的な課題は、私たち特別区だけではなく、返礼品競争に加わりにくい都市部の自治体にとって共通の課題であり、都会型・都市型の制度不均衡という状況ではないでしょうか。

区は、返礼品を目的とした寄附が中心となっている制度に対し、その趣旨が十分に活かされていないことを課題として、区長会等を通じて国に制度の見直しを求めてきました。しかし、現時点での抜本的な改革・改善には至っておらず、ふるさと納税による住民税の流出額は23区全体で年々増加し、令和7年度には1,065億円に達している状況に対して、今後さらに制度改善の実効性を高めていくためには、23区内での働きかけにとどまらず、同様の課題を抱えた政令指定都市や中核市など、都市部の自治体と連携し、より広域的で説得力のある政策提言を行っていくことも必要ではないかと考えます。

今後も制度の趣旨に沿った建設的な提案をお願いしたいのですが、特別区の枠を超えて、ほかの都市部の自治体との連携の可能性について、今後どのように捉え、取り組んでいくのか、ご見解をお伺いい

いたします。

○宮澤税務課長 ふるさと納税制度に対する国への要望活動というところでございます。

委員ご指摘のとおり、特別区全体でも1,000億円を超えてきているという状況、この高まる流出額を受けまして、今年度、他の自治体と連携した要望活動につきまして、特別区長会、また東京都と調整しております、実施時期・内容についてはまだ詳細は未定のところでございますけれども、実施していく予定というところでございます。

○横山委員 ぜひ引き続き積極的に、様々な団体や、ほかの都市部との連携も含めて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 次に、おぎの委員。

○おぎの委員 今期もよろしくお願ひいたします。

私からは、103ページ、国庫支出金から再開発事業、68ページ、区民活動交流施設使用料をお聞きします。

まずは103ページ、国庫支出金、再開発事業から、近年高騰するマンション価格と区民の安定した居住に関するお伺いします。

約40万人が生活する品川区ですが、昨今、ニュースなどで、東京都心部のマンション価格が高騰していることが話題に取り上げられ、区議会でも何人かの議員が質疑しています。多くの識者からは、人件費や資材の高騰に加え、外国人富裕層などによる購入が価格押し上げの要因となっていることが指摘されています。新聞報道によりますと、三菱UFJ信託銀行の調査では、不動産大手13社のうち9社が、2024年度上半期に、千代田区、渋谷区、港区で販売された新築物件の購入者の2割以上が外国人だったと回答しました。こうした状況が続けば、価格上昇はさらに加速し、資産運用目的の高額物件として取引が進む一方で、一般区民にとっては手の届かない存在となり、住みたい人が住めないという深刻な社会問題を招きかねません。また、中古物件も上昇傾向にあり、子育て世代や働く世代が都市部に居住できず、通勤時間の増大や地域コミュニティの空洞化が進み、災害時の地域における共助など、都市の持続可能性にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

この問題は、千代田区に限らず、品川区においても同様で、子育て世代に選ばれる品川区として子育て世代から注目を集める一方で、子どもを育てながら夫婦で共働きして頑張っても、価格が高騰したマンションにはとても手が出せない。また賃貸でも、高いマンション価格はそのまま賃料に反映し、区民の安定した居住が難しくなってきているという声が上がっています。

ご存じの方も多いと思いますが、この課題に対し、今年7月に千代田区が一石を投じています。新築マンションの購入から5年以内の転売と、同一名義の者による複数物件の購入を制限することで、投機的取引を抑制する要請を、不動産大手などでつくる不動産協会に対して行っています。対象は区内の全ての物件ではなく、総合計画などに基づく都市開発諸制度を活用して容積率を緩和する物件や、市街地再開発事業で販売されるマンションに限定し、区と事業者が協議を重ねながら進める仕組みであるため、実効性が高いと思われます。この千代田区の取組は、都市の国際化と不動産市場の投機化が進む中で、住宅は本来、住みたい人のためにあるという理念を再確認する政策として、他自治体にも波及が期待される先進的な試みだと思います。

そこでお聞きします。品川区でも、千代田区のように、子育て世代や定住を望む区民のために何らかの取組が必要と思われます。まずは品川区の現状を確認したいと思います。民間契約全ての把握は難しいと思われますが、知り得る範囲で区内の現状や傾向をお聞かせください。

○中道都市開発課長　　市街地再開発事業において、組合等の事業協力者でありますディベロッパー等のヒアリングを実施しているという状況でございます。こうした中で、市街地再開発事業で建設するマンションにつきましては近年高騰している、または一般的に建設するマンションにつきましても、マンションの価格は高騰しているということは聞いております。

○おぎの委員　　ヒアリングをありがとうございます。

品川区も同じ23区、こちらもやはり何らかの手立てが必要と思われます。新聞報道によりますと、千代田区は独自に新築マンションの登記簿を調査し、事業者にヒアリングしたところ、国内外からの投機と思われる購入が判明し、あるマンションでは、所有者の住所と当該物件の住所が一致しない住戸が全体の7割にも及び、居住実態のないマンションの所有を懸念したとの記事がありました。品川区でもそういった調査ができるのかと思いますが、調査に関してはいかがでしょうか。

また、東京都は住宅価格高騰対策の一環として、子育て世代が手頃な価格で住めるアフオーダブル住宅を進めることですが、こういったものを品川区で活用できるのか、また品川区として考えている何か手立てがあればお知らせください。

○中道都市開発課長　　千代田区での投機目的でのマンション取引に関する要請、また、そこに対する取組というものについては、区も認識しております。一方で、マンション高騰の原因といたしまして、マンション用地の減少による販売戸数の減少、または労務費・材料費の高騰、または都心部への転入者の増加といったことも高騰要因というふうなことを聞いてございます。また、千代田区の要請を受けまして、国で投機のこういった動きについて実態調査を行う方針ということも、報道等で聞いているような状況でございます。ですので、区といたしましては、こうした動きを踏まえまして、マンション取引を含む不動産市場の動きについて、引き続き注視していきたいと考えてございます。

○川原住宅課長　　私からは、ご質問いただきましたアフオーダブル住宅の傾向について、品川区の状況についてご報告させていただきます。

現在、東京都におきまして、アフオーダブル住宅の建設などをする事業者の募集というものを、夏から秋にかけて行っていたところでございます。現在、選定しているところかと思います。その結果については、引き続き東京都の事業の決定の状況を注視していきたいと考えてございまして、こういった動向を見ながら、アフオーダブル住宅などを含めて、子育て世帯がより住みやすくなるまちになるために、子育て世帯を中心とした住まいの施策の在り方というところも検討してまいりたいと考えてございます。

○おぎの委員　　ぜひそういった、東京都とも連携して進めていただきたいと思います。また人口流入や、先ほどのお話をマンション用地の減少といったお答えもございましたが、区主導でできること、例えば空き家の改修や共同住宅へのリノベーションの補助など、区でできる政策等をいろいろ検討していただけたらと思います。

この課題に関しては、ただいま国も恐らく重視していると思われます。令和7年度の国会議員政策担当秘書資格試験の筆頭問題にもこちらは出題されており、我が国における住宅問題で最も重要な問題を答えよとして、それに取るべき政策提言といったものを問うものでした。提示された資料は、世界の大都市の住宅価格の比較グラフ、東京のマンション価格が高騰しているグラフと、その要因として、海外の投資マネー・日本株高騰というコメントがついていました。最も重要な住宅問題は、我が国の住宅が、海外マネーや投機マネーによる投資対象になってしまった結果、住宅価格が高騰していること、本来、国民の住居として使用されるべき資産が投資の対象となることで、一般国民が適正価格で住宅を買えなくなっているということです。本人が居住していない外国人投資家には、高税率の固定資産税をかける、

購入可能な金額または戸数に制限を設けるなど、国政でも早急に審議していただきたいと思います。そして、国政での審議を注視しつつ、品川区の健全な成長と品川区民の安定した生活をしっかりと支えていただきたいと強く要望して、次の質問に移ります。

最近、子育て支援施設「IKUMOやしお」やジムの開設など、注目が集まっている八潮エリアですが、区民活動交流施設使用料より、こみゅにていぶらざ八潮の現在の利用状況についてお聞きします。利用率、稼働率、八潮という立地からの施設の特徴をお聞かせください。

○今井八潮まちづくり担当課長 こみゅにていぶらざ八潮の現在の利用状況について、私からお答えさせていただきます。

まず全体の稼働率でございますけれども、約55%程度という状況でございます。いずれも、運動系の団体に使われるお部屋の稼働率が高い状況でございます。具体的に申し上げますと、八潮南小学校時代に旧体育館として使用されていたスポーツ室が最も高く92.1%、次いで鏡張りのダンススタジオとなっております第二地域交流室が75.9%といったような状況でございます。一方で、稼働率の低いお部屋に関しては、講習室やパソコン室などといった、用途がある程度限定的になるようなお部屋でございまして、いずれも40%程度という状況になっております。

○おぎの委員 稼働していない部分ということで、ばらつきがあるとは思います。稼働していない部分の利活用につきまして、今回、「しながわシティラボ」の実証実験型プロジェクトとして採択されました垂直水耕栽培施設についてお伺いします。

今回のこの取組は、東京都やランドブレイン株式会社と協力し、こみゅにていぶらざ八潮に垂直水耕栽培施設を設置して実証実験を始めるとのこと、先日9月14日の収穫体験のイベントに参加してきました。ランドブレイン社は既に東京都の東京ベイeSGプロジェクトで、中央防波堤エリアに栽培装置を導入しており、今回は八潮地区を、自然と便利さが融合する持続可能なまちづくりのモデルケースにしていくという計画となっています。この施設では、ためた雨水と軽量なハイドロボール、太陽光発電を使った循環型の都市農業を行い、お世話や収穫に地域住民が参加することで交流できる仕組みを目指しています。ということですが、こちらの施設の今後の展開をお聞かせください。

○今井八潮まちづくり担当課長 今回、設置いたしました垂直水耕栽培装置でございますけれども、こちらの今後の展開といたしましては、こういった最新型の都市型の農業施設を地域の方に知つていただくとともに、今回実施させていただきましたような収穫体験会などを通じまして、地域住民同士の新たな交流の場を創出していきたいと考えているところでございます。

○おぎの委員 農地の少ない都市部ですので、少しでも緑が増やせる取組は、地域の交流の場として非常に期待しています。

ハイドロボールの入った小さなポットを壁に設置するということですので、こういった特性を利用して、エコルフェスなどで、壁に緑のウォールアートなど、また並行して始めた江東区のベイエリアでは、毎日の植物のお世話に障害者の就労支援を行っているそうで、18歳の壁が問題となっている障害者の就労支援にも向いているのではないかと思いますが、そういった展開の活用はいかがでしょうか。お聞かせください。

○今井八潮まちづくり担当課長 2点のご質問があったかと思いますけれども、まず1点目については、いわゆるアート的な要素を取り入れた公共施設の活用という意味では、ほかの自治体でも様々な好事例があるということは所管としても認識しているところでございます。本事業に当てはめますと、例えば植え込み材のカラーバリエーションを増やしていったり、あるいは栽培する植物についても、現在

ハーブのみを栽培しておりますけれども、将来的には、エディブルフラワーと呼ばれるようなミニバラや食用のお花などを植えていくことで、視覚的な魅力も持たせられるような事業に展開していきたいと考えているところでございます。

また、障害者就労との連携でございますけれども、今回、収穫体験会には、八潮地区内で就労支援事業を実施していただいております品川総合福祉センターの理事長以下職員の方、あるいは利用者の皆様にもご参加いただいたところでございまして、将来的には施設の管理の部分等も含めて、こういった事業所の方にもご協力いただきながら、農業と福祉分野の連携ということで事業を進めていけるようになるといいということで、事業者とも協議を進めているところでございます。

○おぎの委員 まだ実証実験の段階で、子どもの体験や地域の交流、福祉分野の展開など、様々な展開がこの先まだ未知数ですが、私も八潮に行くたびに見に行こうと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○石田（秀）委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 私からは、155ページ、歩行喫煙防止過料について、167ページ、粗大ごみからのリユース品売却についてお伺いいたします。

まず、粗大ごみからのリユース品から質問させていただきます。本年3月の予算特別委員会でも取り上げましたが、少し中途半端になってしましましたので、改めてお聞きしていきます。

この事業は令和4年10月から開始されまして、区民からごみとして捨てられた、まだ使える品物を、株式会社ジモティーが品物を選んでサイトに掲載し、引渡しの希望者を募り、希望者が見つかり次第、日曜日に、八潮にある資源化センターで区民に取りに来てもらってお渡しするという仕組みであります。

まず、現状の確認をさせていただきます。この売却の売上げですけれども、令和5年度が30万円程度、そして令和6年度が決算書にありますとおり、36万5,500円。令和7年度の現在までの売上げというのをお聞きしたいと思います。また、委託料は1,000万円でよろしいでしょうか。

○篠田品川区清掃事務所長 粗大ごみのリユースに関するお尋ねでございます。

売上金額でございますけれども、今年度につきましては、8月末現在で17万4,000円となってございます。また、委託料につきましては1,000万円ということで間違いございません。

○新妻委員 一方で、ごみの減量の観点から見た場合の効果はいかがでしょうか。令和5・6・7年度の現在までの出品数、そして引渡しをした数を教えてください。そして、またこの数について区の評価をお伺いします。

○篠田品川区清掃事務所長 令和4年度以降の出品点数等についてのお尋ねでございます。

令和4年度が、出品点数が1,344点で、引渡しがされたのが1,055点、およそ7割程度です。それから令和5年度が、2,909点の出品がございまして、引渡しが2,931点。これは出品数より多いのですけれども、前年度に出品されたものが引き取られたということでございます。また令和6年度が、2,799点の出品で2,700点の引渡しということで、こちらが96%ぐらいの引渡し率です。今年度につきましては、8月末時点で1,318点が出品されまして、1,153点が引渡しがされているところでございます。

こちらは、ごみの減量の観点から申しますと、通常であれば粗大ごみは解体されまして、ごみとして処理されるものが、区民の皆様方に改めてリユースされるということで、ごみの減量につながっているものと認識してございますけれども、先ほど売上げ等のお話がございましたとおり、経費として1,000万円余の経費がかかっているものに対して売上げが17万円ということでございますので、

そういった点に関しましては課題があるのかなということで認識しているところでございます。

○新妻委員 今、課長からご答弁がありましたとおり、委託料が1,000万円、そして、その売上げに対しては30万円程度ということで、それに対しては課題があるというご答弁でしたが、しかし、使えるものをまたさらに使っていただくというリユースの精神から見ると、この事業というのは非常に大事かなと思っております。

品川区におけるリサイクルショップのリボンは閉店されておりますけれども、区内には民間が行うリサイクルショップが多々ありますし、多くの方が利用されている現状があるということありますし、リサイクルということに関して区民の意識は高いのだろうと思っております。

そこで、ジモティーは、多くの自治体でジモティーと連携してリサイクル事業が行われておりますし、例えば文京区でもジモティーと連携してリユースを推進していますけれども、「区が行う事業ではありません」との記載がホームページにありますし、区民とジモティーが直接やり取りをするという仕組みでリユース事業が進んでおります。品川区は、ジモティーに委託して、ジモティーがやってくださるという流れでありますので、委託料が発生しておりますが、例えば文京区や他区がやっているような、委託料が発生しないやり方、区民と事業者が直接やり取りをしていくという仕組みで、このリユースを推進していくということも必要かと思いますが、今後の区のお考えをお聞きしたいと思います。

○篠田品川区清掃事務所長 今後の展開についてのお尋ねでございます。

委員ご指摘のとおり、他区等ではジモティーを使っても、ジモティーに委託をかけて実際にいろいろ商品等を確認していただくようなところまではしなくて、サイトの提供だけをしていただくような形で取り組んでいるところもございます。もともと、委員からもお話をあったとおり、リサイクルショップリボンがなくなったということで、その代替の措置という意味合いもあったのですけれども、様々、今般、そういったインターネット等のサイト等を利用した方法というのも、かなり浸透してきてございますので、効率的な運営につきまして、私どもも今後考えていく必要があるのかなと認識しているところでございます。

○新妻委員 1,000万円という委託料、また、考え方によっては違うところへ予算を使うこともできると思いますので、来年度予算に向けて、またぜひご検討を進めていただきたいと思います。

次に、歩行喫煙防止の過料について伺います。まず現状確認ですけれども、令和4年度が9万6,000円、令和5年度13万4,000円、令和6年度は8万5,000円と、決算書で確認させていただきました。令和7年度の現状、今現在までの過料の徴収の金額を伺い、今後の見通しを併せてお聞きいたします。

○澤邊生活安全担当課長 ただいま委員から、歩行喫煙の観点の過料についてのご質問がありました。

令和7年、ここにつきましては8月末の数字でございますけれども、指導件数が771件、過料については76件を取っております。本年7月1日に条例が改正されたということもありますので、今後この条例の趣旨の周知、それから取締りを進めてまいりたいと思っております。

○石田（秀）委員長 令和7年度の実績を、今日でも昨日でも8月でも、いつでもいいけれども、実績を教えてください。

○澤邊生活安全担当課長 繰り返し、説明させていただきます。令和7年8月末の数字でございます。令和7年8月末で、指導件数が771件、過料の取得が76件となっております。よろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 金額は。

○澤邊生活安全担当課長 金額は一律1,000円でございます。

○新妻委員 76件で7万6,000円ということですね。ありがとうございました。

たばこの課題は本当に大きいなと思っておりますが、本年3月の予算特別委員会で、若林副委員長もたばこ税の質疑から、今後の喫煙に関する評価と、また喫煙所整備の考え方の取組も確認させていただいております。時間がなくなってしまいましたので、その部分を確認いたしますけれども、7月1日からこれが強化されました。そして、強化するに当たっては、警備員を委託する形で周知徹底ということも答弁があったかと思います。現在の具体的な対応をお聞きするとともに、今後の喫煙所の整備について、品川区、そして民間も含めてお聞きしたいと思います。

○澤邊生活安全担当課長 今、委員から、警備会社の委託の巡回事業についてご質問いただきました。

警備会社の委託については、本年度から実施している事業でございまして、昼間が96回、深夜と早朝が24回となっております。

重ねて喫煙所の整備についてご質問を頂きました。喫煙所の整備につきましては、公用地を含めて検討しているところでございますが、なかなか難しい点もございます。民間の土地、それから施設等を活用して推進してまいりたいと思っています。

○新妻委員 具体的にしていただきまして、よろしくお願ひいたします。

この問題は、子どもたちからも大きな課題として取り上げられています。先日9月21日に行われた中高生リバースメンター事業のプレゼンテーションでも、「たばこの被害を受けない、与えない社会へ」と題し、問題・課題解決の提案がされておりました。さらに、昨年9月の「国連を支える世界子ども未来会議 in SHINAGAWA」でも、たばこに関するプレゼンテーションがあったと記憶しております。しっかりと具体的に民間にもアピールしていただきながら、望まない受動喫煙対策、受けないように取組をお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

なお、本日は12時45分から議会運営委員会、午後1時より本会議が予定されています。本会議終了後、直ちに再開いたしますので、あらかじめご了承願います。よろしくお願ひします。

○午前11時44分休憩

○午後 1時15分再開

○石田（秀）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 135ページ、災害時応急物資確保費、107ページ、移動教室経費についてお伺いします。

まず最初に、135ページ、災害時応急物資確保費に関連しまして、先日ありました9月の大雨対応についてお伺いさせていただきたいと思います。

まず最初に、品川区内にある土のう置場は、私は54か所と認識しているのですけれども、確認させてください。

○森道路課長 土のう置場でございます。

品川区内で56か所、1万4,150袋を用意してございます。

○高橋（伸）委員 分かりました。ありがとうございます。

先日の大雨のときに、報道では戸越銀座や立会川など、品川区内で旗の台も報道がありましたけれども、やはり旗の台も本当に浸水被害が多くて、大変な思いをしたところであります。私のお店も旗の台三丁目商店街に面していまして、私の店も浸水、膝までつかって、水を掃き出すのに2時間半かかったところであります。東口でも半地下が水没したり、旗の台も被害があったところであります。

そこで、浸水被害に対するお見舞金を、区でいろいろというか、住居と事業所というのがありますけれども、事業所、私のところも申請したのですけれども、9月18日現在で事業所248件という報告がございましたけれども、今現在どのぐらいなのか教えてください。

○羽鳥防災課長 最終の被害状況をお答えさせていただきます。

9月29日15時現在でございます。事業所の被害については326件になってございます。住家の床上浸水は502件、床下浸水は274件という状況でございます。

○高橋（伸）委員 それで、大雨被害に対するお見舞金は、要綱があるというのは私も存じ上げておりますが、事業所は、大小なりとも1万円というお見舞金を頂くのは本当にありがたいことなのですけれども、ぜひ今後、要綱を、もう少し事業所に対しては引き上げていただきたいというのは私の要望であります。これは要望とさせていただきます。

それと、土のうが56か所ある中で、本当に急に、予想がつかないような今回の大雨でした。区民の方は、土のう置場があると認識されている方もいますが、特に商店街だと、やはり商店会長などが促していかないと駄目だと私は思っておりますが、土のうというのは約10キロぐらいあると思うのです。女性だと、これは本当に持ち運びが大変です。そういう観点から、水のうというのも今後、考えていかなければいけない。水のうは、ビニール袋を二重にして結べば水のうとなります。そういう観点からも、ぜひ今後、防災課、所管としても、水のうというのも推し進めていただきたいと思っております。その辺のご見解をお聞きしたいと思います。

○星災害対策担当課長 確かに水のうは非常に有効になるものだとは思っておりますので、今後、防災訓練もしくは水防の訓練といったところで、区民の皆様に周知していかなければと考えているところです。

○高橋（伸）委員 水のうは、便器から吹き上がりてくるときにでも有効的に防げると思うので、ぜひ今後、対策を深めていただきたいと思います。

次に107ページ、移動教室経費について質問させてもらいます。所管は違うのですけれども、品川区区民保養所のあり方検討会が合計2回あったという報告を受けました。教育委員会として、4月から10月までは6年生の移動教室があって、7月から8月は5年生の林間学校があるというところであります。教育の観点から、移動教室という意味というか意義、目的を、改めてご紹介いただきたいと思います。

○石井学務課長 移動教室の、教育の観点からの意義でございます。

自然豊かなところで生徒たちが心身ともに健やかな環境で育つ。また、仲間と共に夜をともにすることによって、非常に集団活動について高い意義を有していると思っております。なお、今、様々、有識者検討会の議論や、あと今後の方針についてもいろいろ議論されていますけれども、非常に教育的意義が高く、今、引き続き、この施設というものについては教育的な意義があると考えてございます。

○高橋（伸）委員 本当にご答弁のとおりでして、今、検討会があって、特に光林荘という在り方というのは、私はすごく、教育的観点からすると非常に大切なものだと思っております。今後これを改修などとなると、本当に経費というか、17億円という試算が出ていますけれども、光林荘はぜひ残していただきたい。保養所事業は廃止というので私はいいと思うのですけれども、ぜひこれは教育施設とし

て今後も利用していただきたいと、私は要望させていただきます。

本当に充実した体験活動の幅、今まで日光という場があつて、ここが廃止になると、ではどこでどういうふうにやっていくのかというのは、場所も含めて、今後すごく、当然これからもまた議論していくと思いますけれども、まだ貸付けがあと4年ぐらいありますよね。その間に方向性を、教育委員会として、教育のビジョンとして、ぜひ残していただきて、活用していただきたいと思います。その辺について、お尋ねさせていただきたいと思います。

○石井学務課長　　光林荘での移動教室、日光。もう、昔から行われております。ある意味で、今の子どもたちではなく、かつて子どもたちであった大人の世代にも広く親しまれたところでございます。こういった施設を今後どのような形で活用が可能か、そして移動教室の今後の在り方。日光という場所は、23区はいろいろなところでも日光という場所で移動教室を実施しておりますので、例えば教員負担の軽減や、あと慣れた場所で行うことによって子どもたちの安全がどのように確保できるか。そういうところも踏まえて、これから様々な検討を含め、議論していきたいと考えております。

○高橋（伸）委員　　所管課と連携して、教育という観点から、ぜひ今後もやっていただきたい、続けていきたいと思いまして、私の要望として、終わりとさせていただきます。

○石田（秀）委員長　　次に、澤田委員。

○澤田委員　　本日は、65ページ、なぎさ会館についてお伺いします。

令和6年度の事務事業評価で3年以内の廃止の検討となっていますが、現在もその方向性で間違いないでしょうか。

また、廃止後の土地の活用については、これから検討されていくと思いますが、なぎさ会館や隣接した土地だけで考えるのではなく、周辺施設と一体に、勝島のまちづくり全体として、地域ニーズに即した活用をご検討いただきたいと考えますが、区としてのご見解をお聞かせください。

○築山戸籍住民課長　　なぎさ会館につきましては、現在、廃止に向けた検討を行っているところでございます。

事務事業評価では3年以内としていますが、廃止とする場合は、その時期について、令和8年1月に臨海斎場が式場を増設することも踏まえ、検討しています。

廃止になった場合の跡地活用につきましては企画部門で進めることになりますが、当該施設周辺の将来の姿を見据えながら、行政需要や地域ニーズなどを総合的に勘案し、検討してまいります。

○澤田委員　　検討の状況を教えていただき、ありがとうございます。貴重な公有地ですので、真に必要な施設への検討というのを進めていただければと思います。

次に、区民の関心が高まっている葬儀・火葬場について、関連してお伺いします。区民委員会でも報告があったように、コロナ禍以降、家族葬などの小規模な葬儀や、通夜を伴わない葬儀が増え、少人数利用の式場のニーズが高まっています。臨海斎場では、式場の増設・コンパクト化が実行され、区民ニーズを的確に捉え、対応されていること、大変高く評価しております。先日の小池都知事の会見でもあったように、民間の火葬料金の高額化は課題となっています。負担感が大きくなっているからこそ、民営に比べ、廉価に利用でき、ニーズに寄り添った公営である臨海斎場の存在は、品川区民にとってますます大きなものになっているのではないかでしょうか。

そこでお伺いします。以前から臨海斎場へのアクセスのニーズや課題について、我が会派でも議論を重ねているところですが、臨海部広域斎場組合議会を構成する5区の区長と議長の間で、交通アクセスについてどのような議論がなされているのか、また要望などはあるのか、お聞かせください。

○築山戸籍住民課長 臨海部広域斎場組合議会からの要望を受けまして、臨海斎場では令和6年3月に、葬祭業者を通じて臨海斎場へのアクセスの実態調査を行いました。調査結果では、臨海斎場へのアクセスには、ご葬家、参列者ともに、自家用車およびタクシーを利用されている方が7割から9割でございました。その結果を踏まえて、組合議会懇談会において議論していますが、臨海斎場において送迎バスの運行やマイクロバスの貸出し等を行う場合は、そのコストが火葬料に転嫁されるといった課題が挙がっており、令和12年度の増築に向けて、引き続き調査・研究していくこととなっております。

○澤田委員 マイクロバスの代金が上乗せされるというところで、火葬代も上がっている中、区民としては、なかなか苦しいのではないかと思います。

それと、次は臨海斎場への距離なのですけれども、品川区では近隣5区の中では恵まれているほうかと思います。とはいっても、荏原地区や五反田地区の方などは、エリアによって区内でも比較的遠いというか、距離があります。公共交通機関は、便数が少ないことに加え、最寄りの駅や停留所からも徒歩7分から10分程度はあり、公共交通機関を乗り継いで、さらに歩いて向かうというのは、足の悪い高齢者や、障害のある方にとっては厳しいという声もあります。また、タクシーで向かった場合には4,000円前後、費用がかかってしまうため、料金が高いということもさることながら、同時に台数不足もあり、高齢者の方にとっては利用が難しいという声もお聞きしています。親類が亡くなったときはもちろん、町会の仲間や高齢者クラブなどで親しくしていたご友人などがお亡くなりになったとき、葬儀に行くことを諦めたという声も少なくありません。経済的な理由などで、大切な方をお見送りする機会を失ってしまうということは、とても悲しいと感じます。

区として把握している区民のお声などありましたら、お聞かせください。

○築山戸籍住民課長 直接、品川区に区民の声が届いているわけではありませんが、臨海斎場で行ったアンケートから、送迎バスを運行してほしい、バスの本数を増やしてほしいといった声があることを確認しております。また、区民委員会においてもアクセス改善についてのご要望を頂いているところでございます。

○澤田委員 ありがとうございます。先ほどの質問にも重ねてしましましたけれども、いろいろな方面からアクセスの向上を望む声があるのだなということを確認させていただきました。

その中で、交通アクセスの利便性向上の方策として、例えば大井町や武蔵小山駅、五反田駅などの拠点駅から、臨海斎場へ向かうコミュニティバスのルートの検討も考えられるかと思います。バスの運転士の人材不足という課題もありますが、葬儀や通夜の時間帯はある程度決まっており、需要の高い時間帯と通勤・通学のラッシュ時は重ならないことや、運転士の交代制を考えると、可能性はあるのかなと思います。

ほかにも、A I オンデマンド交通の活用や、喪主が地元地域や最寄り駅などからマイクロバスを貸し切る際の費用は三、四万円から6万円近くと高額であるため、先ほども葬儀代の中に入つて、より高くなるというお話をましたが、その一部を補助するなど、様々な方策があるかと思います。大切な人に見送られたい、見送りたい皆さんのためにも、公的な立場として、交通アクセスの利便性向上に寄与する区独自の取組が必要であると考えます。ぜひ前向きにご検討いただければと思いますが、お考えをお聞かせください。

○築山戸籍住民課長 まず葬儀形態が変化しておりますと、家族葬が増えているという状況がございますので、今後も利便性という面では、ご自宅や式場からドア・ツー・ドアで火葬場まで行けるタクシーやマイクロバス等の利用のニーズが高まっていくものと考えております。

その一方で、火葬を含めた葬儀全体に係る区民の費用負担を軽減するため、区としては引き続き、臨海斎場において適正な価格帯を維持できるよう、しっかりと確認していくとともに、現在、区民の葬儀費用負担軽減のための区民葬儀において、23区共通の補助制度を検討中ですので、これらの取組を進めてまいります。

○澤田委員 ぜひ人生最後のお見送りをするという機会を、一人でも多くの方が逃すことなく維持できる品川区であってほしいと願っています。行政として、ぜひ様々進めていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

続いて、おくやみコーナーについてお伺いします。令和6年1月4日におくやみコーナーが開設され、悲しみの中、手続に追われる区民の負担軽減に大きく貢献してきたと思います。一定期間が過ぎた今、効果検証は行われたのでしょうか。また、課題などありましたらお聞かせください。

○築山戸籍住民課長 委託事業者とのヒアリングを通して、効果検証を行っております。その中で、利用者の声といたしましては、1か所で手続が完了して楽だった。思っていたよりも短時間で手続が完了した。当日手続に必要な書類を集める方法を教えてくれたという、感謝の声を多く頂いておりますが、課題としましては、予約の際に、電話かウェブ予約なわけですけれども、ウェブ予約がしづらいといった意見、また、予約制ではなくて当日に対応してほしいといった声を聞いているところでございます。

○澤田委員 様々お声が届いている中で、やはり負担軽減に大分寄与していらっしゃるのだなというのは今思いました。

やはり、おくやみコーナーの一番いいところというのは、ワンストップで手続がそこで行えるというのが一番の利点だと思うのですが、その中で私が聞いた課題なわけですけれども、年金の手続というのが、できるだけ早くしなければいけないということを情報としては知っている方たちというのが、いつまでにやらなくてはいけないのかというところまではご存じなくて、せっかくワンストップでおくやみコーナーで手続が行えるにもかかわらず、先行して年金のみを行ってしまうというお話をお聞きしました。国民年金や厚生年金を受給した方が亡くなったときに、手続を行わないと個人の口座に年金が振り込まれ続けてしまうため、年金受給権者死亡届を提出して受給停止の手続をする必要があるのですが、その期限は10日以内、国民年金は14日以内に行わなければならぬという情報を、ぜひワンストップ窓口で一緒に利用していただくためにも、今後は例えばおくやみコーナーの電話予約の際に口頭でお伝えしたり、電子申請の際にホームページにその旨を記載しておく、おくやみハンドブックへの記載などの対応もあると、より親切ではないのかなと思います。また、予約の件なども、ぜひ取りやすいように、また当日対応もしていただけるようになるといいなということを期待しまして、区としてのお考えをお聞かせください。

○築山戸籍住民課長 現在、電話で予約を受ける際にも、相談に乗りながら丁寧に対応はしているところでございますが、委員のご指摘の点について区民に周知できるよう、改めて確認してまいります。

また、ホームページやおくやみハンドブックにつきましても、区民のお声を踏まえまして、より分かりやすくなるよう、プラッシュアップしていきたいと考えております。

予約につきましても、改善に向けた検討もしてまいりたいと思います。

○澤田委員 少しづつ少しづつ改善が進んでいって、より一層、皆さんのが使いやすくなるように、取組を行っていただければと思います。

最後になりますけれども、故人が国民健康保険に加入していた場合、喪主が申請し、葬祭費を受け取ることが可能であります。こちらは現在、書類のみでの申請となっていますけれども、他自治体では死

亡届の原本の提出以外は、マイナンバーを活用するなどして電子申請が可能となっています。品川区でも手続の利便性向上のために、ぜひ電子申請、DX化をさらに進めていただきたいと要望いたしますが、ご見解をお聞かせください。

○山下国保医療年金課長　　国民健康保険分野におけるDXの推進という観点からのご質問かと存じます。

葬祭費の支給というところにつきましては、手続の特性上、後期高齢者医療制度につきましては、本年3月より電子申請サービスでの受付を開始しております、取扱いをしているところでございますが、今ご指摘がございました国民健康保険というところにつきましては、まだ電子申請サービスの受付ができるていない状況がございます。手続の特性から、窓口での件数が一定、多いところではございますけれども、選択肢の拡充、また利便性の向上という観点から、そちらの電子化についても、引き続き取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○澤田委員　　後期高齢者医療制度は電子化が行われているということで、やはり高齢者の方がお亡くなりになることが多いので、そちらからというところかなとは思うのですが、ぜひ国民健康保険のほうもよろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長　　次に、中塚委員。

○中塚委員　　64ページから始まる使用料及び手数料について、区民プールのロッカ一代と子どもの料金の無償化を求めて質問いたします。

まず、この間、取り上げてきました区民プールのロッカ一代10円ですが、今年の夏からリターン式に変更されて、10円が徴収されずに戻ってくるようになりました。今回の変更を歓迎したいと思います。

そこで、ロッカ一代の変更についてどのような検討がされたのかを伺います。その上で、10円徴収を、従来は受益者負担と説明してきましたが、リターン式への変更で実質無料となりました。受益者負担の考えに変更があったのか、伺います。

○大友公園課長　　ロッカ一代の返却式につきましてですが、様々なご意見やご要望を踏まえまして、ロッカ一代を返却式にする検討をしてきたところでございます。

これまででは、ロッカ一代の状況を踏まえまして10円の料金を徴収しておりましたけれども、利用者の利便性向上を図るために、プール営業開始前の設備点検に合わせて、返却式に変更したところでございます。

○中塚委員　　利便性の向上ということですけれども、2つ目に伺ったのは、受益者負担の考えに変更があったのかと伺いました。改めてご答弁ください。

○大友公園課長　　10円の徴収というところについては、運用面のところで大きく徴収していたところでございますので、受益者負担の考えに変更があったというところではございません。

○中塚委員　　運用面ということで、受益者負担の考え方へ変更はないということでした。

今年8月1日の来年度予算編成の基本方針、依命通達ですが、使用料及び手数料についての記述が変わりました。従来は「受益者負担の適正化」と、これは何十年も続けてきましたが、今回は「受益者負担」の言葉がなくなり、「受益と負担のバランス、社会経済情勢を踏まえて」となりました。私は、子どもからもプール使用料を徴収することについて繰り返し無償化を求めつつ、この受益者負担の克服を求めてきました。そこで今回の依命通達ですが、従来の受益者負担を克服するものなのか、伺います。併せて、森澤区長は繰り返し、社会全体で子どもと子育てを支えると表明しております。私はこの視点

を貰くならば、区民プールの使用料ですが、少なくとも子どもは無料にすべきだと述べてきました。今回の依命通達を受けて、今後はどうするのか。改めて区民プールの子ども料金を無料にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○崎村企画課長 今、依命通達に関するご質問を頂きましたので、私からお答えさせていただきます。

まず、「受益者負担の適正化」という言葉と、今、委員からご紹介がありました今年度の依命通達に載っている「受益と負担のバランス」というのは、内容としても意味としても特に大きく異なるものではないということを、まず申し上げておきたいと思います。

その上でなぜ変えたのかという部分ですけれども、ちょうど昨年の決算特別委員会でも、他の委員から、施設使用料の在り方や受益者負担の適正化の観点から、ご質問等を頂いたところであります。施設使用料を例に挙げてお話しをさせていただきますと、公共施設を維持・管理する上で、サービスを提供する上で、当然、施設の維持管理費・人件費などの経費がかかってまいります。これらの経費というのは、施設サービスを利用する人、いわゆる受益者が負担する施設使用料が充てられますが、その収入で不足する場合には、区民全体の負担、区民に納めていただく税金で負担することとなってまいります。そういう観点から、施設を利用することによって益がある人と、利用しない人との負担の公平性を確保するというのが大前提の考え方であります。

今、社会経済情勢のお話を頂きましたけれども、この間の物価高騰や労務単価の上昇に伴って、当然、施設の維持管理費も増えてきている状況であります。こういった状況を踏まえて、施設所管課において受益者負担についてしっかりと検証・検討していただくために、より分かりやすい表現とさせていただいたというのが、今回の依命通達の変更の理由でございます。

○大友公園課長 後段の区民プールの利用料につきまして、無料にすべきというところについてなのですけれども、区民プールにつきましては、やはり利用用途を限定し、また利用者も限られる施設でありますので、受益者負担の考え方の下、ご負担いただいているところでございます。この受益者負担の考え方から、料金を無料にするという考えは、現在のところございません。

○中塚委員 依命通達では「受益者負担」という言葉はなくなりましたが、今のご説明でも、まず大きく変わるものではないと。維持管理・人件費などは、受益である利用者が負担すべきだという説明だと思います。

私は、森澤区長自身が、社会全体で子どもと子育てを支えると説明し、この間、学校給食だったり学用品だったり……、これは違うか。義務教育の無償化か。保育園の無償化だったり、すまいるスクールの無償化だったり、様々、無償化が進められてきましたけれども、社会全体で子どもと子育てを支えるのだという視点に立つならば、受益者負担を克服して、区民のプールの子ども料金も無料にすべきだと思います。保育園やすまいるスクールは無償化を進めてきましたが、なぜ区民プールだと、同じ子どもでも料金を取るのか。前回も言いましたけれども、保育園もすまいるスクールも子どもはその施設を利用しております。でも、社会全体で子どもの子育てを支えるとの説明の中で、無償化が進んできました。ならば私は、同じ子どもなのだから、区民プールも少なくとも子どもから取るのはやめようと判断すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大友公園課長 一部、繰り返しの答弁となりますけれども、利用用途を限定し、また利用者も限られる施設ではありますので、受益者負担の考えが基本となっているところでございます。区民プールにつきましては、それに加えまして、区民プールは人気があり、予約が埋まる施設でもございますので、無用の予約を防止することで、より多くの利用を図るといった運用面につきましても、利用料金を頂い

ているところでございます。

○中塚委員 プールは人気があるからとご説明でしたが、認可保育園もとても人気があると思います。待機児問題が深刻なときには、この議会でも何度も様々な議論がありました。伺いたいのは、区民プールは同じ子どもでも、なぜお金を取るのか。保育園やすまいるスクールでは無償化してきましたが、ほかの事業とプールは何が違うのか。改めて伺います。

○大友公園課長 先ほども申しましたとおり、受益者負担の考えが基本となるというところではございますけれども、さらにより多くの利用を図るということで、無用の予約を防止するという目的もあって、こちらは利用料金の徴収をしているというところになってございます。

○中塚委員 より多くの利用を図ると、なぜ子どもからもお金を取るのか。認可保育園もすまいるスクールも、多くの子供たちが利用しております。すまいるスクールについては質問しませんけれども、すまいるスクールの登録率はかなり多いと私は思っております。なのに、区民プールは子どもからも取るというのは説明が成り立たないと思います。私が言いたいのは、森澤区長が社会全体で子どもと子育てを支えるというのであれば、それを貫いてほしい。少なくとも子どもからは徴収しないということを、改めて要望したいと思います。

最後ですが、子ども料金の対象年齢についてです。これまで小学生と中学生とされてきましたが、なぜ子ども料金は中学生までなのか、その根拠はどこから来ているのか、伺います。

私は18歳選挙権の議論を通じて、大人料金は18歳から、運用としては高校卒業時から、それ以下は子ども料金とすべきだと思います。つまり、子ども料金は、小学生・中学生・高校生までと、社会情勢を踏まえて変更が必要だと思いますが、いかがでしょうか。実際、品川区の事業を見ましても、例えば子どもの医療費無料化制度は高校3年生まで対象です。また、高校に加えて大学生の奨学金も拡充しております。18歳選挙権の議論ですので、やはり小学校・中学校・高校生までを子ども料金とすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。これはプールだけでなく、品川区の施設全体にも関わりますけれども、ぜひこれを機にご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大友公園課長 区民プールの料金設定につきましては、条例の制定時に、近隣の自治体、他自治体の状況などを踏まえまして、総合的に判断し、決定したというところでございます。その結果、高校生は大人料金とさせていただいておりまして、中学生と小学生、それぞれ料金を設定しているところでございます。

また、区民プール以外の各施設について、それぞれの施設ごとの考え方もあるというところでございますので、一律で変更するということは難しいのではないかと考えております。

○中塚委員 条例は相当前だと思います。ぜひご検討ください。

○石田（秀）委員長 次に、松永委員。

○松永委員 私からは、134ページの災害対応力向上支援事業補助金について、135ページの災害時応急物資確保費について、155ページの歩行喫煙防止過料について、併せて150ページのふるさと納税寄附金について伺います。

順番を少し入れ替えて、まず155ページの歩行喫煙防止過料について伺いたいと思います。

先ほど午前中に質疑がありましたので、かぶらないようにいたします。昨年度の違反者について伺いたいと思います。こうした方へ、どういった方法で対応されているのでしょうか。例えば、「ここは喫煙禁止区域ですよ」、また「喫煙所はこちらにありますよ」。これは例えばチラシなどを作って、「そうしたところにありますよ」という形で対応はされているのでしょうか。また、以前なのですが、喫煙

で過料を払ったら、品川区版の携帯灰皿をお配りしていたという記憶があるのですが、今はどのような形になっているのでしょうか。また、違反者の中に外国人の方はいらっしゃるのでしょうか。その外国人に対して、もしいらっしゃったら、どういった形で対応されているのか、伺いたいと思います。

○澤邊生活安全担当課長 それでは、今、過料についてのご質問がありましたので、回答させていただきます。

過料につきましては、現場で吸っている状況を確認したところ、その方から直接、現金1,000円を頂く形になっております。さらに、そのときの周知の方法でございますけれども、基本的にはチラシを持っておりますので、それをお示しして、品川区の条例が改正した旨についてご説明させていただきます。また、外国人の方の過料徴収については、今まで把握はありません。

よろしくお願いします。

○石田（秀）委員長 携帯灰皿のことをお願いします。

○澤邊生活安全担当課長 品川区版の携帯灰皿については、現在配布はしておりません。

○松永委員 ぜひ今、インバウンドで外国人の方も結構いらっしゃって、吸われるところも私は見たことがあります。特に大井競馬場なのですけれども、そうしたところまで含めて、ぜひ外国人対応のチラシも含めてご検討いただければと思います。

そこで、今年の7月1日から、品川区全区域、公園も含めてなのですけれども、全面禁煙という形になりました。喫煙者側からすると、やはりもう肩身がどんどん狭くなってきて、今後どうするのだろうという形になっております。喫煙する場所も減っております。

そこでご提案なのですけれども、結構先ほども述べさせていただきましたが、品川区版の携帯灰皿というものは結構人気があって、それを買いたいのだけれども、どうすればいいかというので、伺ったことがあるのですけれども、そうしたところも、ふるさと納税も含めて、一品に加えていただければどうかということと、あとは、1991年7月から1995年5月まで、品川区にJTの本社があった経緯もあったことから、こうしたご提案をさせていただいております。その中で、クラウドファンディングで喫煙所の設置というのは可能かどうか、私も分からぬ部分があるので、これはふるさと納税として扱えるのかどうか、確認させてください。

○澤邊生活安全担当課長 たばこの喫煙所に関してのご質問がありましたので、その部分についてお話しいたします。

喫煙所の設置につきましては、先般も答弁させていただきましたが、公用地を中心に配備してきました。しかしながら、なかなか難しい点もございまして、現在はどちらかといいますと、民間の店舗や土地といったところを中心に、補助事業を充てまして、鋭意、設置を図っているところでございます。

○宮澤税務課長 ふるさと納税というところで、携帯灰皿のような、物の、商品型の返礼品については、国の基準に合致すればというところになります。具体的に言えば、区内で製造、作られているのかなどといったところになってくるところでございます。

あと、クラウドファンディングにつきましては、区が実施するクラウドファンディングに応援していただければ、ふるさと納税、控除の対象になっているというところでございます。

○松永委員 ぜひ、喫煙される方の観点からも含めてご検討いただければと思います。

次に移ります。134ページの災害対応力向上支援事業補助金について伺います。

近年、地球温暖化の影響や地殻変動の活性化に伴って、集中豪雨、また台風、大規模地震など、自然災害が頻繁に起こりつつあります。今後30年以内に、70%から80%と言われております南海トラ

フ、首都直下型地震というのが喫緊の課題となっております。こうした背景を踏まえて、本区では区民の生命と財産を守るため、ご尽力いただいているところだと思います。こうしたことから、このページにあります防災区民組織育成費と、災害時応急物資確保費、また初期消火体制強化費について、それぞれどういった事業なのかお知らせください。例えば、消火器やWi-Fi、発電機、スタンドパイプなど、いろいろあると思うのですが、どの部類になるのでしょうか。お知らせください。

○羽鳥防災課長 私からは、災害対応力向上支援事業補助金のうち、防災区民組織育成費についてお答えさせていただきます。

こちらは、都が防災区民組織に向けて補助している事業です。内容といたしましては、Wi-Fi環境の設備、非常用発電機、また蓄電池、ソーラーパネルといった備蓄品を補助するものでございます。補助率は2分の1となってございます。

令和6年度の実績でございますが、15組織に向けて、91万2,000円の補助となってございます。内訳といたしましては、発電機が13基、蓄電池が11基、モバイルWi-Fiが1基という内容でございます。

○遠藤防災体制整備担当課長 私からは、災害時応急物資確保費、初期消火体制強化費についてご回答いたします。

まず、災害時応急物資確保費についてですが、こちらは、携帯トイレを760箱、1箱当たり200回分、合計15万2,000回分を購入しております。こちらも購入金額に対する補助費2分の1となってございます。

また、初期消火体制強化費についてでございますが、こちらは先ほど委員からご紹介があったとおり、消火器を購入するものとなってございます。こちらの消火器につきましては、家庭用消火器というものをあっせん販売しております。そちらのあっせん販売の購入助成、あるいは中身の詰め替えの費用の一部を助成するといったものになってございます。

実績につきましては、木密地域を対象とした地域の木造住宅世帯を対象としたものとなってございます。令和6年度は、消火器の購入助成が602本、詰め替えが9本といった内容になってございます。

○松永委員 内容が分かりました。

その中で家庭用消火器についてなのですが、結構これは、消費期限というのですか、期限があるということでございます。なかなか、家庭に消火器があって、「これは使ったことがないけれども、どうなっているのかな」と調べる機会があると思いますので、その機会というのが、例えばマンションの防災訓練や、各総合防災訓練が今後行われると思いますので、せっかくみんな集まってこういった訓練をやるので、そうしたところで消火器についての、併せてチラシも品川区版で出されていると思いますので、そうしたところも含めて周知していただければと思います。

取りあえず時間になりますので、以上にさせていただきます。要望で終わります。

○石田（秀）委員長 次に、つる委員。

○つる委員 52ページ、特別区民税で、ミドル期シングルやベーシックサービス、それから社会的処方の関係について伺っていきたいと思います。

区民税については、品川区は今現在、特別区民税については右肩上がりということですが、これは令和7年度のあれですけれども、納税義務者で700万円以上の方、納税義務者の中の13%の方に区民税48.2%を納めていただいているという現状があって、一方で、300万円以下の方が、これは減少傾向にあるのかなと思っています。令和7年度で見ても58.8%なのですが、そうすると、

区内での所得の層というのがどういう流動になるのかなというのも気になるところですが、結果、でも品川区としては区民税収が増えていて、全国に先駆けた様々な展開をすることができるというところがあるわけですが、このサービスの受け手というところで見ていくと、品川区に、これも以前、いろいろ質疑しましたが、住み続けたいという希望に対する、住み続けられるという、管理していかなくてはいけないという施策展開というのが必要なのかなとは思っています。

そういう中で、来月の27日だったと思いますが、特別区のほうでどうか、講演会で講師を務められるミドル期シングルの研究の第一人者の社会学者で宮本みち子、放送大学、それから千葉大学の名誉教授の方が、2013年、新宿の新宿自治創造研究所のフォーラムで、当時、いろいろな新宿区における状況の調査が行われて、ミドル期シングル、いわゆる壮年期単身世帯というカテゴリーですが、35歳から64歳の状況の変化というところを調査したことがあります。

その中で、東京都についてはもう既に、ミドル期シングルというのが50.2%というのが出ていて、また23区で見ても3割弱がそういう層になってきているということ。それで、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計、これは昨年の4月12日の発表ですが、2050年、今から25年後ですけれども、独り暮らしなどが44%になるのだというような見込みも出ています。昨年度から、品川区も孤独・孤立への対策などといったことをやっていただいたり、品川区においては若者の孤独を感じる傾向が強いということで、その施策もしていただいておりますけれども、品川区のいわゆるミドル期シングルの状況がどういう世帯にあるのかというのを教えてください。

○宮澤税務課長 特別区民税の課税状況の傾向という観点から、お答えさせていただきます。

先ほど委員のご指摘がございましたとおり、令和6年度、また令和7年度というところを見比べてみても、税務課で所得階層ごと、また10歳刻みの年代ごとで課税の状況というのを分析していると、一番多いゾーンというのが40代、続いて30代、50代と続きます。所得の状況というところも、先ほど委員がご指摘したとおり、所得の高いほうに行くほど、令和6年度と令和7年度を比べると、若干、上にシフトしているというところがあります。いわゆるミドル世代で中年世代というところで抜き取りますと、40代・50代の全体の納税義務者数の中で大体約60%以上、40代・50代の納税義務者数のうち約65%近くが単身世帯という状況という傾向にございます。

○つる委員 65%というのを頂きました。そうすると、東京都の50%よりも、品川区はミドル期シングルの人が非常に多いということになって、そうすると品川区の様々な施策展開において、そうしたいわゆる単身、これは高齢期の単身や若年期の単身、未婚の単身や死別の単身、離別の単身など、いろいろあるのだと思うのですけれども、これは各年齢層における単身という設定・前提での施策の様々な展開の原点に立っていくかないと、いわゆる家族、両親がいて子ども2人というのがモデル世帯ではなくて、もう本当に一人一人の単身というところに光を当てた施策展開のスタートラインにしていかないと、なかなかここは、区の施策に対する共感というか、これがなかなか得にくくなってくる部分もあるのかなと思っています。

先ほど午前中だったでしょうか、いろいろお金をやりくりして、住民税の減税など云々とあったのですけれども、それは、はつきり言って公的負担なのか私的負担なのかというところで、いわゆる私的負担を増やしていくということなのかなと思って、日本というのは、財政の学者のいろいろな書籍を確認させていただくと、これは国税と地方税も併せてですけれども、日本の国民負担率については、OECDの36か国中24位、それから租税負担率については36か国中28位ということで、要は負担率は低いということなのです。だけれども、なかなか現役世代を中心に、自分たちの公共サービス・行政サー

ビスの恩恵が薄いと感じているというところで、ここについては、しっかりと所得の再分配で、品川区は、ベーシックサービスの視点からいくと、基本的な学者の論点をお借りすれば、基本的には国税でもつ、国でもつというところが基本にあるかと思うのですが、今、品川区が自治体としてベーシックサービスの考え方を引用しながら、様々な無償化に取り組んでいただいているわけでありますけれども、自治体というのは住民税10%で、それぞれ全国、名古屋市など一部、横浜市も含めて若干の微妙な違いはありますけれども、基本的には10%である。そういう意味では、品川区の付加価値は現状、高くなっているのかなと思う中で、先ほど申し上げたような単身世帯が増えているところでは、その部分の対策というか、施策の考え方というのを、しっかりと見ていくという部分も必要なのかなという意味では、かつてもベーシックサービスの議論の場を持つことが必要ではないかという質疑をさせていただきました。これは、議会からの質問や、区民のお声、アンケートなど、様々なところを行政がしっかりと受け止めていただいて、行政でしっかりと施策をつくっていただくという部分もあろうかと思うのですが、こうした声も含めて、公的負担のところにおけるベーシックサービスの展開の議論の場というところについて、今現状、議会側からも様々な提案があると思うのですが、その部分の議論の場というのは、どういう場所で、位置づけでやられているのか、教えてください。

○崎村企画課長 今、委員から、先ほどお話があったミドル期の単身世帯に対して、どのような行政サービスを提供していくかということで、お話を頂いているところです。

今年度の施政方針でも申し上げましたけれども、人間が自分らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サービスを、所得制限なく全ての人に提供するというような考え方、委員がおっしゃるようなベーシックサービスの考え方に基づいて、品川区としても各種施策を実施しているところであります。

今、委員にお話しいただきましたミドル期の方々というのが、特にシングル、また家族を持たれている方も含めになりますけれども、なかなか行政サービスにどういったものを欲しておられるのか、ニーズといった部分ではなかなかつかみ切れないというのが実情であります。こういった方々というのは、当然ながらお勤めになられている方が大多数であります、なかなか行政と関わりを持たないといった方々が多いのかなというところでございます。ただ、そうはいっても、一昨年度から品川区としても取り組んでいる孤独・孤立対策の中では、やはり20代・30代で孤独を感じいらっしゃる方が大変多いといったところで、品川区としても力を入れて取り組んでいるところであります。

また、どういったサービスがベーシックサービスとしてふさわしいのかという、議論の場といったお話をありましたけれども、委員からお話がありましたように、基本的には国において議論すべきものと考えておりますが、こういったサービスとしてどういったものを、品川区として、1自治体として提供していくべきなのかというのは、こういった議会からのご意見、ご要望、また決算特別委員会・予算特別委員会等を通じて、また区民の声等をお聞きしながら、品川区としてしっかりと考えていきたいと考えております。

○つる委員 こうした委員会の提案でもいいということだったので、積極的に提案していきたいと思うのですが、財政学の学者の方から学ばせていただいた中では、これは日本全体の考え方でありますけれども、社会保険国家から、税負担に基づく社会サービス国家へ転換する岐路に立っているのではないかというご指摘があります。人口の動向といったことを考えると、本当にそれを早い段階で考えていくこと。まさに今、品川区が自治体としても、ある意味で国を先駆的に引っ張っている施策展開をしているのかなという理解もある中で、そういう部分でしっかりと、今、これまで会派としても様々な提案をさせてい

ただきましたけれども、しっかりとそれが、共感・納得を頂けるような施策展開をお願いしたいと思います。

そういう中で、一昨年の決算特別委員会の総括でも、そうした施策展開の中で、孤独・孤立の対策というところで、イギリスの孤独対策というところで引用させていただいたものがありまして、これは社会的処方。お医者さんが、その方の疾病箇所、病気や、けがの分だけの治療にフォーカスして見るのはなくて、その人の個人やバックヤードについてもしっかりと話を聞いて、それを福祉的なところや行政機関につなげていくということを、リンクワーカーというそうですけれども、つなぎ手です。社会的処方をやることによって、患者の80%が救急外来・外来診療・入院の使用を減らしたという実績がありますということで、2年前だったか、引用して、孤独・孤立対策を品川区でもしっかりとところで言わせていただきました。

その際、開業医の方などが、やはり同様の相談を受けるというところで、例えば支え愛・ほっとステーションの連携や、医師会に社会福祉士を採用できるような援助や支援といった話を、たしか当時、させていただいたと思うのですが、先ほどのミドル期シングルの研究の第一人者の宮本さんなどもおっしゃっているのが、役割のない個人が役割を担う個人へと変わっていくプロセスがすごく大事でということで、これはまさに、高齢者の方が中心かもしれません、社会的処方を必要とするような人たちが、適切に行政のサービスに触れて、そして課題を解決できるというところのつなぎは、まさにリンクワーカーがすごく大事なのだろうと思います。

また、そうした機会を通じて、品川区では広く生涯教育としては、オープンカレッジや、65歳以上の方にはシルバー大学というところで学び直しを、この場合はリカレントになると思うのですが、やっている。ここについては、なかなかアクセスしてもらえないという課題を、品川区は「しながわシティラボ」で上げて、優秀な皆さんはお知恵をくださいということで、今、募集しているのだと思うのですけれども、まさにミドル期シングルや孤独・孤立を感じている方、社会的処方の仕組みを、地域医療連携課はできただけれども、あれはまさに災害時や介護などを想定した部分があるかと思うのですが、こういう地域福祉的な部分の支援策というのを、今、品川区はどういう形で取組を進めていらっしゃるのか、教えてください。

○東野福祉計画課長 地域福祉というワードが出てきましたので、私からお答えさせていただければと思います。

委員がおっしゃっている孤独・孤立という部分では、品川区は今、力を入れて、いろいろ対策を進めているところでございます。このミドル期シングルの層といいますと、なかなかつかまえにくい部分というのがあると思うのですけれども、例えば今取り組んでおります重層的支援体制整備事業と孤独・孤立対策のプラットフォームの事業がございます。こちらでは、地域の支援者が集まりまして、地域の中でどういった方々にどういった支援を届けられるか、新たな居場所づくりなどといったことを話し合う場を設けたりして取り組んでいるところでございます。また、そういったものは区の政策に十分活かしていけるように、こういった委員会の場、各常任委員会の場でも発表させていただければと思っているところでございます。

○つる委員 いろいろ多岐にわたる施策の話だったかと思いますけれども、とにかく品川区にいることで、本当にそれぞれ区民の一人一人に、まさに幸福を感じていただくということが、品川区のまさに売りになっていくと思いますので、これからもそうした施策展開を、全国に先駆けてやっていただきたいと思います。

また、様々な款別質疑で伺っていきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、97ページのすまいるスクール運営費から伺います。先に申し上げておきますけれども、すまいるスクール運営費を例に取って、契約の在り方についての質問をさせていただきたいと思います。

昨年の決算特別委員会の民生費で、西本委員がすまいるスクールの昼食について質疑をしておられます。アレルギーの対応についてのご指摘です。そのご質問に対して子ども育成課長が、アレルギーについては、すまいるスクール指導員、区の職員です。プラス、委託の職員に、全体でアレルギーの研修というものを行いまして、エピペンはこういった形で打つのだという形の指導というものを行ったと答えおられます。区としての対応としては妥当なものと考えております。ですので、区の職員であるすまいるスクール指導員への指導としては、区の職員への指導なので、それでいいかなと考えますが、委託の職員への指導が妥当なのかというのを疑問に思いました。

そこで、委託内容にどのように書かれているかを確認するため、すまいるスクールの業務委託と、すまいるスクール仕出し弁当関連の契約書を、情報開示請求で入手いたしました。それぞれの業務委託の契約書の仕様書を確認いたしましたが、昨年の西本委員へ答弁されているような、エピペンの使用まで踏み込んだアレルギー対応の項目は、私が読んだ限りでは見当たらなかったのですが、もし、これは見落としでしょうというのがあったらご指摘ください。私の読んだ限りだと、契約に明記されていないことを実施するよう指導したというふうに読み取れてしまうのですけれども、その点についてお答えください。念のために、繰り返しですが、指導した内容が悪いと言っているのではなくて、それを求めるなら、契約書の仕様書に明記して、それに対応する契約金額の上乗せも必要なのではないかという趣旨の質問ですので、それを踏まえてお答えいただければと思います。

○上野子ども育成課長 吉田委員からのご質問にお答えいたします。

委員からのご質問ですけれども、仕様書の中に、そういったアレルギーに対する対応についての記載があるかというご質問だったかと思いますけれども、仕様書の「児童指導および生活安全指導」という項目がございまして、そちらに、保護者の依頼により預かった児童用のアドレナリン自己注射薬またはアレルギー薬ほかの管理、医療行為を除くアレルギー発症時の対応ということで記載しております、こちらに記載されているものと考えております。

○吉田委員 それは読みました。業務委託契約の仕様書ですね。昼食指導の項目があります。ただし、食物アレルギーがある児童に対しては個別に対応すること。それで、保護者の依頼により預かった児童用のアドレナリン自己注射薬またはアレルギー薬ほかの管理というところにとどまっているな私は思ったのです。それで、その次の項目には、医療行為を除くアレルギー発症時の対応とあります。それで、私の見解では、エピペンの使用は明らかに医療行為と考えるのですけれども、医療行為ではないのでしょうか。ごめんなさい。その辺の専門性はないので、「いや、エピペンは医療行為ではないよ」ということであれば、それでいいのですけれども、結構、勇気が要るというか、だから研修をしたのだと思うのです。その点についてお聞かせください。

○上野子ども育成課長 医療行為を除くアレルギー発症時の対応というのが、エピペンの使用に当たるかどうかというところですけれども、医療関係者のみ対応できるというものではないと考えておりますので、研修の中で、そこは対応できる範囲内と、こちらでは考えております。

○吉田委員 おっしゃるとおり、医者以外でも、緊急の場合に医者を待っていられないでの

エピペンというものの使用が求められたし、それをされたのだと思います。だけれども、やはりエピペンの使用というのは、医療行為に当たるのではないかと思います。それがそうでないと、医療行為までいかないものだということであれば、それでいいと思うのですけれども、私は結構、エピペンの使用まで踏み込んだものを求めるのであれば、やはり契約の中にそれを明記してやるべきなのではないかというのが見解です。本当に何秒以内にやらなければいけないというような緊急性のある行為だと思っておりますので、それは誰もがやれるものだと思っております。ただ、やはり医療行為なのではないかというのと、それを契約相手に求めるのであれば、契約書の中に、せめて仕様書の中に明記すべきだと思うのですけれども、契約の在り方として伺っていますので、その点についてお聞かせください。

○上野子ども育成課長 繰り返しになってしまふのですけれども、医療関係者のみ対応するものではないという見解の下に仕様書を作成しておりますので、こちらについては記載のとおりで問題ないと、こちらは考えているところでございます。

○吉田委員 見解はそうだということであれば、そういうことなので、委託事業者を選ぶときに、やはりその辺はきちんと言っておいていただきたいと思います。

私としては、やはり契約金額の算定の在り方をきちんと承知していないで質問をしていますので、もしかするとその話し合いの中で、業者を決めるときにその辺の話し合いも踏まえておられるのかなと思うのですけれども、品川区の契約の中に、時々やはり仕様書の中身を超えたものを当然行うものとして、だから仕様書の中身に入っていないから、本来であれば契約金額に反映されるものがされていないというようなこともあります。

事業者としても、契約金額の交渉のときにきちんと言うべきだと思うのですけれども、やはり品川区から受託しようと思う事業者にとっては、なかなか言い出せないようなところもあるのかなと思いました。だから、こういうふうに文章で表されているものについては、例えばエピペンの使用なども、医療行為ではあるけれども、契約金額の算定の中にきちんと了解してもらっていますよねということが、確認が取れていればいいのですけれども、過去にも幾つか、私があれしたのは、仕様書には書いてあるのに契約金額に反映されていなかったなど、幾つか品川区の契約の在り方に課題が見られたので、これがそれに当たるのではないかと思って確認させていただきました。事業者もきちんと、エピペンの内容もこの金額に反映されていると思って納得しての契約行為であれば、それは事業者としても納得したのだから、それでいいだろうと思いますけれども、品川区の契約の中、すまいるスクールの契約のときに、そこまで説明されているのか。例えば口頭でも説明されているのか。今後、この中で少し増える中身もありますみたいな契約の仕方があるのであれば、そういう契約かどうか確認させてください。少なくとも私が開示請求してみた中には、一つも明記されていなかった。しかも、すまいるスクール仕出し弁当と昼食対応補助業務委託契約の仕様書には、その記述もなかったのです。それで、昨年の西本委員の質問に対する子ども育成課長の答弁は、契約内容を超えていのではないかと思いますが、超えていないという判断なのでしょうか。私は、こういう契約の在り方というのは、ちょっとどうなのかと思います。本来であれば対等な関係なのですけれども、どうしても区から受託しようとしている事業者と区の関係でいうと、区のほうが優位に立ってしまうのではないかと想像するのですが、そうであるならば、優位に立ったほうがきちんと、この中身にはここまで含まれておりますということを説明して契約を結ぶべきだと思うのですけれども、この契約については、そうだとおっしゃる、そうだということで確認してよろしいでしょうか。

○上野子ども育成課長 委員がご指摘の、すまいるスクール仕出し弁当昼食対応補助業務委託ですけ

れども、こちらにつきましては、昼食場所の準備、仕出し弁当の受領、保管場所の……。[時間切れにより答弁なし]

○石田（秀）委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、52ページから始まる歳入が増えていることについて、165ページ、移動教室参加費の無償化、93ページの学校改築推進経費に関わって、女子トイレの便器数を増やすことについて質問します。

今回の決算書でも大きく増収になっています。前年度決算と比較して、主な項目でどれだけ増えているのか、まず伺います。そして基金も、出納閉鎖時で幾らになったのか伺いたいと思います。午前中の質疑で、2,200人ですか、高所得者が増えていると。これが、どこの層が増えているのかというのも伺いたいと思います。

○加島財政課長 歳入の主な増減について、まず答弁申し上げます。

1つ目の大きなところは特別区財政調整交付金で、こちらにつきましては、令和5年度決算と比較いたしまして57億円のプラスとなっております。固定資産税の評価替え等による財源の伸び、それから義務教育施設等の建築工事単価の隣地算定、区立児童相談所の開設による基準財政需要額の増がございます。また、令和6年度特有の歳入増の事情といたしましては、地方特例交付金という形で、定額減税が実施された際の減収補填特例交付金20億円が増となっております。特別区民税につきましても、納税義務者数の増等により11.7億円の増。また、株式等譲渡所得割交付金につきましても、新NISA開始に伴う個人投資家の増等により10.4億円の増となっているところでございます。

基金のところでございますけれども、出納閉鎖後、決算段階での現在高というところで主な基金の項目をお答え申し上げます。財政調整基金につきましては、基金の現在高は約199億円。公共施設整備基金につきましては313億円。義務教育施設整備基金につきましては、現在高は約240億円となっているところでございます。

○宮澤税務課長 午前中、高所得の方の増加という部分でございますけれども、いわゆる合計所得金額が1,000万円以上の方というところでございます。

○のだて委員 様々増えているということで、私が見た中でも、ほかにも大きなところでいくと、地方消費税交付金が6億円増、配当割交付金が4億1,000万円増ということで、合計すると約90億円増えているということで、前年度から比較してもこれだけ増えているということです。高所得者の方も1,000万円以上の方が増えているということで、これだけ豊かな財政力があるということが分かりました。

この年は、小・中学校の学用品無償化や、介護・障害者福祉従事者の待遇改善、高齢者のインフルエンザワクチンや救急代理通報システムの無料化、住宅耐震化除却助成・感震ブレーカー助成の全域拡大、耐震診断費用の無料化など、これだけ実施したわけですけれども、その上で基金も、先ほど3つほどご説明いただきましたが、全て合計すると1,064億円余ということで、1,000億円を超えたという状況です。この区の豊かな財政を活かして、物価高がどんどん進んでいますけれども、生活が苦しい区民の暮らしをよくする施策に使って、進めていただきたいと思います。

その一つとして、義務教育の無償化をさらに進めるために、移動教室無償化を提案したいと思います。今年度から中学生の修学旅行費無償化が始まりましたが、移動教室は無償化されませんでした。令和6年度の実績だと、6年生が2,761人、7年生が1,702人参加しているということで、多くの子どもたちが参加しています。ぜひこの移動教室も無償化できたらと思いますが、いかがでしょうか。

○石井学務課長 移動教室につきましては、現在、宿泊費やバスの借り上げ費用等は公費負担をしており、これは従前から実施しているものでございます。一部、食費負担等はございますけれども、教育に必要な部分では十分に無償化されていると考えてございます。

○のだて委員 十分無償化されているということですけれども、負担はあるということです。食費の部分は負担しているということですので、事業費から見れば約680万円ですので、区の財政力であればすぐできると思います。ぜひやっていただきたいと思いますけれども、何か課題があるのかどうか、伺いたいと思います。

さらに、5年生では林間学園も行われています。林間学園も多くの子どもたちが参加して、学校とは違う体験をする貴重な場となっています。この林間学園も無償化していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○石井学務課長 まず、無償化事業を今後推進していく上に関しましては、なるべく負担の大きいところで、そこから財源を振り分けていくという考え方で、これまで実施してまいりました。令和7年度の修学旅行無償化につきましては、まさに保護者負担のすごく大きなところで無償化を実施しているというところでございます。今後、そういった施策の実施に当たっては、限られた財源をどのように適切に配分していくかといったことも考えながら進めていきたいと考えてございます。

また、林間学園につきましては、移動教室が教育課程で実施しているものであるのと対照的に、もちろん林間学園につきましても多くの児童に参加していただきたいと思いますけれども、夏休みに実施するということで、教育課程外の行事でございます。そういった中で、様々要望のある中の適切な優先順位づけをしていきたいと考えてございます。

○のだて委員 様々負担の大きいところからというお話をしたけれども、やはり修学旅行をやって、同様にほかのところに行って、いろいろな体験をしてくるというところでは、移動教室や林間学園も同様だと思いますので、ぜひやっていただきたいと思いますし、林間学園は教育課程外ということですけれども、やはり今回のトコジラミ発生で中止になった学校にも、代替策を検討して実施できるようになったということで、それだけやはり重要視されているという事業でもあるわけです。この林間学園でぜひやっていただきたいと思うのですが、林間学園の意義をどのように考えているのか伺います。無償化にもぜひ踏み出していくことを改めて伺いますが、いかがでしょうか。

○石井学務課長 林間学園につきましては、夏期休業中に豊かな自然の中で児童への健康増進や心身の鍛錬、そして教員と児童が生活をともにすることで、心の交流と団体行動の訓練の場として実施するものでございます。非常に教育的意義が高いものとは考えてございますけれども、実際には夏休み中に行っているということ、多くの方が参加されているということで、任意であるということ、そして私費で実施している事業でございますので、当然こういったものについて広く教育が受けられる機会をベーシックサービスの考え方の下でやっていくふうなことで施策を推進していますけれども、一義的には教育の無償化というものは国が率先してやっていくべきだと。品川区においても、限りある財源の中で、施策の展開をどのように進めていくか。これらはきちんと検討せねばならないことであると考えてございます。

○のだて委員 ぜひ無償化も進めていっていただきたいと思います。

最後に、学校の女子トイレを増やすことですけれども、令和6年度はいろいろ、浜川小学校や第四日野小学校など、改築が順次進められていますが、男女でトイレの使用時間が異なりますし、通常、休み時間に児童・生徒が集中すれば、並ぶことにもなると思いますし、あと学校は区民避難所にもなります。

防災面で考えると、スフィア基準では女性と男性の便器数、3対1が示されています。ぜひ今後、学校改築をしていく上で、女性の便器を増やすことを検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。現在のこの女性と男性の便器の数、そして比率が何対何か、伺いたい。

○荒木学校施設担当課長 まず平時の学校改築時におけるトイレの器具数の考え方でございますが、空気調和・衛生工学会が提唱する衛生器具の適正個数算定法に基づき、適正な個数を確保しているという状況でございます。男女比は1対1としております。

○石田（秀）委員長 次に、えのした委員。

○えのした委員 私からは、151ページのトイレトラック購入分、168ページの環境政策加速化事業補助金、時間があれば、99ページのヤングケアラー支援事業についてお伺いします。

まず初めに、トイレトラック購入分について、会派の要望から23区初として導入されたトイレトラックを歓迎しております。今年2月下旬に納車、3月3日に一般社団法人助けあいジャパンと協定締結の調印式とお披露目、3月9日には、しながわシティランの会場にて、体験と啓発が実施されました。1,423万2,300円。こちらは、ふるさと納税寄附金となります。

そこでお伺いします。ガバメントクラウドファンディングを実施した効果についてお知らせください。

○遠藤防災体制整備担当課長 委員のクラウドファンディングを実施した効果についてお答えいたします。

委員からご紹介いただいたとおり、1,400万円を超える寄附を頂いたことから、今回のトイレトラックの購入に関して、財政負担を大きく軽減することができたといったところでございます。トイレトラックの購入費用につきましては、2,650万円ほどかかったため、今回の購入費用の半分以上をガバメントクラウドファンディングで賄えたといった状況でございます。

また、今回のガバメントクラウドファンディングを通じまして、区民が直接、プロジェクトを支援するといったところで、また寄附金を一定額以上、寄附していただいた、あるいはふるさと納税で納税していただいた方に関しては、トイレトラックのリアドア背面に、そのイニシャル、名前、企業名といったところを記載させていただいてございます。こちらによって、区民あるいは事業者の、区のトイレトラックに対する愛着と申しますか、関心が高まり、非常に区民意識が高まっているという状況を、我々のほうでは感じております。こういったところが、事業の効果としてあるといったところでございます。

○えのした委員 財政負担も軽減されて、区民の直接の支援、そしてまた名前ですか、企業、個人名。本当にいいアイデアだと思います。愛着が湧くいいアイデアだと思います。

そこで、また改めてお伺いしますが、クラウドファンディングはどのような形で実施されたのでしょうか。教えてください。

○遠藤防災体制整備担当課長 クラウドファンディングの実施方法につきまして、ふるさとチョイスといった、ふるさと納税サイトを利用いたしました。理由といたしましては、税務課で実施しているといったところと、他社のサイトの利用料金を比較したところ、最も安いといったところを確認させていただきましたので、ふるさとチョイスを選定して、こちらでふるさと納税を実施したといったところになってございます。

○えのした委員 私も、ふるさとチョイスを確認して調べたところ、国内最大級のふるさと納税総合サイトで、企画・運営するのは、品川区に本社を構える株式会社トラストバンクということで、募集当時のテレビCMでお笑い芸人のサンドウィッ奇さんが出でていましたので、周知啓発にも認知度

や効果が高かったのかと思っております。

また、今後の展開についてはいかがでしょうか。お知らせください。

○遠藤防災体制整備担当課長 トイレトラックの今後の展開といったところですが、防災力強化に向けた発信を行っていくといったところで、区民の関心を引くために、いろいろ機会を捉えて実施していきたいと考えております。その一環といたしまして、イベントでの展示あるいは訓練を通じて、区民の方に周知させていただきたいと考えてございます。令和6年度から令和7年度にかけて、トイレトラックを各種イベントに派遣させていただきました。全体で、これまで17件、派遣させていただきまして、そのうち、今年の3月のしながわシティラン、4月の運河まつり、8月の大井どんたくでは、実際に使用してみて、区民の方の反応を見ているといったところでございます。

こちらのトイレトラックを実際に使用した知見を活かしまして、今後、より使いやすい、災害時にもスムーズに運用できるようなことを改善してまいりたいと考えております。

○えのした委員 防災力の強化は大変大事だと思っております。

また、17件の派遣。私も、しながわシティラン、そして運河まつりを確認させていただきましたが、実際に被災した際にはトイレトラックを使用していただくわけですから、ぜひ区民の方にも、防災訓練などでも使用できないかと思っておりますが、区のご見解をお伺いいたします。

○遠藤防災体制整備担当課長 防災訓練でのトイレトラックの活用といったところで、トイレトラック自体は、すぐにトイレとして使えるといったものになってございます。訓練の際には、トイレトラックが階段を通じてトイレの個室に入るという性質上、比較的広い場所で展開するといったところで、訓練を通じて皆様方に周知していくといったところを考えているところでございます。

○えのした委員 以前も決算特別委員会でも、平時の有効活用のご質問、またご提案で、これを活用した際の清掃費について質問したところでありますけれども、ぜひ体験を通じて、だからこそ寄附につながったりとも考えておりますので、この課題を解決できるように要望させていただきます。

続きまして、品川区は令和5年度にゼロカーボンシティしながわ宣言を行い、全庁を挙げて、区民・事業者と共に、脱酸素の施策に一層取り組んでいくこととして、品川区環境基本計画、SDGs未来都市計画には、令和12年度の二酸化炭素排出量50%削減、令和32年度の排出量実質ゼロを目標に掲げており、二酸化炭素排出量は平成25年度をピークに減少傾向にあるが、23区平均の二酸化炭素排出量と比較し、品川区は相対的に多くの二酸化炭素を排出している。部門別に見ると、民生業務部門が43%、民生家庭部門が32%となり、全体の4分の3を占めている。割合が次に高い民生家庭部門に関しては、総体的に子ども・若者が多いという特徴を有する品川区において、子どもに対する環境教育を起点に、家庭における二酸化炭素排出量を削減する取組が必要であるとしています。

そこでお伺いします。令和6年度に、環境教育に関する講座やイベント等の取組を実施されれば教えてください。

○中西環境課長 環境に関する取組についてのお尋ねでございます。

環境課では、エコルとごしにおきまして、年間76回ほどのワークショップや講座、それから8回ほどのアウトドア講座、3回の大型イベント、8回の企画展示などを実施したところでございます。テーマといたしましては、温暖化対策、それから資源循環、木材利用などといった様々なカテゴリーで、講座、それからワークショップを実施してございます。内容としまして、座学にとどまらず、ワークショップ形式での開催や、あとは河川下水道課と連携した河川探検ツアーなど、実際に現地に赴くような形で、いわゆる体験を通じて様々な環境について考えることができるよう工夫したところでござい

ます。

また、アウトリーチ講座といいまして、区内の地域イベントにもエコルとごしとしてブースを出展するような取組も行ってございまして、なかなかエコルとごしに直接おいでいただくことが難しいような方に対しても、その地域の中でエコルとごしの存在を知っていただく、また環境について少し学ぶ場を設けていただくなどといったことができるよう、積極的に取り組んでいるところでございます。

○えのした委員 年間76回、環境講座と、確認ができました。

また、大型イベントは、私も毎年、エコルとごしの、これはエコルフェスのことだと思いますが、初回から伺っており、今年も4月に開催された「エコルフェスーSPRINGー」では、大変多くの親子連れでにぎわっており、地域に根差した行事に育っていると実感しております。また、産学官連携として出展も多く、その場でできるワークショップ、体験学習の機会として、またアウトリーチ講座、またブース出展の取組も評価しております。

今年の4月に、私の先輩が活動しているご縁から、よこすか海の市民会議「海に森をつくろうよ！」プロジェクト、ブルーカーボン事業で連携している、三浦半島の横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町。身近な海の現状や海藻の大切さを体感してもらうことを目的に企画され、小・中・高校生を対象にした、コアマモ、海藻の植付け体験会を視察しました。日本各地で大きな問題となっている、海藻が消滅する磯焼けや、海洋環境をテーマにしたドキュメンタリー映画も鑑賞し、東京湾のコアマモも減少していると学びました。体験会では、みんな、コアマモに興味津々で、真剣な表情で取り組み、海の生き物観察も熱心に観察し、楽しんでいました。

そこでお伺いします。計画の中には、自然環境分野の項目に、品川区らしい水と緑の保全・創出と次世代への継承が示されています。ブルーカーボン、グリーンカーボンの取組があれば教えてください。

○中西環境課長 ブルーカーボン・グリーンカーボンの取組についてのお尋ねでございます。

まず、ブルーカーボンに関してでございますが、昨年度ですが、NPOの方にお願いいたしまして、アマモを通じて海について学ぶ、海の教室というものを3回、実施しまして、ブルーカーボン、生態系について学ぶ機会を提供したところでございます。

また、今年度でございます。現在、調整中ではあるのですが、水域、水の自然環境を水槽で再現できる技術を開発されたスタートアップ企業と連携して、サンゴをテーマにした環境講座といったものができるないかということを今調整しているところでございます。

また、グリーンカーボンにつきましては、間伐材でチャームをつくるワークショップや、東京の森の素材を使ってオリジナルツリーを作る講座などといったものを実施するとともに、品川区商店街連合会と連携した間伐材ツアーなども実施しているところでございます。

引き続き、ブルーカーボンなどに関連する環境講座に関しても、積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

○えのした委員 品川区はアマモ。これは、コアマモと多分、同じような種類なのでしょうか。また、サンゴも確認が取れました。特徴でもある河川や運河などの水辺があります。ブルーカーボン、グリーンカーボン等に関する取組を評価して、今後、拡充も要望いたします。

また品川区では、健康ポイント事業も実施されておりますが、ゼロカーボンポイント等の取組も、区民の方への啓発や理解に有効だと考えますが、区のご見解をお伺いします。

○中西環境課長 エコに関するポイント事業についてのお尋ねでございます。

こちらに関しましては、行動変容を促す取組としては非常に有効なものと、課内でも事例研究を行っ

ているところでございます。他自治体においては、例えば電気やガスの削減量に応じてポイントを付与する、あとはクリーニング店にプラスチック製のハンガーをお返しすることでポイントがつくといった取組も様々あるといったことを確認しているところでございます。どういった行動を、この枠組みで入れるのかといったことや、ご家庭だけにするのか、事業者まで対象にするのかといったところ、それから、区で実施しているほかのポイント事業との連動性など、課題も様々あろうかと思いますが、ゼロカーボン達成に向けた取組の手法の一つとして、今後も検討してまいりたいと考えてございます。

○えのした委員 他自治体の動向など、プラスチックハンガーは、私もワイシャツをクリーニングに出すので、本当に日々、もったいないなと思いながら、資源に入れているところでありますけれども、次世代の担い手として、子どもや家庭に対する環境教育、豊かな自然を引き継ぐための取組は重要だと考えます。今後も社会全体として、そして子どもや子育て世代を中心としたウェルビーイングの向上を図り、さらなる周知啓発も含め、ゼロカーボン達成に向けた取組を進めていただけるようお願いいたします。

○石田（秀）委員長 次に、やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 私からは、80ページの戸籍証明手数料に関連して、あと120ページ、介護人材緊急確保対策事業等補助金に関連して、2つお願いいたします。

まず、同性カップルの住民票の続柄欄の表記についてでございます。ちょうど1年前の10月の決算特別委員会で、私がこの問題を取り上げまして、同性カップルも異性のカップルと同じように、事実婚の方と同じように、表記を夫・妻（未届）としてみてはどうかという提案をさせていただきました。そのときは、いろいろ課題があるというお答えでしたが、その後12月に、区長が10区の区長と一緒に国に申入れをしていただいて、そして3月の予算特別委員会で私も改めて質問をさせていただき、そのときには、3つほど課題があるということでお答えがありました。そして8月に、何と森澤区長が、10月から、もう明日からですけれども、品川区もこの運用を開始するということを決定いたしました。

というところで、直近の3月の予算特別委員会のときに3つほど挙げられていた課題なのですが、どのようにこれを解決されたのか、その内容も含めてお伺いしたいと思います。

○築山戸籍住民課長 課題の解決についてでございます。

まず1つは、実際に（未届）の運用をした場合に、発行場所や時間等に制限がかかるという問題がございました。こちらにつきましてはシステムが標準化されておりまして、アナログでの対応となることが理由でございます。また、同じく法的効果というところで、（未届）と記載することによって（未届）の法的効果が生じるものではないといった課題がございます。また、ほかの行政機関との情報連携においても、これもシステムが標準化されている関係で、同居人と通知される。そのため、区外転出すると、転出時にはまた同居人と表記されるといった課題がございました。これらの課題につきましては、運用を開始するに当たりまして、申請者から申出があった際に、こういった課題があるということを事前にご説明させていただきまして、承諾の上、運用することといたしました。

また、国から先行自治体に対して通知としまして、自治体が証明書に（未届）と記載して住民票の写しを発行した場合、これをもって第三者に対して事実婚を公証することになってしまふ。また、そのことによって、社会保障制度上の手続で実務上の支障を来すおそれがあるといった課題がございました。これにつきましては、品川区から発行する証明書の写しに、事実婚を証明するものではないという注意書きをすることによって、解消することといたしました。

○やなぎさわ委員　　当事者の方に寄り添った様々な対応を取っていただいて実現したということで、まさにこれは「しあわせ多彩区」ではないかと思います。誠に感謝申し上げます。ありがとうございます。

　　というところで、これは本来であれば、国が全国一律の制度として取り扱うべきだと個人的に思うのですけれども、国に区長も12月に申入れをしたということですが、その後の国の動きというのはどのように把握されていますでしょうか。

○築山戸籍住民課長　　国からの反応は、今のところございません。

○やなぎさわ委員　　ぜひこれは、課長会や、森澤区長であれば23区の特別区長会で、今後も議題に上げていただきたい、国を動かしていただければと思います。これは要望で終わります。

　　次に介護職員に関してです。令和6年の目玉の施策でありました介護職員等居住支援手当でございますけれども、これは全体で5.4億円の予算、介護職員、ケアマネジャーを合わせて4.4億円ぐらいの予算かと承知しておりますけれども、これに関する執行率はいかがでしょうか。お知らせください。

○菅野高齢者福祉課長　　介護職員の居住支援手当についてのご質問にお答えさせていただきます。

　　こちらの決算額につきましては、記載のとおり1億8,514万4,000円となっております。予算に対しての執行率は41.5%ということになります。

○やなぎさわ委員　　41%というのは少し寂しいなと思って、つまり、大体これは3,150人ぐらいを人数として見積もっているのですけれども、そのうちの、全体1,200人ぐらいしか受け取れていないというところでございます。この原因というのはどのように分析されていますでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長　　実際の人数につきましては1,602人で、全体の人数見込みにしていたのが3,720人ということなので、約7割の方というところの人数となっております。

　　原因としましては、法人の中で、例えば国内に展開している企業の場合には、ほかの地域で勤めている方との手当の差が生じることを避けたいというお話があつたり、あとは就業規則の改定が小規模事業者にとっては負担だというお話や、今回は年度の初めから始められなかつたというところもございまして、支給が年度末になつてしまつたというところで、一時的に手当の立替えが資金面で厳しいなどといった声が聞かれております。

○やなぎさわ委員　　分かりました。恐らく、まだ1年目ということで、周知がまだ進んでいなくて、単純にこういった制度に気づいていないという事業所も少なからずあるかとは思うのですけれども、やはり全国規模でやっているところは、他県と差がついてしまうから、もう一律、下に合わせて取らないという、これは非常に残念な事態が起きていると。今回、初めての試みだったので、このように思っても見ないことが起きるというのは当然あり得ると思うのです。実際、予算特別委員会で取り上げられたときも、別にこういった質疑などはなかつたし、私もこういったことは予想外だったので、当然、トライ・アンド・エラーで修正していくべきいいのかなと思っているところで、個人的な私の提案としては、そういう事業所に対しては、もう事業所はやらないと言っているので、その部分の介護職員に対してだけ、例えば個人申請をしてもらうなどといったことで、何とか全ての品川区の介護職員、ケアマネジャーに対して手当が行き渡るようにと思うのですが、そういうご検討はいかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長　　ご提案いただいた部分もありますが、今まで執行率が低かったことの課題として、今年度につきましては、5月に受付を開始しまして、7月から順次交付ということで、一時金の手当の立替えが事業者のほうでないように、早めに交付させていただいているなどの対応をさせていただいております。

それから、申請率が低い事業者、特に地域密着型の通所介護などの事業者は申請率が低いというところもございますので、制度のご案内を郵送して周知するなどといったところも努めております。

個人申請のことにつきましては、あくまでもこちらの手当が、本来の趣旨は介護人材の確保や定着というところで、事業者向けの事業ということになっておりますので、こちらでつくらせていただいた事業スキームが、事業者にとって人材の確保・定着に当たってどのような効果があるかということは、引き続き検証していきたいと思っております。

○やなぎさわ委員 私もいろいろいい案を考えても、なかなか個人申請ぐらいしか思いつかなくて、本当はもっといい方法があるのかもしれない、ぜひ今後とも、こちらは当然、来年度も続けていくということを含めて検討していって、プラスアップしていかなければと思います。

そして、それと併せてやはり、この問題、介護職員の給料が低いというのは、もう国の問題に帰結すると思います。ぜひ今後も様々、会議体、課長会も含めて、国に対して介護事業所の報酬引上げを求めていっていただきたいと思うのですけれども、その点について最後にご意見があればお願ひします。

○菅野高齢者福祉課長 介護報酬の引上げ等につきましては、国の動向を注視しながら、実態に合うように適正な介護報酬を望んでいきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 135ページの災害時応急物資確保費、関連して、先ほどもありましたが、雨の対応と、107ページの学校ICT活用経費で伺えればと思います。

学校ICT活用経費ですが、以前もご質問させていただいているのですが、タブレットを学校で使用する際に、朝、全校生徒が一斉に立ち上げるなどといったことをすると、ネットワークの遅延が起きてしまっているということをお伝えして、対応をお願いしてきているところなのですが、答弁でも様々検討しているところです。通信料を大きくする、センター式でセキュリティーをかけて出ていくなど、ハード、またソフトの部分を合わせて、そうした遅延がないような体制づくりということをご答弁いただいているのですが、現在はどのようにになっているのかと、今後は具体的にどのようにしていくのか。しっかりととした対応をして、子どもたちの学びを担保していくところで、非常に重要なところでありますので、ぜひ素早い対応を、ハードのところだとなかなか難しいところもあるのかもしれません、ぜひお願ひしたいというところで、お聞かせいただければと思います。

あと、災害対応のところで、大雨のお話が先ほどもあって、お見舞金の話がありましたけれども、私のところにも、お見舞金がまだまだ、事業所は特に、1万円というところは少ないのではないかという多くのお話は来ているので、ぜひ私からも、検討していただきたいというところで、ちょっと触れさせていただきたいと思います。

大雨の対応については、本当に区の職員が、全庁挙げて素早い迅速な対応をしていただいたと、区民からも非常に対応について感謝の言葉を頂いているところです。現場に職員も出て対応していただき、情報発信についても様々していただいて、お見舞金や罹災証明、様々な対応についてもしていただきました。また、現場を回っているところで、やはり高齢者の方が荷物を搬出する際に大変だというところで、何かボランティアでやれないかというご相談を受けたときに、すぐ品川区が情報発信で、高齢者の方などでご自宅での片づけにお困りの方へというようなボランティアの情報を発信して、本当に素早い情報発信をしていただいているなと感心していたところであります。

そのような中で、ボランティアのところで言うと、今現状、社会福祉協議会で、災害時などボランティアを受け入れて、そこから各所に派遣していくという制度だったと認識しているのですが、こうし

た大雨のときの地元の災害への、大雨への対応のボランティアの状況というのはどうなっているのか。事前に登録制ということだと思うのですが、こういったところの登録者の数や、今後の周知、こうした方たち、品川区の中でも事業所が困っているなら助けたいというお声が結構ありましたので、その辺をしっかり進めていければいいのかなと思って質問させていただきます。

○石井学務課長 まず私より、学校ＩＣＴに関するご質問にご回答いたします。

これまでセンターサーバーへの接続方式により、大量に一度に使う場合については遅延が発生するという状況がございました。今年度、この辺りの改善について、今プロジェクトが動いているところですけれども、1人1台端末が来年度全部公開することに合わせまして、センターサーバーの接続方式から各校の直接接続方式という形で、接続方式を変更することにより、通信環境を安定して確保できるという形で、今動いております。

○羽鳥防災課長 9月11日の大雨災害に対する見舞金についてでございます。

こちらは、今回の大雨対応を踏まえまして、様々、教訓を踏まえて見直しを図っていこうと考えてございます。

見舞金につきましても、中身をもう一度精査して、内容の見直し等、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○豊嶋生活福祉課長 私から災害ボランティアについてのお答えをいたします。

今回の9月の大雨につきまして、社会福祉協議会と協力しながら、災害ボランティアの方を集めていただきました。今回、一日、二日の募集期間でおよそ20名程度集まったと聞いてございます。

○大倉委員 ＩＣＴのほうは、これから進んでいくということで安心しました。しっかり進めていっていただければと思います。

その点で1点、タブレットの活用なのですけれども、リースは4年間でしたか、確認したいのですが、4年だと、頻度が高いところだと電池がもたないのではないかと。例えば携帯電話でも、毎日使用していて2年たつと大分充電がなくなって、長く使えないというようなことがあるのですが、タブレットにおいても、活用している学校であればあるほど、こういった充電が必要で、タブレットが1日もたないなどということがないようにしていただきたいと思っていますが、現状そういったことがあるのかどうか、教えていただきたいと思います。それで、あればぜひリースの期間も含めて対応を考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あと、ボランティアのほうですが、20名ということで分かりました。事前にこういったことを災害時の対応などと声をかけていただくと、多分、多くの方が、地元品川区で活動している方たちが、そういったときは協力するという方たちがたくさんいらっしゃるのかと思っておりますので、こうしたことにも含めて、事前の周知というところを、ぜひこういった災害時の対応を募っていくというのは一定できるのではないかと思っておりますので、その見解について伺いたいと思います。

併せて、雨や災害、大雨の災害など、いろいろなところで寄附金というところが、よくテレビなどでも、各自治体でも取り上げられていると思います。それにおいて品川区でも、地元の区民が災害で被災している中で、寄附したいという思いを持っている方たちもいらっしゃるのだろうと思って、先ほど来、ガバメントクラウドファンディングなどのお話をありましたけれども、それが活用できるのか分からぬですが、こうした困っている方への寄附を、品川区としては今、ホームページを見ても特にないのかなと思うのですが、こうした寄附についても考えてみてはいかがかと思うのですが、ご答弁をお願いします。

○石井学務課長 まず、令和2年3月に導入して、これが5年契約という形で、今進めているところでございます。その中で、電池の切れというようなところに関しては、今、我々のところには、電池が切れるから困る、電池が切れるから交換してほしいといったような相談は届いてはおりません。

○豊嶋生活福祉課長 社会福祉協議会との災害ボランティアの説明をさせていただきます。

年に1回、合同の防災訓練も行っておりますし、定期的にボランティアについての会議体を持って、情報共有・交換はしているところでございます。引き続き、事前のボランティアへの周知等々を含めても、情報を詰めていきたいと考えてございます。

○藤村総務課長 寄附金についてですが、災害時の寄附金ということで、ガバメントクラウドファンディング等を活用してというようなお話をございましたが、そういった目的を持って何かできることがないかというところは、今後の状況を見て、1つの検討事項とできるのではないかと考えています。

○大倉委員 I C T のほうは、ぜひ聞いてみてください。利用が多いところは、そういった活用がしにくく、事業のさらなる充実のところでハードルになったりしないようにしていただきたいというところと、寄附については検討、ボランティアについては発信等、周知をしっかりしていただいて、事前に登録していただいて、こういったことを進めていくと、品川区にさらに愛着が湧くのかなと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○石田（秀）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 3時10分休憩

○午後 3時25分再開

○石田（秀）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。須貝委員。

○須貝委員 52ページの、もちろん歳入ですが、その中で、令和6年度主要政策報告書、7ページに対して質問させていただきます。

先ほどからお話を出ていますが、区の歳入については、特別区民税が約12億円、そして特別区財政調整交付金約57億円、そして、それによって一般財源が全体で9.3%の増と、4年連続で対前年度プラスとなりました。

先ほど、財政課長だと思うのですが、幸せを感じる区民が8割もいらっしゃるというような、私が聞き違えたらあれなので、どのように認識されているか、もう一回教えてください。

そして、ウェルビーイング予算。今回はその言葉が出てこないのですが、以前は、ウェルビーイング予算を捻出するために、スクラップ・アンド・ビルトをして、そういう予算を捻出しているということを申しておりましたが、今回はどうなのでしょうか。教えてください。

○加島財政課長 先ほど、幸福を感じている区民というところで答弁申し上げましたが、令和6年度中に実施いたしました世論調査の中で調べましたところ、8割以上の方が実感しているというお答えがあったと申し上げたところでございます。

ウェルビーイング予算の財源というところなのですけれども、こちらは予算編成と大きく関わってまいりますが、事務事業評価も今年で3年目というところになっております。令和7年度は令和6年度の事務事業評価を進めておりまして、その中で一層、スクラップと事業のアップデートにより財源を捻出して、今度は令和8年度のウェルビーイング予算3.0の財源につなげていきたいと考えているところ

でございます。

○須貝委員 もともと財政調整や特別区民税が収入としてこれだけあるならば、わざわざ捻出しなくてもお金は生まれるわけで、以前、濱野区長のときも、毎年60億円から70億円は、基金にお金を回さない限り、プラスとして出ていたのです。それを一部、基金に回すから、濱野さんのときは30億円から40億円の黒字だった。今回はこれだけ増えている中で、黒字実質収支が60億円、70億円ということですが、本来はもっとあるわけで、基金にさらに回しているわけです。そうすると、100億円から120億円のお金は捻出されていると思うのですが、私の今言っていることは違いますか。教えてください。

○加島財政課長 今回、財政調整基金に5.6億円ほど、利子を除けば積み立てておりますけれども、そちらにつきましては、また令和8年度に発生いたします退職金の発生に備えて積立てを行ったものでございます。公共施設、それから義務教育の施設の整備基金につきましても、将来の施設の更新を見据えて着実に積立てを行ったもので、私どもとしては、この基金の積立ては、将来需要に備えた必要な積立てだと考えております。

○須貝委員 きちんと答えていただけないので、次に行きます。

先ほど、幸せを感じる人が8割いらっしゃるという話でしたが、我々がまちの中で聞いている話は、ほとんどの方が、もう物価が高くて生活が大変です。それで、年間でもう10万円、12万円という出費が増えているのです。もう、大変な状況でいるのです。特に年金暮らしの高齢者の方は、年金がさほど増えないのに、もう物価だけどんどん上がる。皆さんもいろいろ映像を見ていると思うのですが、本当に大変なのです。そして、非正規雇用者も、確かに幾らか、30円、50円の金額で時給が上がっていきますけれども、実際、そんなものでは追いつかない。そして、中小・零細企業の中で勤めている方たちはボーナスもなくに出ない。そして給与もアップしない。実際、大変なのです。そういうことを考えたら、こういう方たちに対してもっと支援、目を向けるということは、やはり区として大事ではないですか。私はそう思うのです。それについてご見解をお聞かせください。

○加島財政課長 区民のところで苦しんでいる方に目を向けて、そこに合った施策をというところですけれども、確かに令和6年度を振り返ってみると、完全失業率も低位で推移していましたし、令和6年の春季労使交渉というものの賃上げというのは33年ぶりに伸びたところです。ただ、実際、蓋を開けてみれば、実質賃金というのは3年連続でマイナスとなりましたので、賃金が物価の上昇に追いついていないという状況にあるのは、依命通達にも記載させていただいたとおりです。

このような状況にある中で、区といたしましては、少し決算の範囲から飛び出しますけれども、令和7年度5月の補正予算では、物価高騰対策として、プレミアム商品券のプレミアム率の拡大、発行額の拡大を図らせていただきましたし、また、高齢者の方のお手元に飲料水をお届けするということで補正予算を提案し、ご議決いただいたところでございます。基礎自治体だからこそできる区民生活の下支えというところで私どもは施策を打ってきておりますので、決して目の前で困っている方々を無視しているというわけではございません。

○須貝委員 実際、大変ではないですか。分かりませんか。我々は、どこで会っても、人と会って、これを言われます。それだけ多くの方が苦しんでいるのです。

そこで、今、品川区はどうですか。これから新庁舎を建てますよね。たしか三、四年前、400億円の見積りが、約700億円でこれから進むのです。そちらは、どう考えても、もしご自分のうちが建つなら、建てるなら、そんなお金だったら、新庁舎を建てるのをやめてしましますでしょう。でも今回、

いずれは建てなくてはいけないから建てるのがいい。こちらは、300億円増えようが、倍の金額にならうが、進めるわけです。ところが、周りの人は、これだけ大変な方がたくさんいるのです。今、国民の所得を見たら、約5割以上の方が、もう年収400万円以下。そのような状況。それは、私は見ていてほしいと思うのです。年金暮らしだけで暮らされている方が品川区もたくさんいらっしゃいます。その方がどれだけ苦しんでいるか。この物価高を見れば分かるのではないか。今日も、たしかイオンと、それから、どこだったか、もう一社が、明日から販売価格を下げると言っています。なぜですか。みんな節約して大変だから、もう少しでも切り詰めて販売価格を下げないと買ってくれないからです。これは、多くの国民の声であり、多くの区民の声ではないですか。

決算は今回きちんとやっています。そして、収入も増えています。それは、品川区は立派にやっていると私は思うけれども、やはり子どもだけ、どこにだけではなくて、多くの方が、収入の少ない方がたくさんいるのです。やはり、そういう方たちを少しでも助けてやる。先ほど、水を配りました、飲料水。それで大丈夫ですか。もし、あれをもらった人は、「私はこれで生きていける」となりますか。違うのではないか。もっとその方たちの身になって、気持ちになって寄り添う品川区というものに、やはり決算なり予算なりを持っていかなければ、何のために皆さん、やっているのですか。皆さん、区民のためにやっているのではないか。そうしたら、そちらにもっと力を入れていただきたいと私は思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○加島財政課長 令和7年5月臨時補正予算でご提案いたしました事業については、一例として申し上げたものでございます。令和6年度につきましても、子育てばかりではなくとおっしゃいましたが、高齢者福祉でも高齢者のインフルエンザの予防接種の無償化、緊急安否確認システムの無償化、所得制限の撤廃というところでは、高齢者補聴器購入助成の所得制限撤廃、障害児のほうも、補装具、日常生活用具等の所得制限の撤廃に取り組んだところでございます。令和7年度はそれをさらにアップデートいたしまして、高齢者につきましても補聴器の助成額の拡大を図っておりますし、家具転倒防止設置助成などを所得制限なく無償化、そのほかにも様々な施策に取り組んでいるところでございます。私どもいたしましては、年金だけで生活されている方、それから働いて就労して所得を得ている方、様々な環境に置かれている方が、それぞれの中で苦しさを抱えているのが今の状況だと思います。そういうところにきちんとアクセスできるように区としては施策を展開してまいります。

○石田（秀）委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、14ページから19ページの一般会計、歳入の全般についてと、103ページの道路維持管理費、これは下水道のことについても関連して質問したいと思います。それから、142ページの衆議院議員選挙費の3点で。

最初に142ページの衆議院議員選挙費からなのですけれども、いわゆる病院などでの指定施設においてなのですが、今、一般の投票所では投票支援カードというものが配られて、代筆してもらったり、いろいろなサポートが受けられるという体制が敷かれるようになりました。これについて、一方、病院等、指定施設では、投票支援ということについては、区としてはどのように考えているのか。現状で、実施する側、施設側の事情等もいろいろあるとは思うのですけれども、現状についてと、今後どのように取り組んでいくおつもりがあるかというところについてお聞きします。

○今井選挙管理委員会事務局長 お尋ねの指定施設につきましては、東京都の選挙管理委員会が申請に基づいて指定します、病院や特別養護老人ホームなどの老人ホームなどでございます。そちらでの投票につきましては、それぞれ病院長などが投票管理者の代理人になります。丁寧に投票をサポートさ

せていただいております。

投票支援につきましては、例えば代理投票などにつきましても、東京都のマニュアルに従ってご説明しておりますので、今後とも、また指定施設の説明会は必ず毎回の選挙でやっておりますので、丁寧に対応していきたいと思っております。

○塚本委員 なかなか全ての指定施設で行き渡るというところまでいかない部分もあるのかなというところで、実際に代筆等をお願いしたのだけれども、やってもらえなかつたなどというところもあったということなので、今後ともそういうことがなくなっていくように取組をお願いしたいと思います。

次に、一般会計、歳出全般についてなのですけれども、これまでも質疑がありました。非常に令和6年度は、当初の予算に比して大変、歳入が増えました。そういう中で、決算額としては、いろいろ歳入が当初予算より増えましたけれども、決算としては全体として当初の予算をやや下回る内容で決算額を歳入としている。ここについては、歳出のほうに引っ張られるというか、そういう問題もあって、歳入がどんどん増えたから歳出もどんどん増やそうみたいな話にはなかなかならないのかなというのは承知しているのですけれども、ただし、そういうわざとらしく不用額みたいなものが増えているというところだけを見て、安易に歳出・歳入というものを、言ってみれば減税などというところに行くのではなくて、歳入をしっかりと、今、品川区というところでは、下水道の話もこの後少し質問しますけれども、50年以上の老朽化している下水道が50%を超えており、それから病院なども、入院施設のあるような病院が閉鎖になっている、あるいはバス路線の減便など、品川区においては非常にこの先、大変な課題が控えているというか、いろいろ山積している状況だと思いますので、今後の歳出増みたいなこともしっかりと見据えた上で予算編成といったことが、やはり念頭にあるべきなのではないかと思いますけれども、ご見解をお伺いしたいと思います。

○加島財政課長 今後の歳出増を見据えた予算編成というところですけれども、確かに課題は今、山積しております。施設の老朽化もそうですし、高齢化に伴う社会保障費の増大というところは、この間、予算特別委員会からご質問いただいているところでございます。

私もといたしまして、この課題を放置する気はございませんで、今、他区の財政シミュレーション等、調査研究を行っているところでございます。こちらを深める中で将来需要をきちんと見極めて、区としてどれくらいの基金が必要なのか、また歳出予想額がどの程度になってくるのかというのは、きちんと予測を立てた上で、今後の区財政というものを運営していくかなければいけないと考えております。

○塚本委員 品川区のまちづくりは今後いろいろ、大変というか、たくさんのことが必要になってくると思います。そういう意味で、今日は歳入ですので、歳入の確保ということはしっかりと進めていっていただく必要があるのだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、103ページの道路維持管理費なのですけれども、これは、道路下空洞調査に使われて充当されているとお聞きいたしました。道路下の空洞調査で空洞の原因となるのは、下水管等の亀裂から水が漏れて空洞が発生する場合が大変に多いと伺っております。そんな中で、埼玉県八潮市の大きな陥没がありましたけれども、9月17日、そういう下水管の老朽化を受けての国の下水道管調査結果というのが発表されて、1年以内に対策が必要な下水管が、全国ですけれども、72キロあったと。この調査の詳細を見ると、23区は調査対象となった下水管の距離が、区部で18キロですか。それで、23区全体として1年以内に対応が必要な緊急度1というものと、また5年以内に対応が必要だという緊急度2というものが、23区として、それぞれ200メートル、1,100メートルと出ていますが、これについて、品川区の対象はどのようにになっているのか教えていただきたいと思います。

○関根河川下水道課長 ただいま頂きました、下水道管路の全国特別重点調査の区内の状況についてお答えいたします。

同調査における優先実施箇所には区内も含まれております。このうち区道につきましては、対象は約1キロメートルであり、全て調査済みと東京都下水道局より聞いております。その結果でございますが、マンホールとマンホールの間の下水道管を1区間とカウントしたときに、原則1年以内に対応を実施する緊急度1が2区間、5年以内に対策を実施する緊急度2が6区間あると聞いております。なお、いずれも確認された損傷は軽微で局所的であり、今後、状態に応じた対策を実施するとのことでございます。

また、区内の国道および都道につきましては、現在情報を整理中とのことであり、情報を入手次第、改めて議会にて報告させていただきます。

○塚本委員 区道においては、品川区でもある。都道、国道についてもあるかもしないというところで、この対応につきましては、今後、緊急、1年以内と言われるものについては、本当にすぐさま対応していくことが求められると思いますけれども、緊急度2についても含めて、いわゆる品川区内に耐用年数50年を超えた下水管がたくさんある。50%以上あると。その中には、警戒道路など、災害時にいの一番に道路の安全性というか通行を確保しなくてはいけない道路との兼ね合いもありますので、そういった様々な、防災面や緊急度・優先度等をしっかりと加味した形での、今後の区としての下水道の維持管理をどのように進めていこうと思っていらっしゃるのか、現時点で頂ける答弁をお願いしたいと思います。

○森道路課長 今おっしゃられた緊急輸送道路は大変重要な動線でございますので、一刻も早い改善が望まれると思っております。

区としても空洞調査を行っておりますので、そういった結果も下水道局と共有しながら、しっかりと対策を進めていきたいと考えております。

○石田（秀）委員長 次に、西本委員。

○西本委員 まず、先ほど吉田委員から、すまいるスクールのアレルギー対応でエピペンの話が出ました。よく分からなかったので確認です。エピペンは医療行為ですか。医療行為ではなくていいですか。医療行為であるならば、研修をしないといけないと思うのですが、今回の夏、仕出し弁当を含めて、いろいろ職員の方々に外部委託されたと思うのですが、研修をしっかりとされたのでしょうか。そこをお聞かせください。

○上野子ども育成課長 委員のご質問のアレルギー対応のところですけれども、エピペンは医療行為ではないと考えております。

それから研修についてですけれども、こちらから指導員、それから委託業者にも、併せて研修は実施しております。

○西本委員 おかしいですよね。今ちょっと調べました。調べましたら、エピペンは医療行為と書いてあります。私が調べるのを間違ったのでしょうか。医療行為です。これは、研修しないといけないのです。緊急事態のときに、やっていい。教師であったり、いろいろな方がやっていいのですけれども、でも医療行為なので、研修して、きちんと指導してもらわないといけないです。誰でも、エピペンを持って、ぶすっとできますか。できないでしょう。研修しないといけないでしょう。それをきちんとやったのですか。そこをお聞かせください。

○上野子ども育成課長 委員のご指摘の研修ですけれども、研修については区としてきちんと対応し

ております。

○西本委員 一応やりましたと。今回、仕出し弁当をするために、新しく運搬などに職員をお願いしたいと思うのです。その人たちにもしっかりとされているという認識でよろしいかということを後で答えてください。

次に、主要施策の成果報告書、74ページで、経常収支比率は78.1%ということで、おおむね70%台行っているということで、非常に黒字財政、健全財政だと言っているのですが、先ほどもいろいろと質問がありました。物価高騰や人件費の増大などということで、非常に生活が苦しいと。これは本当に苦しいと思います。これで、消費税などの税収が非常にアップしている。これは誰が負担したかというと、住民です。住民が払っているのです。だから、皆さん、つらいですよね。こういったときに、財政負担になっているというのは分かると思うのです。その中で品川区の予算等々を見ると、ウェルビーイングというのですけれども、ある特定のところに、どうしてもかぶってしまう。だから、私は減税主義者ではありませんけれども、やはり皆さんが苦しんでいるのだから、全員に恩恵をというか、全員を助けてやらなくてはいけない。それこそ、ベーシックサービスというのだったら、皆さんにそれなりのサービスをしていかなくてはいけないと思います。一番、手っ取り早いのは減税です。だけど、それはなかなか難しいところがあるだろうと。その中で、所得制限を撤廃する、いろいろやっているのですけれども、これから財政が逼迫していくという予測の中で、何をしなければいけないかというと、やはり必要なところに必要なお金を出す。だから、所得制限であったり受益者負担。いつの間にか、受益者負担という言葉がなくなってしまっているのです。だけど、それはやはり必要なことだと思います。限られた財源をどのように使っていくか。本当に困っていることにこそ使っていただきたいと、非常に私は思いますが、その使い方について、どうお考えになりますか。

○上野子ども育成課長 先ほどご質問いただきました仕出し弁当の対応補助業務委託、それから仕出し弁当の配達業務委託のところですけれども、そちらについては児童と接することを想定しておりませんので、それについてはアレルギー対応等の想定はしておりません。

それから、先ほどのアレルギー対応の研修ですけれども、研修を実施して、緊急時に対応することを想定しているものになります。

○加島財政課長 本当に困っている人にどう対応していくかというところにつきましては、本日も1日ご質疑いただいておりますけれども、地域福祉や孤独孤立対策、またはセーフティーネットや生活保護制度など、様々な社会制度と併せて、区としてできる施策というのを考えたのが、令和7年度の予算の結果であり、また令和6年度決算の執行の結果として、本日以降ご審査いただくものになります。

私どもといたしましては、全ての方が行政サービスを必要とする際に、そこにきちんとアクセスできる。基礎的な行政サービスについては、誰もが必要としたときに、それをきちんと受けることができる。不平等でなく、平等に公正に受けることができるということを目指して予算を考えているところでございます。

今後、令和8年度予算編成が始まっていますけれども、その考え方に基づきまして、また議会、本日以降の意見も聞きながら、令和8年度以降を考えてまいりたいと思っております。

○西本委員 これは税の使い方ですので、使い方というのは、やはりトップの考え方次第だと思うのです。ただ、やはり困っている人に手を差し伸べるということ。それから、所得制限というのも必要なことはあります。所得制限なしというのもいいとは思います。だけれども、お金が湯水のごとくあるわけではないので、やはり優先順位というのは必要です。しっかりとそこを見極めて、令和8年度の予算に

反映していただきたいと思います。

次に、私立保育園についてですけれども、今、私立保育園は65か所ぐらいあるのですか。それで、11月の入園可能数を見ると、今の時点で1,157人、可能なのです。昔は考えられなかつたです。今、誰でも入れるような状況になっております。ですから正直、少子化である現在、閉園する現状もあるし、それにもかかわらず、まだ新設するというのもあるのです。これをどう考えていますか。

○芝野保育入園調整課長 私立保育園の新設に関するご質問ということでお答えいたします。

私立保育園ですが、全体的には、在籍率が今90%近くということで、十分、満たされているというところではありますが、地域によっては、やはり需要が足りないところなどというところがございますので、そちらについては、その地域の需要をしっかりと見極めながら新規開設を行っていくというようなことが、今、求められていると思います。

○西本委員 もちろん、地域的には足りないところもあると思います。でも、数からすれば十分なのです。心配は、やはり少子化ですから、子どもの取り合いにもう既になっているわけです。そうすると、当然、運営できなくなってしまって、閉じるという保育園が出てくる可能性はあるのです。そうなった場合に、その保育園がそのままやめてしまうというのはちょっともったいないなと私は思っていて、ほかの施設に運用できないかなと思っています。例えば高齢者施設であったりという地域の施設など、民間ではありますけれども、いろいろな行政ニーズに対して対応できるようなことも、そろそろ考えていかないと、なくなってしまって、はい、終わりではなくて、せっかく支えていただいた方々なので、さらに、少し分野は違うかもしれないけれども、有効活用できる、協力していただくというような仕組みをつくれないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○芝野保育入園調整課長 私立保育園に対する支援や、あと民間の有効活用のご質問ということでございますが、支援のほうはこれからも引き続きしっかりとさせていただきまして、園の運営の厳しい状況というのは認識しておりますので、しっかりと支援はしていきたいと考えております。

また、民間の活用については、やはり私立保育園でございますので、その事業者のいろいろな思いや考えなどがありますので、そちらは引き続き、お声は伺いながら、研究してまいりたいと思います。

○西本委員 もう今、研究していくのには遅いと思います。ぜひお願ひしたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、西村委員。

○西村委員 134ページ、災害対応力向上支援事業補助金、時間が許せば137ページ、治水対策推進助成事業を伺ってまいりたいと思います。

これまで、東京都の補助金を活用していただきながら、区も本当に様々、対策をしてきてくださっているのは理解しております。先ほどから質問が出ておりますけれども、先日、9月11日に起きた水害対応について伺ってまいりたいと思います。

まず時間的に、子どもたちの下校時間と重なった時間帯でありましたし、若い方は仕事に出ておりまして、住宅街では高齢者同士が支え合った時間帯でもありました。地域の方々の様々な声を伺いながら、本当に皆さんのが助け合って、つながり合ってくださっていた大切さを、改めて強く感じています。

まずは、災害時の地域センターの役割について確認させていただきたいと思いますが、この水害が起きました、区民の方が地域センターに相談をしたというようなお声もありました。しかしながら、職員の方にとつても、どこに問い合わせたらよいかなど、一部混乱があったように見受けられます。地域センターとの連携はどのように行ったのか、課題があればお聞かせください。

○羽鳥防災課長 今回の災害において、地域センターの役割というところでございますけれども、地

域センターは多くの区民の方に親しまれている窓口となってございます。今回の9月11日の災害におきましても、やはりいろいろな相談をする窓口として機能していただいたというところでございます。

情報の共有につきましては、発災直後から被災情報管理システムというものがございます。こちらで様々な情報を共有して運用していたところでございますけれども、やはり、区民の方にも分かりやすく情報を伝えるということに加えて、庁内に対しても分かりやすく情報を伝えるということが重要だということは再認識したところでございます。

○西村委員 まさに地域センター、支え愛・ほっとステーションもありますので、今後も有事の際には区民の方が地域センターに問い合わせるということは想定されることですので、ぜひお願ひしたいと思います。

次に、学校の対応についても確認させていただきたいと思いますが、16時に下校した児童がおりまして、腰まで来る水たまりを通って帰ろうとしたようなお話を聞きました。地域の方が止めてくださったようですが、下校ルートでなかつたらお母さんに怒られると思ったという子どもの声がありまして、改善が必要だと思っています。例えば、先に教員が様子を見て子どもを帰らせたり、集団下校させるべきだったのではないかと思っています。雷鳴後30分ルールもあります。今回、特に水のたまるエリアが分かったと思いますので、今後の対応に活かしていただきたいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長 これまで、教育委員会、学校では、大雨特別警報や暴風警報が発表された際は、臨時休業や学校への留め置きなどの決めを行ってまいりました。今回の短時間の大雨の影響も踏まえ、現在、校長会と連携して対応について検討しているところでございます。今回多くの学校で留め置きを行いましたが、同様の天候不順があった際に備え、雷鳴がある場合の対応や、警報が解除された後の通学路の点検など、児童・生徒の安全を第一に考え、実効性のある対応策を検討してまいります。

○西村委員 より注意が必要な地域も分かってきたと思いますので、特に特化した対応をご検討いただきたいと思います。

先ほど府内の指揮系統と言いますか、そういうご答弁があったと思いますけれども、実際に災害対策本部の動きや区内の被災情報、先ほどおっしゃったシステムで、全府的に共有されていたと伺いました。防災課が全府に被害状況の報告も求められたと思いますが、その結果はどのように現場や職員の皆さんに還元されたのか、伺いたいと思います。また、テレワークの職員の方もいて、参集できないこともあったと思います。漏れ伝わるところによりますと、指揮系統がうまくいっていなかったのではないかという声も届いております。本部会議の内容が現場に十分に伝わらなかつたということはないでしょうか。

また、その後、現場では本当によくやってくださっていたと思っておりますし、連休に入りましたコールセンターを設置していただいたことも、とてもありがたかったと、様々、声を頂いておりますので、災害時の指揮系統や情報伝達の仕組みをもう一度見直していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○羽鳥防災課長 災害時の指揮系統、情報伝達についてでございます。

災害発生後、毎日、日次の被害状況を、区長をはじめ、関係部課長に共有しているところでございます。また、適宜、対策本部会議、区長報告会という形で、顔を合わせて課題を共有し、今後の対応策というのも話をしてきたところでございます。

また、情報の共有につきましては、先ほどシステムということもありましたけれども、システムだけに頼ることなく、府内のグループウェア、インフォメーションや回覧といったツールも活用しているところではございますけれども、さらに分かりやすく、情報を府内にも伝えていくというところは、先ほども申しましたけれども、再認識したところでございます。

また、テレワークという話もありましたけれども、先ほどご説明した被災情報管理システムは、現在、クラウド化しております、府外からもアクセスできる、情報が共有できるという体制を取っておりますので、様々な働き方が昨今求められておりますが、そういったところでも、災害時、すぐ現場に駆けつけることがかえって危険な場合もございますので、そういった状況でも的確に指示できるような体制というのは整えているところでございます。

○西村委員 応援人員の調整も複数の部署にまたがりましたし、本当に現場は大変なご判断を迫られていたと思います。災害時の府内連携の強化を、ぜひとも引き続きお願いしたいと思います。

次に、水防訓練について伺いたいのですけれども、同じように区民の方の声から、土のうの用意が間に合わなかった、ポンプや土のうの場所が分からなかったなどという声が聞かれています。どこに水がたまり、どこが水害に弱いエリアなのが、今回、地域の皆さんもよく分かりましたし、区民の皆さん意識も今高まっていると思います。

そこで、該当地域の水防訓練をぜひ推進してほしいと思います。インフラでは限界があるからこそ、自助の強化を今こそ促進する必要があると思っております。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、水害対応の補助や支援などの一覧が、被害の大きかったエリアの掲示板に貼られていたらよかったですというお声もありますので、併せてご答弁をお願いしたいと思います。

○星災害対策担当課長 私からは訓練について答弁させていただきます。

確かに委員がおっしゃるとおり、水防の訓練というのは非常に重要だと認識しております。今回、町会、商店街、また防災協議会等々から訓練の依頼がありましたら、積極的に行っていきたいと考えているところです。

○羽鳥防災課長 支援一覧の情報発信のやり方についてというところでございます。

こちらは、ホームページ、メール、SNS等で情報はお出ししていたところでございますけれども、ポスターや貼り紙といった紙媒体での情報というのは、少し弱かったかなと認識してございます。そういったところも含めて、今後、災害時の情報発信のやり方について検討してまいりたいと考えてございます。

○西村委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

また、最後にシミュレーションについて伺いたいのですが、災害時の様々な計画・シミュレーションをしてきていただいたと思います。想定どおりできたのかというご質問は、ご答弁が難しいかもしれません、予想外もあるかもしれません、本来は机上で全てのことを予想してできているようになっているはずと理解しております。120ミリの雨が降るということは想定に入っていたのか。計画の部分について、最後にお聞かせください。

○羽鳥防災課長 今回の災害につきましては、120ミリという想定外の大雨が短時間に降ったという状況でございます。これに対する対応といたしましては、日々訓練を重ねております。そういった訓練の成果ではあります。そういった訓練をやることで、想定外のときにも各部が自主的に対応できたと認識しているところでございます。

○石田（秀）委員長 次に、田中委員。

○田中委員 私は、諸収入のうちの158ページ、りんかい線に関してと、160・166ページ、競馬組合関係でお伺いしたいと思います。時間があれば、73ページのしながわ中央公園の多目的広場についてお伺いしたいと思います。

まず、りんかい線に関してであります。これは、株式会社に対して貸付金の元利収入ということで、品川区は現在1.77%の株主でもあります。ただ、りんかい線は配当していないので、配当金は得られていない状況にあります。

それで、今後のりんかい線の在り方としては、注目されているのは、空港アクセス線がもう既に工事が始まっておりまして、JRの敷地および、りんかい線を経由して空港まで行くというルート設定がなされています。私は、そういう動きがある中で、今、JRは恐らく、りんかい線をJRの線に組み込みたいという思いは当然あると思うのですが、一方で私は、品川区としては、ぜひ株主としてずっと居続けてほしい、株をぜひ売却しないでいただきたいと思うのですけれども、今のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○高梨都市計画課長 りんかい線につきましては、建設当初から貸付けという形で品川区も参画して、現在も、その償還金ということでお返しいただいているという関係でございます。りんかい線の幹部の方々も、適宜、区役所に来ていただきて、現在の事業の状況であったり、これからりんかい線を考えている事業の方向性などについて意見交換を行っているという関係性を保っているところでございます。

今後も、やはり品川区内に、大崎、大井町、品川シーサイド、天王洲ということで、りんかい線の拠点もございますし、委員からご紹介がありました運輸事業の関係性といったところも、しっかりと注視してまいりたいと考えてございますので、現在の関係性を今後解消しようなどといった考えについては、現在のところはございません。

○田中委員 ぜひ持ち続けていただきたいのですけれども、全国的に見ると、特に都市部ではなく過疎地域においてですが、ご案内かもしれません、岡山県の真庭市や京都府の亀岡市などがJR西日本の株式を購入して、いわゆる物言う株主として廃線に反対する、あるいは駅の廃止に反対するなど、その地域の視点での株主としての意見を、しっかりとJR、事業者に伝えるという立場を維持するために株式を得ていますが、私はぜひそういう視点からも、地元の自治体としての意見ももちろん強く言っていただきたいのですけれども、株主としての視点での意見を言っていただきたい。もう少し具体的に言うと、空港アクセス線が今後開業しようとする中で、既に区にも新駅可能性地域まちづくり検討委員会があって、検討されている。私は、地元の行政として言うのももちろんのですが、株主としての立場からも、ぜひしっかりと発言していただきたいと思いますが、その視点はいかがでしょうか。

○高梨都市計画課長 現在、JR東日本により建設が進められている羽田空港アクセス線につきましては、事業主体については、どうなるかというところについては区には情報がなく、今現在、JR東日本により事業が進められているという認識でございます。今後、りんかい線との関係につきましては、しっかりと、区としては注視してまいりたいと感じております。

○田中委員 ぜひ動向を見ていただく中で、地元自治体としての発言ももちろんですし、株主でもある品川区として、しっかりと発言していただきたいと思います。

同様に、株主として、やはりりんかい線の売上げが上がることは喜ばしいことだと思います。配当はないのですけれども、着実に貸付金が返ってくる財源としては確保すべきだと。そういう中で、一方で、これは以前、確認して、厳しいとは思ってはおりますが、現在、品川区の職員が区役所に通勤するに当たって、今たしか、JRあるいは東急は使ってもいいけれども、りんかい線は、一番最短コースであつ

たとしても、運賃の関係で利用できないという規定になっているかと思います。

私は、これは区の視点であればそういう考え方もあるのかもしれません、一方で、利益が上がることも目的というか主体とする株主の立場からすると、いや、そうではなくて、もっと利用者を増やしてほしいという観点の考え方もあるのではないかと思われるのですが、そういう視点も含めると、あるいは働き方改革の一環からしても、やはり通勤時間の短縮にはつながるりんかい線の利用というのは、私はぜひ検討してもいいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○宮尾人事課長 今、りんかい線を通勤手当の経路にというお話をございました。通勤手当を算出するとき、最も合理的で時間の面も考慮してというところがございます。りんかい線を使用するということになりますと、最後の区間のところだけが、賃金がかなり割増しになってしまふということで、これは全局的に考えますと、かなりの負担、経費の増というところがありますので、ここは慎重に考えたいと思います。

○田中委員 働き方改革がいろいろな視点で進んでくる中で、具体的にどれぐらいの経費がかかるのか、また、いわゆる費用対効果の視点からも、私は、ぜひここは前向きにご検討いただいてもいいテーマだと思っておりますので、今後また取り組んでいきたいと思います。

続いて、競馬場に関してであります。競馬場は、もうご案内のとおり、1950年に開設されていますので、今年ちょうど75年が経過しております。品川区にとっての競馬場の存在というのは、どういう位置づけになっているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○藤村総務課長 競馬場の位置づけというところですが、本日、歳入というところの観点で言えば、競馬組合から分配金を頂いたりといった、収入という観点のところも1つございます。また、観光面というところで言えば、やはり大井競馬場というのが1つの観光拠点ということになっておりますので、区のみならず周辺自治体から、多くの方が来られるスポットになっているのではないかと考えております。

○田中委員 そのお考えの下、また昨年ですか、東京都競馬株式会社と区は連携協定を結びまして、都市計画公園の多目的利用や高度利用、あるいは地域のまちづくりに連携していくという協定が結ばれています。今ご答弁いただいた、品川区にとっての収入は、いわゆる1号交付金としての、競馬場の所在区としてもらっている3億円があつて、5号交付金、6号交付金というのもありますが、あと23区が押しなべてというか、分配金が6億円ありますし、また、特別区の株主としての分配金も、またあるかと思います。そういう中で、品川区だけが23区の中で、1号交付金を毎年3億円、今現在は3億円ですけれども、収入を得ておりますが、先ほど言ったように、地域にとっての観光スポットでもあるし、まちづくりの1つの拠点として大きく今後位置づけていかなくてはならない施設だと思います。

恐らく当初、1950年代は、1号交付金というのは、馬がいて、環境面からいろいろな影響があるからとして1号交付金が出されていると思いますが、今や私は、地域にとってなくてはならない施設であります。私はこの1号交付金を一般財源に入れて、今、いろいろな形で活用されておりますが、連携協定もあるように、周辺のまちづくりを株式会社とも行っていくという観点からすると、この1号交付金は、ある意味、特定財源として、競馬場周辺のまちづくりについて、しっかりと有効活用していくという使い方に、今後は進めていくべきではないかと強く思うのですけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○藤村総務課長 今、1号交付金のお話を頂きました。歴史的経緯等を含めて、やはり役割が変わつ

てきているというところは、1つおっしゃるとおりかと思います。この1号交付金の、今、一般財源に入れているところを、何か特定財源にというところですが、こちらにつきましては全序的に考えた上で、どういった形にしていくかというところは今後の検討事項としたいと思います。

○田中委員 私はぜひ、立会川の駅から競馬場までの動線あるいは商店街のにぎわいといった視点で、品川区にあるからこそ頂いている貴重な財源は、地元のために有効に活かす、いわゆる特定財源として活かしていくべきだと強く思っておりますので、これも今後、取り組んでいきたいと思います。

最後、73ページのしながわ中央公園の多目的広場に関してなのですが、多目的広場の一般ではなくて優先的に、特に学校に対して優先的に使用する枠ができておりますが、決してそのことに異を唱えるものではありませんけれども、私自身の問題意識は、あそこは天然芝が最初、植わっていた公園がありました。ところが特定の学校に貸してしまったがために、あっという間に天然芝がはげ上がってしまって、一度はもう一回、天然芝を植えたのですけれども、結果的には同じで、今のような人工芝になってしまっております。

私は、特定の学校に貸し続けるというところに、この課題に対する思いとしての原点が、ずっとあるのですけれども、今現在、学校優先というのは、具体的にどこにどう、何回ぐらい貸しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○守屋スポーツ推進課長 私から、しながわ中央公園の多目的広場の学校の優先利用についてお答えいたします。

実績につきましては手元にございませんが、主に青稜中学校や品川翔英中学校高等学校が活用されているということで認識しております。

○田中委員 私立学校は独自の建学の精神の下、やはり自力で、本来は自分の力で、学校教育あるいは体育などを行うべきだと今も思っております。

そういう意味では、仮にですが、今言われた私立学校と地元の公立学校が、同時に申込みがなされた場合、どちらを優先するのか。申込みの基準を見ると、もう半年に1回ぐらいのタイミングでしか借りていないのですけれども、先行して毎年のように使うようにしてしまっては、地元の公立学校が急遽、何かの事情で、今回の水害のようなことも含めて利用できない場合には、私はその場合こそ、地元の公立学校に優先的に使ってもらうような形に改めるべきだと思いますが、最後にすみません。お聞かせください。

○守屋スポーツ推進課長 今、そういった公立学校等とのバランスもありますし、優先というところなのですけれども、貸出しのところにつきましては、条例規則で定められた貸出し方法に伴って貸出しをさせていただいておりますので、現状としては、そういったところの意見を頂きながら、現状の貸出し方で進めさせていただきたいと思います。

○田中委員 その私立学校のパンフレットに、しながわ中央公園が自らの施設かのような写真がありますので、そこは私は改めるべきだと思います。

○石田（秀）委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 173ページの議会費の議員研修会について伺います。

昨年の6月にハラスメントの防止について、区政相談員の和田氏の講演がありました。今年も4月に同趣旨の研修を行いました。組織内において、ハラスメント防止に当たっては、近年は啓発活動・対策も進んで、以前のような、外形象的に一見してパワハラ・セクハラと分かるような形態ではなく、それだけにむしろ逆に潜在化して、長期化している傾向にあると言われています。この潜在化しているパワハ

ラ、それからマタハラなどをきちんと見つけ出して、通報しやすい現場環境をさらに高めていくことが肝要であります。

ハラスメントを行う作為者側への抑止として、啓発活動はさらに進める必要があると思いますが、潜っている、先ほどの潜在的なという被害については、アウトリーチしてあぶり出すような取組も必要だと言われています。その点、品川区においては昨年度、区長部局の職員の方々にアンケート調査を行いました。結果については、部長級の3割がパワハラを受けた経験があるということが都政新報などで報じられました。第2回定例会においては、この職員アンケートについての質疑がありましたが、調査結果については議会への報告はありませんでした。

品川区の職員は、区民の財産であります。お一人でもハラスメントで困っている方がいるとすれば、早急に対応する必要があると思います。このアンケート結果は、少なくとも区民代表である議会には報告すべきであり、ハラスメントが発生しづらい仕組みづくりに、議会と一体となって検討する必要があると考えています。議会への報告が得られないとすれば、議会個人ではなく、議会の意思によって、地方自治法第98条第1項に基づき、区長に請求することができます。この第98条の内容についてご説明をお願いします。議会からの請求先は区長になると思います。よろしくお願いします。

○大澤区議会事務局長 議会として、調査の結果を請求するということであれば、議会として区長部局に請求するということになるかと存じます。

○高橋（し）委員 第98条は第1項で、地方公共団体の議会は当該普通地方公共団体の事務、途中は省略しますが、これに関する書類および計算書などを検閲し、また中略しますが、報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行および出納を検査することができますと。第2項では、監査委員に対しても同じように議会は、ほぼ同じ内容を請求することができます。そこで、もし今、局長がお答えしたのですが、この請求があった場合に、行政側、つまり区長は断ることが可能なのか、お尋ねします。

○川村コンプライアンス推進担当課長 ご質問の制度について、勉強不足で申し訳ないところがございますが、請求があった場合は、制度にのっとって適切に対応してまいり必要があると思っております。

○高橋（し）委員 制度の趣旨に基づいてということですね。

真鶴町や横手市、太田市、伊達市、鎌倉市などで、この第98条によって、書類の検閲、報告、事務監査または監査委員に対しても求めています。ということで、第98条で請求できるということを改めてここで確認したいと思います。

2つ目ですが、一方で議会はどうかということになります。議会の懲罰について少しお話ししたいと思います。地方議会議員によるハラスメントが近年注目されており、今日も報道で、墨田区の区議会議員が出席停止という形で処分を受けています。その対策として、議員の規律や懲罰の在り方が議論されています。品川区でも、区議会議員でもハラスメント研修を先ほどのように行っています。品川区議会会議規則にある第5条、規律第6条、懲罰において規定があり、さらに地方自治法第134条などで懲罰が可能です。例えば品川区議会会議規則第145条では、議員は議会の品位を重んじなければならぬと規定されております。これに違反した場合は、やはり今お話があったように、懲罰という話になると思います。しかし、区議会の議員などに対して、ハラスメントに関して具体的な規定がありません。それで、ハラスメントに対する具体的な規定をする必要があると考えています。

また、先ほどの懲罰規定の中に、地方自治法にはある除名が入っていません。それについても見直す必要があると考えています。議員については、政治倫理条例で規定すると、各政治倫理基準において定めている自治体があります。しかし、首長などや議員のハラスメント防止に関する、特別に特化した条

例をしている自治体もあります。今年の8月14日の時点で、128団体の144条例が確認されます。23区では、世田谷区、渋谷区、目黒区が制定し、議会などの特別区を含め、ハラスメントなどを規定しています。

これについては、行政のハラスメントについてチェックする立場にある議会は、自戒を込めてお話をされるわけですけれども、ハラスメントに限らず、会議体としての規律と品位を保持する自律機能を示すべきだと思います。これは議会側のお話になるかと思いますが、もしご答弁があれば、お願ひします。

○大澤区議会事務局長 ほかの議会では、倫理条例やセクハラに関してきちんとした規定を持っている議会もあるとは認識しておりますが、品川区議会においては、まだそこまで踏み込んだ条例や規程をつくっているわけではございませんので、条例や規程がない中での懲罰というのはなかなか難しいのかなと認識してございます。区議会としてそういうものが今後必要ということであれば、皆さんの中でお話しいただいて、つくっていくという選択肢もあろうかと思っております。

○高橋（し）委員 議会内での話をここでお話ししているのは、少し趣旨が私のほうで違うのかもしれません、そういう形で行政をチェックして規律を求めている議会としては、今お話があったように、議会自らも規律と品位を保持するために、もちろんハラスメントに限らず、先ほどあった品位を重んじなければいけないという、会議規則の中の項目に基づいて、現時点でも会議規則の中に懲罰規定がありますので、その中で委員会をつくり、懲罰することも可能です。

ただ、當時、法の中は曖昧な、非常に漠然として書いてあるので、各自治体の倫理条例などでは、特にそういった現時点な事件が起きたときには3日以内というようなことが書いてあるのですが、先ほど墨田区などは、何か月後でも、そういった形ができるという形で、議会自らの姿勢をきっちと示すような条例がつくられているので、先ほどもお話ししましたけれども、私も議会の中でその制定に関しては、提案したり、意見を言っていかなければいけないと思いますが、この場をお借りして、今みたいなお話をさせていただきたいと思います。

区議会の議会規則を、23区全て見たのですが、やはり23区全部の区で、規律や懲罰の規定があります。こういったことを検討して研究しながら、資料等を集め、そして条例制定および倫理条例やハラスメント関係の条例をつくる際に、区議会事務局のほうで資料の収集や、その条例に基づく作業等の協力をしていただきたいと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○大澤区議会事務局長 議員の方から調査等の依頼があれば、これまでと同様に対応してまいります。

○高橋（し）委員 事務局の方々と協力しながら、そして議員の皆様の総意の下で、こういった形のものが進められていくべきよろしいかと思います。

○石田（秀）委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私からは、150ページのふるさと納税寄附金、52ページの特別区民税について伺います。

ふるさと納税について1つだけ、区民の方から要望があったことなので、質疑というか要望させていただきたいのですけれども、これは以前もどなたかが言っていたかも知れないのですが、今、ふるさと納税で、シナモロールに関する返礼品に代表されるように、品川区のオリジナルデザインを付した返礼品があります。これは市販されていないわけですけれども、こうしたオリジナルデザインの返礼品について、区民の方から、ふるさと納税はもうしようがないけれども、有料でいいから購入できるようにしてほしいという希望がありました。確かに、区民の方だけが購入できない品川区のオリジナルデザイングッズというのは、行政サービスを区民が受けられないというので、違和感はございます。品川区の

オリジナルデザインを付した返礼品の区民向け販売を希望いたしますが、いかがでしょうか。

○宮澤税務課長 今、ふるさと納税の返礼品の中のシナモロールを活用したものということで、「しながわ観光大使シナモロールのわくわくしながわさんぽ」、いわゆる絵本のことかと思います。

令和3年より返礼品向けに独自にサンリオの協力を得て商品化したものでございまして、現在、確かにふるさと納税でしか入手できないという状況になっております。区民の方のニーズというところがあるということですので、区民向けの一般販売については、有料頒布物として取り扱っていけるかどうかというところと、あと販売価格等々をよくよく検討した上で、検討していきたいと思っております。

○松本委員 数としては少ないかもしれません、一応、区の収入にもつながっていきますので、ぜひご検討をよろしくお願ひします。

次に特別区民税についてですが、今回、滞納繰越分の収入率が60.16%と記載されています。これは特別区内でも極めて高い水準と理解しています。東京都の主税局が公開している令和5年度特別区税調定収入状況決算額に、23区の収入率の一覧が載っています。これは、区民税だけではなく特別区税全体のデータなのですけれども、なので、たばこ税や軽自動車税が入っています。ただ、これらの比率というのは、滞納繰越分の中では、比率としては合わせても1%強なので、ある程度、捨象しても問題ないかと思います。それで、各区の収入率を見ると、品川区が一番高いのです。多くが50%にも達していない。文京区に至っては20%台です。品川区が60%。令和5年度のときには67%と書かれておりまして、物すごく高いということが分かります。収納確保に向けた行政側のご努力の側面があるというところがあるので、敬意をもちろん表したいと思うのですが、やはり23区を見てもかなり特異な数字になっております。

そういうことが起きた場合には、もちろん正確であればいいのですけれども、念のため、データ上の正確性を確認しておく必要があると考えます。この点なのですが、令和6年1月に板橋区で、区議会で、特別区民税の滞納繰越分調定額の乖離についてという報告がなされています。実態値と報告値に、かなり大きいのですが、7億円もの乖離が存在するということが発覚したということです。これは、なぜこうした乖離が生じているかというところなのですけれども、理由は2つあって、特別徴収分の翌年度分を翌年度会計科目へ割り振りしなかったこと。期ずれみたいな感じですよね。翌年に繰り越さないといけないのを今年度分に計上してしまって、その分、収入額が上がったように見えたというところ。もう一個が、還付未済額算定値過小に伴う報告値算定の過誤という理由が挙げられています。この点について、当区では同様の乖離が生じていないのか、念のため伺いたいと思います。また、板橋区の事例に限らず、ほかの自治体でも別の理由で収入額の実態値と報告値の乖離が発覚するということが、これはよく監査の中で発覚することがあるようなのです。もちろん、監査の中でそういうものが発覚すれば、それで是正していくべきなのですけれども、できれば自分たちで気づけるものについては、気づけるようにしたほうがいいと思いますので、この点について念のため、当区においても一応、調査していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮澤税務課長 特別区民税滞納繰越分についてというところで、確かに60.16%というところで、23区でも比較的高いというところです。過去を見てみても、令和5年から60%以上になっていて、それより以前は50%後半台というところで推移してきているところでございます。職員一人一人の粘り強い交渉等々もあろうかというところでございまして、今、委員にご指摘いただきました、いわゆる乖離というお話をございますけれども、通常、日々、税を納付いただくところでございます。納付

いただきましたものにつきましては、財務会計システムというところに計上するのと併せて、収納管理システム、いわゆる税システムにも計上しているというところでございます。

これらのシステムについては、情報間連携というのはされていない、独立しているものになっておりますが、日々頂いた情報というのを積み上げてきて、その積み重ねが収入済額として決算額としてというところでございます。また、一方で調定額につきましては、日々、税額、課税変更は、過年度分も含めて行っておりますが、税のシステム自体は調定額が積み上がってきているというところで、収納管理システムと連携しているというところでございます。

システム間連携がされていないという点や、税の収納事務というのはとても複雑な面もあります。また、来年1月にシステム標準化という移行等もありますので、先ほどご指摘いただいたところも含めて、適切な賦課事務、賦課徴収事務に努めてまいります。

○松本委員 今までにおっしゃられたシステム間の連携のところと、システム統一化のところで、板橋区の場合はシステム統一化の中で発覚したというところがありますので、ぜひこれを契機に、もう一度、精査していただければと思います。

次に税の関係で、最近、参議院議員選挙で外国人問題が注目されているということで、区議会でも外国人問題を扱われる議員も増えてきているかと思うのですが、こうした傾向もあり、総務省が全市区町村を対象に、2024年に日本を出国した外国人労働者らの個人住民税の徴収実態に関する調査を始めたとの報道が8月にありました。調査期間は8月1日から9月1日とのことで、当区も総務省に対して回答を提出していると思うのですけれども、調査内容である、2024年1月から12月に出国した人の個人住民税の滞納件数や滞納税額について、お願ひいたします。

○宮澤税務課長 外国人の方の滞納状況というところでございます。今ちょっと条件というところがあるのですが、令和6年度というところでの数値になります。令和6年度の外国人の滞納者の数というのが780人。そのうち177人の方が出国しているという状況でございます。

○松本委員 出国したのが170人程度ということで、残りの500人から600人の間ぐらいの方が現在、滞納なのかなというところでお伺いいたしました。

この問題は、別に排外主義につなげたいわけではなくて、今の海外に出国されたという話も、日本にずっと住んでいる人には当てはまらないことで、仮に日本人であれ外国人であれ、海外に出国するという、制度上というか仕組みがあれば、悪用したくなる人がいる、あるいは気づかない人がいるというのもあり得るところだと思います。なので、こうした問題というのは、途端に外国人の滞納者がこうですという数よりも、なぜそうなったのかというところが大事かと思っております。

その点で考えないといけないのが、統計上のデータの使い方でいろいろな偏見が生み出されてしまう可能性がある、国内にいる外国人の方たちの滞納者数についても、場合によっては国民よりも、少し違う数字が出るかもしれません、例えばここでも、今日は多分ご質問までは行けないのですけれども、普通徴収と特別徴収で住民税のどちら側が高くなるかなどというところの状況が変わってくるのだと思います。今日はもうここまでではありますけれども、きちんと数字を持ちながら、いろいろと外国人問題を考えいかなければならぬというところを言わせていただきまして、今日は終わります。

○石田（秀）委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 私からは、88ページの生活保護費、それから生活困窮者支援費について、生活保護世帯と低所得者世帯のエアコン設置助成を求めて質問したいと思います。それから、78ページの区営住宅使用料について、子育て世代への家賃助成等を求みたいと思います。

今年の暑さは観測史上最高と言われています。東京都の監察医務院によると、昨年の熱中症による23区の死亡者数は確定値で306人、過去最多です。86%が高齢者。問題は、エアコンなしで22%で、設置していたが使わていなかったという方が64%。合計86%の方が、エアコンを使わずに亡くなっています。地域でも生活保護の方がエアコンがなくて、もう暑くて食欲もなくて、体重が5キロ減ってしまったという方や、エアコンが壊れたけれども、お金がなくて、買換えができずにもう必死に耐えたという高齢のご夫婦など、何世帯もあります。

以前、生活保護の課長から、2年前の調査で95%がエアコンありという答弁でした。そうすると、約4,200世帯の5%というと、210世帯が、エアコンがそもそもない。生活保護世帯だけで、これだけエアコンがないという世帯が既にあるということです。低所得者世帯を入れれば、さらに多くなるのではないかと思います。この猛暑でエアコンなしというのは、命に関わる問題だと考えますが、どう捉えられているか、まず伺いたいと思います。

それから、エアコンについては、東京都のゼロエミや、区の入居する際の大家へのエアコン新規設置や、買換えの場合の3分の2の補助制度。これも大きな一歩だと思うのですけれども、それから、区の省エネエアコン購入に、助成が1万円、補助がつくというのがありますけれども、いずれも自己負担がかかります。生活保護の場合は、転居時や、新たに生活保護を開始するときには助成があるのですけれども、現にエアコンのない部屋に居住している方、それからエアコンが壊れて買換えが必要な場合というのは、助成がありません。そのために、エアコンのない生活を余儀なくされているという状況になっています。

私は、生活保護の世帯や低所得者世帯が、自己負担なくエアコンを設置できる助成をぜひともしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長 生活保護世帯のエアコンについて何点かご質問を頂きました。

まず、2年ほど前に区で行いました、生活保護世帯のエアコンの調査で、95%程度が設置済みということで、残り5%、210世帯のお話が今ございました。確かに今年はすごく暑いというのは私も実感しております。ただ、生活保護法、それから生活保護手帳にのっとりまして、法定受託事務である生活保護につきましては、事務手順にのっとり、エアコンを出せる方には出してきたということが、今までの区の現状でございます。これは、どこの自治体でも同じかと思います。

また、毎年5月の終わりです。今年は令和7年5月30日に、毎年出ますが、厚生労働省より事務連絡が出まして、その運用手順にのっとって、エアコンに対しては仕切りをしなさいと。もし、そういう対象にならない方につきましては、社会福祉協議会の貸付けをご案内しなさいということが毎年出されますので、その手順にのっとって、区としては運用してきたというところでございます。

ただ、この暑さも踏まえまして、この間の第3回定例会でもご答弁がありましたとおり、今後、生活保護世帯の方にもエアコンの支給ができるような助成について、現在、スキームについて検討を進めているというところでございます。

○鈴木委員 社会福祉協議会の貸付けということですけれども、生活保護の基準そのものがもうぎりぎりで、今、物価高がもうすごい勢いで、それととても追いつかないというか、その中でも引き下げられたという状況がありますので、これを借りたくても借りられないというのが私は実態だと思います。

あと、23区の中でも9区が、エアコン設置助成というのをやっています。そういう点では、ぜひとも品川区として、生活保護の世帯、低所得者世帯の命に関わる問題ですので、自己負担なくエアコン設置ができる助成というのは、ぜひとも実現させていただきたいと思います。

それから、今年75歳以上の区民に、水やスポーツドリンクを配って大変喜ばれています。そのときにアンケートを取られたというのが本当によかったです。でも、区内でエアコンのない世帯や、また使っていない世帯というのが、どれくらいあったのかということが把握されているようでしたら、お聞かせいただけないでしょうか。それが1点です。

それから、エアコンがあっても使われずに亡くなられた方が64%いるわけなのです。その中には、電気代の負担が重いために使わないという方も多いと思います。生活保護の場合は、暖房費のための冬季加算というのはあるのですけれども、冷房費のための夏季加算というのがないのです。そういう中で、冬季加算は1人世帯では2,630円、2人世帯で3,730円という形で支給されているわけなのですけれども、これだけ猛暑の中で、夏季加算が必要だと思うのですけれども、この夏季加算については、多くの団体からも、夏季加算を求めるというのは国にも届けられていると思うのですけれども、ぜひ区としても夏季加算を国に求めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、国が夏季加算をつくるまで、品川区として法外援助で、夏のエアコン電気代助成制度をぜひともつくっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。また、低所得者の方も電気代のことを心配しないでエアコンが使えるように、電気代補助というのもぜひつくっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長 まず今回の熱中症対策で水を配った際に、エアコンを使っている、使っていないの数字でございます。2万2,197世帯に訪問した際、使っていた世帯が2万1,195世帯ということが、今、数値として手元にございます。また、エアコンが設置されていない世帯が135世帯ということで、数字が報告が上がってございますことは報告しておきます。

生活保護世帯のエアコンを使っていない世帯についてですが、ケースワーカーが順次家庭訪問する際に確認はしていますが、数値としては今手元にはございません。ただ、先ほど委員もご指摘されたように、電気代が高いからといってエアコンを使わない方も一部、中にはおりますが、またその反面、エアコン自体があまり好きではない。風がやはりどうしても嫌だという方も一定数いることも事実でございます。そういうことを含めまして、エアコンが設置されているご家庭については、適切にエアコンが使えるような指導も、まずはしていくということも考えなくてはいけないということは、十分こちらでも理解しているところでございます。

夏季加算についてです。委員も今、お話がありましたとおり、本来、国が手当てすべきところでございまして、品川区だけが特別に暑くて夏季加算をということは、やはりなかなか難しい部分でもあるかとは思います。まずはエアコンの設置ができるように、現在、区としては検討を進めているところでございますので、エアコンの設置の助成と、それから適切にエアコンを使用するというところで、何とか熱中症を防ぐ手立てをしていきたいと、区としては考えてございます。

○鈴木委員 本当にアンケートも取っていただいて、エアコンを設置していない世帯が135世帯しかいないというのは今回初めて伺って、これしかいないということであれば、設置助成をするとても、本当にそれほど大きくない。もう、それぐらいしかいないのだな、その割には周りにいるなと思いながら聞いていたのですけれども、そういう点では、ぜひエアコンを自己負担なく設置していただきたいということと、電気代補助というのは、もともと本来、国がやるべきという夏季加算というのは、ぜひとも区としても求めていただきたいと思います。それから、法外援助でできることだと思いますので、これもぜひ検討していただきたいと思います。時間がなくなってきたので、次に移りたいと思います。

区営住宅使用料について、特に子育て世帯について伺いたいと思います。

令和6年度で、子どもがいる世帯の申請者数と、入居できた世帯数を教えてください。

○川原住宅課長　　区営住宅の子育て世帯の申請状況と入居についてのご質問でございます。

今現在、手元のところでは、全体の入居に対しての申込みでの入居者というところが分かるのですけれども、年齢ごとというところが、入居の申込み時点では分かりません。申し訳ございません。ただ、現在の入居、8月末現在の年齢別構成というところでは、20代の世帯、また30代の世帯、40代、子育てをしていると想定される世帯数では40世帯いるといったところでございます。

○鈴木委員　　ありがとうございます。事前に言っていなくてすみません。

本当に、区営住宅に申し込んでもなかなか入れないという実態があると思います。本当に、希望者が全員、区営住宅に入れれば、かなり住まいの問題というのは解決すると思うのですが、実際にはそうはなかなかならないというのが実態だと思います。

そういう中で、子ども計画の就学前人口の年齢別推移というのを見ますと、生まれた子どもが年を追うごとに転居していき、四歳、五歳になるまでには500人近くが減ってしまうという状況になっていると思います。この1つの原因というのは、品川区の家賃が高いということではないかと思うのです。品川区は便利だし、子育て支援も充実しているので、住み続けたいと願いながらも、家賃が高くて品川区に住み続けられないという状況であると思うのですけれども、23区でも、ファミリー世帯への家賃助成や、転居費用の助成をしているという区が、分かっただけでも、千代田区、新宿区、北区、豊島区、目黒区などが支援しているという状況がありました。子どもが増えたり大きくなって転居しなければならなくなったり、敷金、礼金、前家賃、仲介手数料、保証料など、家賃の大体5.5か月から6か月分ぐらいかかりまして、その上に引っ越し費用がかかるので、大きな負担になるわけです。そんな中で、品川区の子ども計画では、これから未就学児が微増と推定しています。私は、品川区に住み続けたい人が住み続けられるように、ファミリー世帯への家賃助成や転居費用の助成制度もつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○川原住宅課長　　子育て世帯のファミリー層に対しての家賃助成や、転居費についてのご質問でございます。

現在のところ、子育て世帯に対して、民間賃貸住宅を対象とした家賃助成や引っ越しの助成を行う予定はございませんが、現在の事業として住宅課では、住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット専用住宅を対象とした家賃低廉化の予算を確保しているところでございます。

また、委員ご指摘の家賃助成とは制度は異なるのですけれども、低所得者層向けもしくは中低所得者層向けの区営住宅・区民住宅も維持管理を徹底しておりますので、今後の子育て世帯の住まいの在り方というところは検討してまいりたいと思います。

○石田（秀）委員長　　次に、こんの委員。

○こんの委員　　私からは、74ページ、高齢者等住宅使用料、78ページ、区営住宅使用料と区民住宅使用料、84ページ、放置自転車等保管手数料、120ページ、サービス付高齢者住宅家賃軽減補助金、126ページ、医療保健政策包括補助金、順不同でお聞きしたいと思います。

まず、医療保健政策包括補助金ですけれども、この補助金を充当している事業は、子どもや高齢者のインフルエンザ、あるいはお子さんのおたふく風邪などといった任意接種などの予防接種に充当されていると思いますけれども、その中で区独自の費用助成に充当している予防接種を、まずお知らせください。

○五十嵐保健予防課長　　区独自の予防接種ですが、定期予防接種は皆さんやっているところですが、

区独自の予防接種としましては、子どもの予防接種につきましては、おたふく風邪のワクチンとインフルエンザのワクチンの助成を行っております。また、男性のHPVワクチンの助成を行っているところです。ほかに、定期予防接種で受けられなかった方のMRワクチン、はしかと風疹のワクチンになりますが、こちらをやっております。また、先天性風疹症候群の対策としまして、大人の方、妊婦、妊娠を希望する女性、または、妊婦または妊娠を希望する女性の夫に対しまして、風疹のワクチンの助成を行っております。ほかには任意予防接種としまして、帯状疱疹のワクチンを、50歳以上の方に、定期接種以外の方には任意接種としてやらせていただいているところです。また、高齢者の方につきましては、任意接種としまして肺炎球菌ワクチンを実施させていただいているところです。

○こんの委員 今、ご説明というか、お知らせを頂いたところは、大変に区民の皆さん健康と命を守る観点でしてくださって、区独自の補助を実施してくださっている。中には、国の定期接種の動向を注視しながらも、区独自の費用補助を実施してくださっているのは、区民の方の命と健康を守るということで、英断的にやってくださっているのは本当に感謝しております。

その中で、国の定期接種などの動向を見ながらも、独自で補助してくださる場合と、そうではないというものもあって、何か基準や考え方の指標などがあって、こういうふうになっているのか。その辺の、いわゆる独自費用助成を実施しようとするときの検討の背景というか、そういうものがありましたらお知らせください。

○五十嵐保健予防課長 任意予防接種の助成につきましては、その時々の状況を鑑みながら実施させていただいているところです。例えばMRワクチン等は、はしか、風疹などにかかるとお子さんが重症化してしまうこともありますので、定期予防接種を逃した方につきましては実施させていただいております。また、大人の方に関しましても、妊婦がかかったりすると、赤ちゃんに対しまして先天性風疹症候群を起こす可能性がありますので、そういうものの予防ということでやらせていただいているところです。

また、男性のHPVワクチン等につきましては、女性の定期接種はございますが、男性がないということで、どうしようかという話はあったのですけれども、大きな理由としましては、東京都が助成するということがございましたので、区でも助成をさせていただいているような状況がございます。

○こんの委員 それぞれ、そのときに応じて、また必要なものをということで、区独自でこうした補助をつくってくださっているということが分かりました。

その中で、まだまだ国の定期接種を待っていて、なかなか区の費用助成がなされていない予防接種もあるかと思います。そこで、昨年私も第3回定例会の本会議の一般質問で、乳幼児と高齢者などのRSウイルス感染症の重症化を防ぐために必要な予防接種の費用助成を求めてまいりました。このときのご答弁では、接種費用への助成制度の創設については、当時、国の審議会において、小児および高齢者を対象とした定期接種に関する議論が始まったところであり、安全性、有効性に加えて費用対効果の面でも検討されていることなので、そうしたことを注視していきますというご答弁でございました。その後、検討が進んでいるかと思いますし、また安全性などは小児学会でも、いろいろな子どもへのワクチンの薬などの安全性なども言われているところですので、こうしたこともにらみつつ、区としては、これをどのように捉え、そして今後、RSウイルス感染症予防接種への区独自の助成制度の創設をいま一度求めたいわけですが、区のご見解をお聞かせください。

○五十嵐保健予防課長 区としましては、様々な任意予防接種について助成してまいりましたが、今まで実施してまいりました予防接種に関しましては、今までずっとやられていた予防接種で安全性が確

認されているものを補助してきたという状況になってございます。ＲＳウイルスワクチンにつきましては、新たに認められたワクチンですので、状況がある程度、安全性があるということは分かっているところではございますが、ＲＳウイルスワクチンにつきましては、お子さんを守るために、妊婦に接種するという状況ですので、その中でどのような接種方法がいいのか、いつ実施するほうがいいのかというようなことが、まだ固まってきていない状況と認識しているところです。そのような状況がある程度、分かってくるような状況が見えましたら、また区としても助成については考えていくことはできるのかなと思っている状況です。

○こんの委員 安全性が確認されて、その動きを見ますということでございます。

いわゆる注視をしていっていただくのは大変にありがたいことですし、そうしたことが安全に行われるということが大前提でございますので、そうした考え方は理解はしておりますけれども、なるべく早めにこうしたことも進めていくことが必要ということで、今回またこうして要望させていただきましたが、この点についても前向きに、積極的に注視していただきながら、進めていただきたいと思っております。何かございましたら、ご回答いただきたいと思います。

次に参ります。次は、高齢者の住宅について2点、高齢者の住宅の使用料とサービス付高齢者住宅の補助金。この2つからお聞きしたいと思っておるのですが、特に大井林町のサービス付高齢者住宅についてでございます。

使用料については、補助を頂きながらというところですが、家賃のほかに管理費をお支払いしていると思います。まずは、その管理費の額と、その管理費はどのように使われているのか、その辺をまず確認させてください。

○櫻村高齢者地域支援課長 大井林町についての管理費の用途についてのお尋ねでございます。

こちらにつきましては、共用部分等の管理といったものに費用を充てているところでございます。

○こんの委員 共用部分に使ってくださっているということで、分かりました。

共用部分ではない専用部分の修繕。いろいろな不具合が起きたときのお部屋の中の修繕というのは、どのように行われているのでしょうか。また、高齢者の方々がお部屋の中でいろいろな不具合があつたときに、聞こえてくるお声が、なかなかすぐに対応してもらえない、様子見をされてしまうといったことで、工務店を呼んで状況を見てもらう、例えば水道管ということになると、そちらの専門家の業者を呼んでというような手配を考えられるわけですが、割と様子見をしてしまわれるといったケースがあるようです。そうしたことは、指定管理をしてくださっている事業者と、区としても把握し対応してくださっていることを、区としてはどのように認識されているのか、お伺いしたいと思います。

○櫻村高齢者地域支援課長 お住まいの部屋の専用部分についての不具合等があった場合の対応といったところでございますけれども、基本的に故意等で破損したもの等につきましては、入居者のご負担を頂いているといったところでございますが、通常使用、例えば冷蔵庫を置いていることによって床がへこんだり、通常の使用によって不具合が出た場合につきましては、管理者のほうで費用負担をさせていただいているといったところでございます。

そういうところの対応についての把握でございますけれども、基本的には、お住まいの方とオーナーの方で、管理者と調整していただいているので、そちらで対応していただいているところでございますけれども、何か問題がある場合には、区にも連絡を頂いて、区が仲介してスムーズな入居になるような形でご案内をしているところでございます。

○こんの委員 居住者の方と管理者の方というところが、1つ課題として見えてきているわけなので

すけれども、入居者の感想をそのままお伝えすると、なかなか管理者の方にすぐに対応していただけないという声が実はあったりするわけなのです。それはどういうことなのかというと、費用面でもそうです。どちらが払うのか。いや、これは故意だ。いや、故意ではないのです。前から少しおかしかったのですというようなやり取りで、費用面でも自己負担を請求されるみたいなこともあったということで、お言葉ですが、苦情のようなお話がこちらに来ておるわけなのです。ですので、なるべく管理者と入居者との関係性というのは大事なので、その辺のところを、どうか管理者の方は多分、入居者の方への対応はきちんとしてくださっているとは思うのですが、一方でそういう声が入ってきてしまうと、どうなのがなというところもございますので、区としては管理者のご対応なども、見ていただくというか、把握していただくというか、お仕事をお願いしているこちらとしては、そういうことも把握が必要ではないかと思うところですけれども、区としてはどのようにお考えでしょうか。

○櫻村高齢者地域支援課長 委員がご指摘のとおり、現在につきましては、管理者から何かあった場合に区に連絡を頂くという形を取っておりますが、それだけですと、実際の入居者のそういった細かいお声などが届かない場合もございますので、適宜、入居者の方にもそういったご意見を伺える場面等をつくっていけたらいいなと思っております。

○こんの委員 ぜひ入居者の方のお声を聞いていただくということはあっていただきたいと思います。「いろいろと言いにくいな」、「管理者の方に声をかけたいな」、「聞いてほしいな」、こうしたことが言いづらい雰囲気があるという声も入ってきておりますので、もしあれでしたら、そうした入居者のお声も聞いていただけますと、管理者とのそうしたことも、区として修繕というか、そうしたことでもできるのかなと思いますので、ぜひその点、入居者のお声もぜひ聞いていただきたいと思います。要望で終わります。

○石田（秀）委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 78ページ、区民住宅使用料、区営住宅使用料、146ページ、財産収入、これは国債のことについて伺います。52ページ、特別区民税、60ページ、特別区財政調整交付金を伺いますが、まず初めに財産収入、国債です。区として国債を今買われていると思うのですけれども、今の状況を教えてください。

それと、次に、区民住宅、区営住宅。外国人の方が入られていると思うのですが、何戸あって、どれぐらいの方が入っているかということを教えてください。

区民税。毎年、23区の中で徴収率がトップですよね。課長、新しくその立場に就かれたわけですけれども、いわゆる品川区の伝統の徴収率1位というのは維持できているのか、教えてください。

○品川会計管理者 基金の運用の際に、いろいろと国債、地方債等、購入しているのですけれども、国債についても一部、購入はしてございます。先月ぐらいまではかなり大きい金額で運用していたのですが、償還が来まして、少しまで今月、購入させていただいているという状況でございます。

○川原住宅課長 区営住宅にお住まいの外国人の方の世帯数といったご質問でございます。

現在、区営住宅には13世帯の外国人の世帯の方が住まれております。うち単身の外国人の方は1世帯のみでございます。残りの12世帯については、夫婦もしくは親子、またお子様との3人以上の家庭といった形でございます。

○宮澤税務課長 令和6年度の住民税の収納率でございます。23区で1位という状況でございます。

○藤原委員 国債なのですけれども、一部というお話でしたが、まず品川区はそういう意味で、運用という意味ではいろいろな歴史があって、それがいい意味の勉強にはなっていると思うのですけれども、

私は、もちろん元本保証という意味は大事なのですけれども、もう少し利率という意味で運用していくべきだと思っているのですけれども、国債は、この国がある以上、大体10年後ぐらいに償還できると思っています。だけれども、利率を見て、条例等、今ルールがあると思うのですけれども、そろそろ利率、運用ということ、そして利子で収入を得るという考えを、もう少し強くしていったほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

あと、住宅課長、私は外国の方も、この国にとって大事だと思っています。ただ、特に区営住宅は、いろいろな高齢者の方に会うと、やはりいつも抽せんに落ちて、入りたくても入れないというのです。私は、まず日本の方を入れてあげたいという思いが、心の中に出てしまうのです。ルールがあると答弁されると思うのです。だけど、日本の方という思いがあるので、その辺についていかがでしょうか。

税務課長、今日の答弁を伺っても、税務課長がすばらしいから、ふるさと納税等のことに関しても、係があるからできると思うのですけれども、私は、税務課というのは、まず徴収していただくことに特化していってもらいたいと思うのです。それで、人口動態を含めて、これから品川区がどうなるのか、どういうふうに伸びていくのか、そしてどういう税収になっていくのか。これはやはり企画課長がやるべきだと私は思います。私は思いますけれども、何か今日伺っていて、税務課長が答えられる。それは所管だから。でも、せっかく企画課は人口動態を持っていますよね。そうしたら、こうなって、こうなって、こうなっているから。その上が企画経営部ですよね。だから、こうなるのだから、こういう経営をしていくのだと。企画経営部長、そこはやはり、しっかりと押させていかないといけないのです。名称も企画部長から企画経営部長になったのですから、そこはしっかりとやっていただきたいと思うので、答弁ください。

○品川会計管理者 国債の運用なのですけれども、本当に先月まで、60億円ぐらい運用していたのですが、これがもう償還になりました、今回新しく買ったところも、本当に短期で数十億円というところで運用しています。それ以外については、空港の債券や道路の債券など、大体は国債より少し利回りのいいものを、今、積極的に買うようにしてございます。今、金利も非常に上がってきているところなので、そういう動向を見極めながら、債券購入についてはいろいろと研究しながら買っていきたいと思っております。

○川原住宅課長 外国人の方の入居の資格についてのご質問かと思います。

現在、区営住宅は439戸中、先ほど申し上げた13世帯、外国人の方がいらっしゃる。割合だと、まだと言ったらあれなのですが、3%強といったところでございます。こちらは、実は問合せや窓口に来る外国人の方は多いところではあるのですけれども、資格要件に該当しない方が非常に多いといったところでございます。日本に永住・定住することを認められた方、日本国に1年以上在住していて、住民票を提出できる方という要件が一定程度ござりますので、そういう方については、引き続きご案内はさせていただくのですが、ただ、そうはいっても日本の方で、なかなか何年もお住まいになれない、住みたくても住めない方がいるということは承知してございますので、引き続き5月から住宅の総合相談窓口も開設いたしましたので、そういう住まいの相談にも積極的に応じて、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○久保田企画経営部長 ふるさと納税も含めて、企画経営部の役割ということのご質問だと思いますけれども、令和6年のときに組織改正がありまして、税務課と経理課が企画部にきました。特に税務課が組織改正で来たのは収入面ということで、企画課もそうですけれども、財政課とも連携して、品川区の収入に対して一体的に取り組んでいくといった中で、それと併せて、ふるさと納税等による税外収入

もしっかりと確保していきたいということで、そういった観点から経営の視点も含めて組織改正をやらせていただいたというところです。

また、その一方で、経理課等も来まして、品川区全体の財産管理や公有地の有効活用といったところの視点も大事でございますので、企画課と施設整備課と経理課が連携して、そういったところでも中長期的な視点を持って取り組んでいきたいということで、そういった意味で企画経営部ということで、経営も重視して、今取り組んでいるところでございます。

○藤原委員 住宅課長、私の質問の仕方が悪かったです。窓口での説明を伺ったのではなくて、私は、日本の方を多く入れていただきたいという思いで質問をさせていただきました。その答弁がなかつたので、また伺います。

あと、国債で60億円と出ましたけれども、さっき道路のなどとおっしゃっていて、そうすると、運用しているのは、全部合わせると100億円ぐらいですよね。もっとか。運用していると思うのですけれども、その運用の利率によって、区に入ってくるお金というのは莫大だと思うのです。だから、その辺も今、60億円というお話をしたけれども、もうこれから運用の率によって、入ってくるお金というのは変わってきますから、そこを注視していただきたいのと、もう少し運用というのに力を入れていっていただきたいと思いますので、これは要望で、次に財政調整に行きます。

財政調整は毎回伺っているのですけれども、私はやはり品川区にお金が欲しいのです。欲しいから、こういうふうに伺うのです。無理は言っていないです。財政調整は、仕事に合った利率で欲しいと私はいつも思って、こういう場面でお話しさせていただいています。財政調整だけではないです。都市計画交付金だってそうです。7対3ということでいうならば、全部で大体900億円ですよね、財政課長。それが今、300億円しか来ていない。これはどう考えてもおかしいです。財政課長、都市計画交付金に関しては、ぜひ答弁ください。それと、何でこういうふうに仕事、仕事と言うかというと、9月11日の大雨が降ったとき、もう5時には防災課の方が西大井の地域を回っていました。私もすぐ行つたのですけれども、西大井を回っていました。それだけではない。私の近所の生活保護を多分受けている方のところには、生活福祉課の職員の方がもう回っていた。それで、何で防災課ではないのにと言ったら、「何を言っているのですか」と。生活保護の方はお1人が多いから、一軒一軒回っていました。私は、生活福祉課の職員の方に、家の前で会つたから。それだけではない。次の日、金曜日です。うちも金曜日が、ごみの収集です。清掃局、清掃の方が朝、こう言っていた。「今日は2回回りますから」と。何で2回なのか。「昨日、雨が降ったから、ごみが多いでしょう。だから今日だけ2回回る」。つまり、何が言いたいか。やはり品川区は身近な自治体なのです。だから、財政調整という形でお金が下りてくる。やはり身近な自治体に、仕事に見合つたお金を東京都から頂きたいという、ただ単に純粋な思いです。それだけではない。あれですよね、新井副区長、OECDが38か国あるうち、日本は、公共部門、いわゆる公的セクターが子どもの教育に対して財政を支出している割合は、38か国中、36位なのですよね。これは、総括のときに熱い答弁をもらいましたよね。だから、子どもの未来のために、この社会を残すために、財政調整を含め、一生懸命、今やっているのだということですよね。だから、やはりこういう思いというのを、特に企画、財政、副区長、区長を含めて、思ってやっていかないといけないと思うのですけれども、その辺については、もう誰が答弁してくれてもいいです。交付金については財政課長、ぜひ答弁ください。

○加島財政課長 都区財政調整と都市計画交付金についてお尋ねいただきました。

まず都市計画交付金ですけれども、確かに今まで200億円でしたのが、今年100億円増額となつ

て300億円となりましたけれども、先ほど委員からもございましたとおり、実際、特別区の都市計画事業に対する需要は900億円と試算しておりますので、300億円では到底、実態に見合っていないということは認識しております。実態に見合った財源を、特別区できちんと東京都と交渉して獲得していくということは、1つの大きな使命だと考えております。

それから財政調整につきましても、この間の一番大きなトピックは、区立児童相談所に関して、その役割分担に変更が生じたのだから、財政調整の割合の変更をということは、ずっとこの間の大きなトピックでした。それにつきましては、令和7年度都区財政調整協議の中の1つの要素といたしまして、令和7年度より55.1%が56%になってきたところでございます。ただ、特別区の需要というのは、それだけではないです。災害が発生したときの経費もそうですし、それからゼロカーボンに関して推進していくための経費、子育てを推進していくための経費、様々ございます。少子化・高齢化も課題としてございますので、私どもといたしましては、そこに見合った財源がきちんと補填されるように求めていきたいと考えております。

○石田（秀）委員長 次に、せお委員。

○せお委員 139ページ、給食運営費についてお伺いします。

こちらは東京都の補助金としての歳入ですけれども、対象としては食材費のみだと理解していますので、6億円余となっています。しかしながら、給食運営費や給食施設整備費など、区での給食事業全体では、令和6年度、32億円余の予算が使われておりまして、改めて子どもたちが毎日のように食べる給食には大きな予算が使われていて、ありがたいと感じるとともに、これぞ行政が果たすべき役割だと感じています。

そこで、今年度予算化されました学校給食における有機農産物等活用推進事業ですが、予算案が発表された後、私たち会派で地元の複数の青果事業者と意見交換を行い、予算特別委員会で問題提起や提案をさせていただきました。具体的には、地元業者との意見交換の実施、調理師・栄養士が引き続きスムーズに調整しながら業務を行えるような仕組みの構築、まずはトライアルで行い、その後、検証を行うことなどを伝えました。現時点で、こちらの事業の進捗状況と、改めて目的をお聞かせいただければと思います。

○石井学務課長 学校給食における有機農産物等活用推進事業につきまして、先般の予算特別委員会で、様々ご審議の中でご提案を頂きました。その中で、例えば地元の青果事業者や調理現場、栄養士と、丁寧に意見交換をしながら、この間、進めてまいりました。4月から関係各所とそういった意見交換を続け、さらに6月からは、その中で得られた知見を基に、事業の具体化についてここまで取り組んでまいりました。

例えば野菜の大きさなどといったものについても、実際に現物を見ながらやっていくということで、サンプル品の比較会も実施しました。また、関係各所の中には農林水産省もございまして、この農林水産省も品川区の動向を注視しているというところで、意見交換を行ってまいりました。様々な方々のご意見を頂きながら、まず現場にとって負担なくやるために、きちんと、まず1品でもいいから、そして少しでもいいから、有機野菜を使って給食を作っていくというところで、9月より試行的に各区立学校の調理現場で有機野菜が使われているところでございます。

こういったことを踏まえながら、現場に対して、一つ一つ課題をクリアしながら進めていくところで事業を進める中で、やはりこの事業につきましては、農林水産省が定めております、みどりの食料システム戦略にのっとって、事業を進めているところでございます。日本の有機農業の推進について、

これを消費者の立場から応援していくという立場で、この事業を行っているところでございます。

○せお委員 会派の提案も活かされた形となっておりますし、何よりも所管が丁寧に進めてくださったのだなと感じることができて、ありがたいと思っています。ぜひ、引き続き丁寧に進めていただいて、その都度報告いただければと思います。

さらに、私は常に子どもたちの気持ちを考えたい。給食に関して言うと、子どもたちがより喜ぶ、子どもたちがより満足するという給食を考えていきたいと思っています。大人の事情などは関係なくて、食べる主体は子どもたちです。

今年の予算委員会では、肉の量が東京都の中で最も少ないとデータがあるというお話をさせていただきました。肉が増えれば子どもたちが満足するという話ではないのですけれども、子どもたちの好みや食べる量もそれぞれ異なるので、一概に何がいいと言えないのが難しいところではありますが、子どもたちが主体の給食は子どもたちが話し合って決めていければいいと考えています。前回も、足立区の「おいしい給食担当課」のお話をさせていただきましたけれども、給食プロジェクトのような取組を構築していただくのも1つですし、大人が補助しながらワークショップなどを行うのも、自分たちが決めた給食ということで、楽しみも加わって、満足度も高まるのではないかでしょうか。

学校によって行っているところもあると聞いておりますけれども、教育委員会が主体となって、各学校の差異なく行っていただきたいと考えます。こちらの見解を伺います。

○石井学務課長 まずやはり給食を食べるのは子どもが主役でございますので、そういった、子どもたちにとっての魅力ある給食は一番大事であると考えております。

学校によっては、例えば探究の授業から生まれたメニューなどといったものがすごく評判であると。あとは、栄養士の取組によって、学校の人気メニューのレシピを配布するなどといった取組が、もちろん行われているところです。

区としても、例えば食育推進月間の6月に合わせて、広報しながら学校給食の人気メニューのレシピなどを掲載させていただいたり、そういった取組をこれまでもしているところでございます。こういった中で、今までの給食の取組に加えて、さらにどうやったら魅力ある給食を運営できるか。これについては、教育委員会としてもしっかり考えていきたいと思っております。

○せお委員 様々な事例なども聞けて、本当によかったですけれども、もう、ぜひ子どもたちの声というところを一番に考えて、進めていっていただきたいと思っています。

有機農産物を、場面に応じて少し取り入れていくということに反対はないのですけれども、今回の給食に関しての新事業は、唐突だったこともあって、多くの関わる方たちが困惑するという事態が起きました。そういった事態に関連してですが、今日は歳入なので、一応、歳入について少し触れるのですけれども、令和6年度の新規事業や無償化などを見ても、新しい事業が始まることによって生じる課題について検討されたのかというところは少し心配しています。冒頭のご説明や質疑などで、歳入の確保はされていて、前年度より伸びているということは理解していますが、様々、新規事業や無償化を行う。それで、その後、議会で課題を指摘されて補正予算を組むという流れですと、歳入のほとんどは金額が決定するのは年度の途中や後半ですし、想定外のことが起こる可能性もありますので、これがスタンダードになるのは、今後の中長期的に見た財政に不安を少し抱きます。ですから、新しい施策に対しては、その結果、起こる課題に対しても、当初から抱き合いで施策を打っていただいて、当初からの予算確保をお願いしたいです。こちらは企画課か財政課か、すみません、ご見解を伺います。

○加島財政課長 予算編成過程における事業の持続可能性というところかと思います。

課題につきましても、もちろん各課とのヒアリングの中で、また調書を提出していただくに当たって記載を頂いているところでございます。ただ、実際、始めてみた中でつかんでくる課題というのもございます。利用者から頂くお声から課題をつかむこともございますし、数的な実績の動きから、このような問題が生じているのかということを把握することもございます。私どもといたしましては、予算編成に当たりまして、区の政策方針との整合性が取れているか、それから実現可能性、体制や規模感、実現可能性があるか、また費用対効果に見合っているかといったことは査定の際に照らし合わせつつも、今、区の方向性に合っているものにつきましては、やっていく中で課題を把握するものもあるかもしれませんけれども、予算化して、きちんと所管課と共に歩んでいきたいと思っております。

○せお委員 だから、新規事業をやってみて出てきたものということに関しては、もう効果検証というところは大事になってきますし、先ほど私が言ったところで、新規事業を進める前に、起こり得る課題というのを事前に検討できたら、より効果的な事業となってくると思いますので、ぜひその辺も慎重にお願いしたいと思っています。

令和6年度も、区民の皆さんのが幸せになる施策をたくさん打っていただいておりますので、廃止しなければならないという事態にならないように、持続可能な施策展開というのを、ぜひよろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、10月2日午前9時30分から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後 5時36分閉会

委員長 石田秀男